

『源平盛衰記』全釈（八—卷三—1）

早川厚一
曾我良成
村井宏栄
橋本正俊
志立正知

「三」源平盛衰記波卷第三

諒闇

¹ 永万元年七月廿八日ニ、² 新院隠サセ給シカバ、天下諒闇ニテ御禊・大嘗会モ行ハレズ。雲ノ上人花ノ袖⁴ 窄ニケレバ、人皆⁵ 愁タル色ナリ。諒闇ハ神武天皇崩シ給ケレバ、綏靖天皇ヨリゾ始レリケル。天子ノ親ニ奉^レ別ヌレバ、四海ノ内⁶ 一天ノ下、皆⁷ 禁忌ナレバ、諒闇ト云也。
【校異】 1 〈近〉 右に「諒闇」と傍記。 2 〈蓬・静〉 右に「二条院歎」と傍記。 3 〈近〉「さて」、〈蓬〉「袂」、〈静〉「衫」。 4 〈近〉「しほれにければ」、〈蓬〉「窄にければ」、〈静〉「窄にければ」。 5 〈近〉「うれへたる」、〈蓬・静〉「憂たる」。 6 〈近〉「二てんのした」、〈蓬〉「二天下」。 7 〈近〉「きんぎなれば」。

【注解】 ○永万元年七月廿八日ニ、新院隠サセ給シカバ 卷二「新帝 謂受讓即位、非謂諒闇登極」(神道大系本、卷二)とあるよう御即位崩御」に、「同(永万元年七月)二十八日ニ、新院隠レサセ給ニケリ」(全釈六一五〇頁)とあり。新院は、二条院。 ○天下諒闇ニテ御禊・大嘗会モ行ハレズ 永万元年六月二十五日に、第二親王順仁(後の六条天皇)に讓位、七月二十七日に即位が行われた。『儀式』に、「天皇即位年へ七月以前即位、当年行事、八月以後、明年行事、年の仁安元年十月二十七日に、大嘗会は、十一月十五日に行われた。

このように、「諒闇登極の場合の大嘗祭は、『北山抄』巻五「大嘗会事」によると昇年（満一年）後に延引される」（加茂正典六〇頁。他に平藤幸四二頁）。○雲ノ上人花ノ袖窄ニケレバ：以下、〈盛〉の独自本文。「花ノ袖」を〈蓬・静〉は、「花の袂」とする。いずれも意味は同じ。はなやかな衣服を「花の袖」と言う用例としては、「花のそでかへまくをしきけふなれややまほととぎすこゑはおそきに」（『秋篠月清集』夏部更衣、一〇五六）の例がある。但し、用例としては、「花の袂」や「花の衣」の方が多く、「なれ見てし花の袂をうちかへし法の衣をたちぞかへつる」（『新古今集』雑下、一七二一）などがある。また平家物語諸本では、〈四〉「天下成^{リヤサ}諒闇雲上人花袂衰^{ヤツ}何賀成^カ下^{リヌ}墨染袖^ト」（巻六一二三八右）、〈延〉「天下諒闇ニナリニシカバ、雲上人花ノ袂ヲ引替テ、藤ノ衣ニナリニケリ」（巻六一二四ウ）、〈屋〉「天下掠闇成シカバ・雲ノ上人花ノ袂モヤツレケリ」（巻六一四四九頁）、他に『曾我物語』「さしも、うつくしかりつる花の袂をひきかへて、墨の衣にやつしはてける」（大系本四〇七頁）に見るように、諒闇の服にやつした折には、「花の袖」ではなく、「花の袂」と表現される。〈盛〉でも、他の用例では、「天下諒闇ニ成テ、雲ノ上人花ノ袂ヲ引替テ、藤ノ衣ニ窄ケリ」（四一九頁）、「新院ノ御事ニ、雲ノ上人花ノ袂ヲ引替テ、皆藤ノ衣ニ改ルニ付テモ、御心ウシト思召連ケリ」（四一五八頁）と言うように、「花ノ袂」とされる。「窄ニケレバ」の訓については、校異4に見るように一定しない。〈近〉「しほれにければ」であれば、「袖が涙で濡れて」の意となるが、〈蓬・静〉「窄^{スボシ}にければ」であれば、「すぼる」は「縮む。せばまる」の意であり解しがたい。〈名義抄〉では、「窄 セハシ、スボシ、エラフ、サシ、ヤツレタリ、

ヤツス」（法下六四）とあり、「スボシ」のよみもあるが、「ヤツレタリ、ヤツス」とよむ方が適切であろう。すなわち「花の袖やつれにければ」で、殿上人がはなやかな衣服を、諒闇のため、鈍色の衣服に変えた、の意となる。底本にある二十例の「窄」の内、「窄シ」が七例（二四〇〇頁、四一九九頁、五二二六七頁・四三二頁・四四二頁、六一二五頁・四〇四頁）、「窄シテ」が三例（六一四九頁・二五〇頁・四八三頁）、いずれも「ヤツシ・ヤツシテ」とよむのである。他の事例（二一三七頁、四一九九頁、五二四七頁・四一九九頁・五二四頁・五四三頁・五四四頁・五六四頁、六一二九七頁）の多くも、「やつす」乃至は「やつる」の活用形としてよむ可能性が高い。例えば、右に引いた（四一九九頁）「藤ノ衣ニ窄ケリ」も「やつれけり」とよめよう。諒闇の装束については、「天皇御服之時事（天下諒闇是也）。殿上侍臣四位。五位。六位。ミナ橡ノ袍。タビシ表袴下重等鈍色ナリ。宿装束ハ差異樹等ミナ鈍色。但樹ハ黄色花田ミナマジヘキル也」（『助無智秘抄』群書八一―一八〇―一九九頁）とある。○諒闇ハ神武天皇崩シ給ケレバ、綏靖天皇ヨリゾ始レリケル（『日本書紀』綏靖天皇条に、「諒闇」（大系本上一二二九頁）の語が見えるが、『平安時代史事典』は、「後世の文修によるものと思われる」（下二六九六頁）とする。但し、『愚管抄』の「皇帝年代記」の綏靖天皇条に、「神武天皇崩御後、諒闇之間」（大系本四四頁）とあることからしても、中世初期に諒闇の始まりが綏靖天皇より始まるという認識は既にあったと考えられる。なお、記録上に確認できる諒闇の初例は、孝謙天皇の祖母藤原宮子の死により、翌年天平勝宝七年（七五五）正月の朝賀の儀が中止されたことを記す記事（『続日本紀』新大系三一―一五三頁）に見られるもの（『平安

時代史事典』)。○天子ノ親ニ奉別又レバ、四海ノ内一天ノ下、皆禁
 忌ナレバ、諒闇ト云也 『壙裏鈔』には、次のような起源譚が引かれ
 る。「天子ノ御忌ヲ、諒闇ト云ハ何ソ 国主ノ崩ニ限テ。諒闇共。諒
 陰共云也。諒陰ヲハ。マコトニモタスト読也。諒ニ陰トハ。天子ハ。
 日々万民ノ訴ヲ断給フヘキヲ。一向ニ黙シテ。不聞食故也。サレハ
 尚書ニ曰。殷ノ高宗ハ。諒陰テ。三年不レ言ト云云。孔安国カ註シテ曰。
 高宗ハ。殷ノ中興ノ王武丁ナリ。諒ハ。信。陰ハ。猶黙ト云云。又都
 物忌ト云事ハ。我心ニ依ル者也。故ニ忌ノ字ハ。從己ニ從心ト云也。
 サレハ己カ心ト書テ。忌トヨムヲ以テ可レ知ル』(覆刻日本古典全集『壙
 裏鈔』一八五頁)。

【引用研究文献】

* 加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』(思文閣出版一九九九・2)

* 平藤幸『平家物語』安徳天皇大賞賞延引記事の意義』(国文鶴見四二二〇〇八・3)

1 同十二月廿五日、故²建春門院ノ位³未浅シテ、東ノ御方ト申ケル時ノ御腹ノ皇子、五歳ニ成セ給ケルニゾ、親王ノ宣旨ヲ⁵下サレケル。
 年来ハ⁶被打籠⁷御座テ幽也ケルガ、今ハ万機ノ政一院聞召セバ、⁸無憚被宣下⁹ケリヘ⁹同二年八月ニ改元アリテ仁安ト云。

仁安元年十月七日、高倉院六¹⁰歳、東三条院¹¹春宮立ノ御事アリ。¹²同二年二月十九日、御歳七ニテ御即位。春宮トハ帝ノ御子ヲ申ス。
 又太子トモ申。¹³御弟ヲバ¹⁴大弟ト申。其ニ是ハ主上ハ御甥ニテ三歳、東宮ハ¹⁵御叔父ニテ六歳也。昭穆不相叶¹⁶ハニ物騒トイヘリ。但、一条院
 ハ七歳ニテ、寛和二年¹⁷七月廿二日、御即位アリ、三条院ハ十一歳ニテ、¹⁸同三年七月十八日ニ¹⁹春宮ニ立給フ。非無²⁰先例²¹ト申人モアリ。

六条院²⁰二歳ニテ²¹禪ヲ受サセ給タリシカ共、僅ニ三年ニテ、²²同年二月十九日、春宮踐祚有シカバ、御位ヲ²⁴退セ給テ²⁵新院トゾ申ケル。
 御歳²⁶五歳ニ成セ給ヘバ、未御元服モ²⁷無²⁸童ナ^{《ル》}帝ニテ、太上天皇ノ²⁹尊号、漢家本朝コレゾ始ナルラント珍キ事也。終ニ安元二年
 七月二十八日、御歳十三ニテ隠サセ給キ。哀ナル御事也。

仁安³¹三年三月廿日、大極殿ニシテ³²新帝有^{あり}御即位^一。此³³君位ニツカセ³⁴御座又レバ、弥平家ノ采トゾ見エシ。³⁵国母建春門院ト申ハ、平家
 ノ一門ニテ渡ラセ給フ上、取分テ入道ノ^{北方}二位殿、又女院ノ御姉ニテ³⁶御座ケレバ、相国ノ公達³⁷二位殿腹ハ、当今ニハ³⁸御外戚ニ³⁹結ボオ
 レ進テ、イミジカリケル事也。平大納言時忠卿ハ、女院ノ⁴⁰御セウトニ⁴¹御坐ケル上、⁴²主上ノ御外戚ニテ、内外ニ⁴³付タル執權ノ臣トゾ⁴⁴振舞ケル。
 叙位・除目偏ニ此卿^{三三}ノ沙汰也ケレバ、世ノ人ハ平閑白トゾ申ケル。

【校異】 1 〈近〉「おなしき」、〈静〉「同」。なお、〈近〉行の冒頭に「高倉院春宮立御即位」と傍記。 2 〈近〉「そんしゆんもんゐんの」とし、「そ」
 に見え消ち、「け」と傍記。 3 〈近〉「いまたあさうして」、「蓬」^{アサ}「いまた浅からて」、「静」^{アサ}「いまた浅くして」。 4 〈近〉「ひんかしの御かたと」、「蓬」
 「東の御方と」、「静」^{ヒカシ}「東の御方と」。 5 〈近〉「くたされけり」。 6 〈近〉「うちこめられて」、「蓬・静」^{コメ}「うち籠られ」。 7 〈近〉「おはしまし」、「蓬・静」^マ

しくて」。8 〈蓬・静〉「御憚なく」。9 〈近〉「おなしき」、〈静〉「同」。なお、〈近〉「おなしき二ねん／にんあんといふ」八月にかいけんありて」とし、「にんあんといふ」を「ありて」の後に入れてよむべき訂正符号あり。10 〈蓬・静〉「歳」なし。11 〈近〉「とうくうたちの」、〈静〉「春宮立の」。12 〈近〉「おなしき」、〈静〉「同」。13 〈近〉「御おとうとをは」、〈蓬・静〉「御弟をは」。14 〈近〉「おほおとうと申」、〈蓬・静〉「大弟と」。15 〈近〉「御おちにて」、〈蓬〉「御叔父にて」、〈静〉「御叔父にて」。16 〈近・蓬・静〉「ハ」なし。17 〈蓬・静〉「十月」。18 〈近〉「おなしき」、〈静〉「同」。19 〈蓬・静〉「東宮に」。20 〈蓬〉「二才にて」。21 〈近〉「ゆづりを」、〈蓬・静〉「譲を」。22 〈近〉「おなしとしの」。23 〈蓬・静〉「十五日」。24 〈近〉「すべらかせ給ひて」、〈蓬・静〉「退かせ給て」。25 〈静〉「親院とそ」。26 〈蓬・静〉「四歳に」。27 〈近〉「なき」、〈蓬〉「ならず」、〈静〉「なく」。28 〈近〉「わらはなるみかと」とし、「と」の右に「ニテ」と傍記。〈蓬・静〉「童帝にて」。29 〈近〉「そん」とし、右に「かう」と傍記。30 〈蓬〉「年七」なし。31 〈蓬・静〉「二年」。32 〈蓬〉右に「高倉院」と傍記、〈静〉「親帝」とし、右に「高倉院」と傍記。33 〈蓬・静〉「君の」。34 〈近〉「おはしましぬれば」、〈蓬〉「御坐つれば」、〈静〉「御坐ぬれば」。35 〈近〉「こゝも」とし、「ゝ」に見せ消ち。右に「く」と傍記。36 〈近〉「おはしましければ」、〈蓬〉「御坐ければ」、〈静〉「御坐ければ」。37 〈近〉「二るとのはらは」、〈蓬・静〉「二位殿の腹は」。38 〈近〉「御ぐわいせきに」、〈蓬・静〉「御外戚」。39 〈近・蓬・静〉「むすはゝれまいらせて」。40 〈蓬・静〉「御妹に」。41 〈近・蓬・静〉「おはしける」。42 〈蓬・静〉「主上ノ」なし。43 〈近〉「つきたる」。44 〈近〉「ふるまひける」、〈蓬〉「振まはれける」、〈静〉「振舞れける」。

【注解】○同十二月廿五日 憲仁（後の高倉天皇）に親王宣旨が下された日。永万元年（二一六五）十二月二十五日。〈屋〉「十一月廿四日」、〈寛〉「十二月廿四日」、〈中〉「十一月十二日」。十二月二十五日が正しい。『顕広王記』「院第三皇子被下親王宣旨」、憲仁（母故兵部大輔平時信女、号東御方）、勅別当平大納言、於法住寺殿有此事」（十二月二十五日条）。二条天皇の死後、後白河院は、着々と高倉践祚への道を築き上げていた。永万元年九月には、憲仁の立太子を謀った廉で解官され配流されていた時忠が召還されたが、それに続く動きが、今回の親王宣下であった（上横手雅敬五一七頁）。一方今回の親王宣下があった九日前の十六日に、以仁王の元服があった。『院若宮（御名為仁）御元服（高倉殿腹）十六』於大宮有此事、宮司等為役人、有故事歟」（『顕広王記』）。既に五味文彦①の「以仁王が八条院の猶

子として元服したという事実は、以仁王こそが鳥羽の流れの皇統の推す皇位継承者であったことを雄弁に物語」（七二頁）っているのと指摘や、上横手雅敬の「憲仁が親王宣下、立太子、踐祚を急いだのは、六条よりも以仁を恐れ、その地位を決定的なものとするためであった」（五一八頁）との指摘があるように、以仁王の大宮多子郎での元服の背景には、「憲仁（高倉天皇）への対抗馬として以仁王を皇位継承候補者として確保しようとする六条天皇支持勢力の意図があった」（佐伯智広六〇頁）と考えられる。さらに親王宣下のあった二日後の二十七日に大宮が出家するが、それは、夫二条院の死によるためとも、親王宣下により以仁王の即位への夢が断ち切られたためとも考えられる。なお、この時点での清盛は、摂政藤原基実・左大臣藤原経宗・権大納言藤原実定と共に六条天皇を支える側にいたとされる。しかし、

翌年仁安元年（一一六六）七月二十六日に清盛の婿でもある基実が死去すると、二条院の意図した体制は完全に崩壊し、後白河院政が確立した（五味文彦②一七四頁、佐伯智広五九頁）。○故建春門院ノ位未浅シテ、東ノ御方ト申ケル時 建春門院滋子。生没は、康治元年（一一四一）—安元二年（一一七六）七月八日。父は兵部権大輔平時信母は中納言藤原顕頼の娘祐子。兄弟に時忠・親宗、姉に清盛室の二位殿時子がいる。時子・時忠の母は、二条大宮（合子内親王）に仕えていた半物の某女。某女は、時信と別れた後、藤原顕憲と通じ、法勝寺執行能円を儲けている（角田文衛一一八—一九頁）。滋子は、当初小弁の女房名で上西門院（後白河天皇姉）に仕えたらしく、その時期は、上西門院の院号宣下のあった平治元年（一一五九）二月以降、つまり滋子が十八歳の頃かとされる（宮崎莊平九九—一〇〇頁、角田文衛一一一—一二二頁）。姉の時子が、典侍・乳母として二条内裏に出仕していたことから、その縁により出仕したか。平治の乱により三条烏丸の院御所が焼失したため、後白河上皇は、親しかった姉上西門院御所に移り同居していたから、そうした中で滋子は上皇の目に留まり、寵幸に浴すことになったか（宮崎莊平一〇〇頁）。『愚管抄』によれば、滋子は、清盛と力を合わせ、憲仁の立太子実現のために尽力したという。『愚管抄』「世ノ政ハミナ院ノ御サタニナシテ、建春門院ハソノ時小弁殿トテ候ケル。時信ガムスメ、清盛ガ妻ノ弟ナリケレバ、コレト一ニトリナシテ、後白河院ノ皇子小弁殿ウミマイラセテモチタリケルヲ、ヤガテ東三條ニワタシマイラセテ、仁安二年（仁安元年）が正しい（十月十日東宮ニタテマイラセテケリ）」（二四三頁）。「東の御方」と呼ばれたのは、移り住んだ法住寺殿の東対を座所としていたからか

（角田文衛一二三頁）。『玉葉』「今日有女御宣旨云々（東御方、東宮母儀、時信女也）」（仁安二年一月二十日条）。〈延〉には、後白河院に嫁した清盛の乙娘（嚴島内侍腹）が「女御代ニテ、東ノ御方」（巻六一二五ウ）と呼ばれたとある。この事例からしても、〈盛〉の、位もまだ浅く、「東ノ御方ト申ケル時」という認識は正しい。なお、〈盛〉のみ「故建春門院」とするが、病没したのは、安元二年（一一七六）七月八日のこと。永万元年の憲仁親王宣下を語るこの場面で「建春門院」を「故」と記すのは〈盛〉のみ。源健一郎は、〈盛〉が、この後治承年間の記事に日付を付した建春門院の崩御に関する記述を増補し、後から振り返る体裁に整えていることから、「故建春門院」という呼称を用いるのは、「その先そう長くない時点での崩御を暗示するためであろう」（五四頁）とする。○五歳ニ成セ給ケル 高倉天皇の年齢を、永万元年（一一六五）の時点で「五歳」とする点、〈四・延・長・南・中〉同。応保元年（一一六一）九月三日生。故に五歳で正しい。○年来ハ被打籠御座テ幽也ケルガ 「法皇、年来者被打籠御座カケル、今者奉任、法皇御計事、日出ケレ」とする〈鬪〉を除いては、当該部分の主語が不明確で、後白河上皇のことを言うとも、親王宣下が下された親王（後の高倉天皇）のことを言うとも両様に取れる。つまり、①上皇は、常は押し込められて、あるかないかのご様子でいらっしやったが、二条天皇亡き今は、政治を総て上皇がお取りになっていたたので、誰に憚ることもなく上皇は親王宣下をなさったとも、②親王は、常は押し込められて、あるかないかのご様子でいらっしやったが、二条天皇亡き今は、政治を総て上皇がお取りになっていたたので、誰に憚ることもなく上皇は親王宣下をなさったとも、両様に解し得る（早

川厚一・曾我良成（二頁）。①の解釈では、主語を共に上皇と解することになる。一方、②の解釈では、親王の打ち籠められた様子とは、二条院政下では、二条の死去まで高倉は親王宣下も受けられなかった状況を指すと考えられる。ただ、前文の「親王ノ宣旨ヲ下サレケル」からの続き具合からすれば、主語を高倉と解することになる②の解釈が良いか。なお、〈延・長〉は、この後に「東御かたと申は、時信のあそん娘、知信のあそんの孫なり。弁殿とて候はせ給けるを、法皇時々めされけるほどに、皇子いでき給にければ、いよくおもき人にて、はじめは皇后宮と申けるが、皇子位つかせ給ひてのちは、院号有て、建春門院とぞ申ける。相国の次男宗盛を、彼女御、御子にせさせ給ければにや、平家、ことにもてなし申されけり」（〈長〉1―五五頁。〈延〉は、傍線部を欠く。目移りによる脱落と考えられる）の記事を記す。後白河院皇統と二条院皇統との対立の中、『愚管抄』には、清盛は「ヨク／＼ツツシミテイミジクハカラヒテ、アナタコナタ」（二二九頁）したと記されるものの、清盛の思いは後白河・高倉側にあった（上横手雅敬五一―八頁）ことを明らかにする記事であり、この記事は、この後の物語の展開に密接に関わるものであろう。○今八万機ノ政一院聞召セバ、無憚被宣下ケリ この時期、院は天皇の勅旨がなくても宣旨を発行できたとされる。後白河院の意思が六条天皇の勅旨なしにそのまま国家意思になりえたのである（井原今朝男一六九頁、川合康二二五頁）。そうした状況を言うのであろう。なお、当該記事を記すのは、〈盛〉を含めて以下の五本だが一様ではない。〈四〉「万機政今、法皇聞食セバ、無憚カケ也」（巻一一二七左）、〈闘〉「今者奉任、法皇御計事、御目出ケ」（二上―一八ウ）、〈延〉「今八万機ノ政ワク方ナク法皇聞食

ケレバ御慎ナシ」（巻一一五二ウ）、〈長〉「万きのまつりこと、法皇聞召ば、御はばかりなし」（一―五四―五五頁）。その中でも、〈延〉の「御慎ナシ」の解釈が問題となろう。小林美和は、この「御慎ナシ」を、「春宮となった後の高倉帝の「御慎」みのなさ」（三三三頁）と解する。しかし、ここは、前項の注解に記した①②に見るように、「慎ナシ」とは、〈四・長・盛〉に見るように「憚らない」様、つまり、親王宣下するに際して、上皇は誰に憚ることもはやなかったことを言うのであろう。○同二年八月二改元アリテ仁安ト云 改元記事、〈南・屋・覚・中〉にあり。改元は、永万二年八月二十七日。代始による改元。○仁安元年十月七日、高倉院六歳、東三条ニテ春宮立ノ御事アリ 前年十二月二十五日の親王宣下に続く立太子。「十月七日」、〈四・闘・延〉同、〈長〉「二月七日」、〈屋・覚・中〉「十月八日」と様々だが、十日が正しい。『兵範記』「自夜降雨、有立太子事、太上天皇第二皇子憲仁、母故正五位下兵部権大輔平時信女、御年六歳、去年十二月為親王、今於東三条亭有其儀、自東山七条末御所ニ行啓彼亭、于時上皇御同宿、御幸行啓可在同時云々、於京極辺ニ密々見物未廻先御幸、殿上人六位五位四位卅余人先驅、但無官輩及儒者不入此列、兼有沙汰無催之也」（仁安元年十月十日条）。父の上皇と共に出立した「東山七条末御所」とは、法住寺殿内の御所で、「法住寺七条末上（北）御所あるいは七条殿」とも「北殿」とも呼ばれたもの（江谷寛三九一頁）。立太子の行われた東三条邸では、藤原師実から基実に至る間、藤原氏一門の重要行事が行われた。また、久安五年（一一四九）十二月二十二日には近衛天皇の遷幸、翌六年正月四日には同天皇御元服の儀がこの邸で行われ、保元の乱では後白河天皇がこ

の邸に遷幸するなど、国家的にも重要な場所となった。なお、憲仁親王の立太子式以降、東三条邸は、東宮御所として用いられた(太田静六、三二六頁)。また、憲仁親王の東宮職・東宮坊官人は以下の人物。『玉葉』余今夜被_レ任_レ傳也。大夫清盛卿、権大夫邦綱卿(前参議如何如何)、亮教盛朝臣、権亮右中将実守朝臣、学士式部大輔永範朝臣、大進光雅知盛、小進棟範等也(仁安元年十月十日条)。この時の人事では、大夫に清盛、権大夫に邦綱、亮に教盛、大進に知盛というように春宮坊の上級職員が多くを平氏一門やその与党が占めている点特徴的で、次期の安徳天皇の場合も同様である。さらに、際立って異例の人事と当時の貴族達に思われていたのが、非参議の権大夫邦綱の起用であった。参議でもない邦綱が選ばれた理由は、彼の娘が高倉天皇の乳母であったためと考えられる(早川厚一・曾我良成五二〇頁)。なお、本記事の前に、〈四・鬨・延・長・南・屋・中〉は、①「仁安元年、今年ハ大嘗会ホベキナレバ、天下其宮ミナリ」(〈延〉巻一―五二ウ)と記す。前節の記事「永万元年七月廿八日ニ、新院隠サセ給シカバ、天下諒闇ニテ御禊・大嘗会モ行ハレズ」(〈盛〉)と呼応しよう。大嘗会は仁安元年十一月十五日に実施された。但し、いずれの諸本もその事には触れない。〈盛・覚〉が、①の記事を欠くのは大嘗会実施の記事がないことと関わるか。○同二年二月十九日、御歳七ニテ御即位 〔盛〕の独自異文。この後の即位記事を取捨する形だが、受禪践祚が仁安三年二月十九日、即位は、同年三月二十日のことであり、正確でない。〈盛〉では、この後に、「仁安三年三月廿日、大極殿ニシテ新帝有御即位」と、重複して即位記事があり、こちらの年月日が正しい。また、〈盛〉の当該記事は、仁安二年と誤るため、高倉天皇の

年齢を七歳とするが、正しくは即位は翌年であるため、八歳が正しい。『兵範記』「又参_レ閑院、此間春宮(諱憲仁、春秋八歳、母女御滋子、自東山七条御所行_レ啓此殿」(仁安三年二月十九日条)。後掲の注解「僅ニ三年ニテ、同年二月十九日、春宮践祚有シカバ」、「仁安三年三月廿日、大極殿ニシテ新帝有御即位」参照。○春宮トハ帝ノ御子ヲ申ス。又太子トモ申。御弟ヲバ大弟ト申。当該記事を、〈南・屋・覚・中〉は欠く。〈盛〉は、この前に即位記事を記すため、立太子記事との接続が断たれてしまっている。東宮には、普通は帝の御子(太子)がなるか、帝の弟(大弟)がなるものだが、今回の立太子は、いずれにも該当せず、父子長幼の順に悖るものであることを言う。但し、憲仁(高倉天皇)の立太子や即位に、正統王権二条の系統の六条を擁護するグループや、母が平氏の出身である高倉に反発する動きはあったものの(元木泰雄①二三頁、松蘭齊九頁)、父子長幼に悖るものであることを非難する記事は、『兵範記』『玉葉』『愚管抄』等に見られない。○其ニ是ハ主上ハ御甥 〔四〕「而_レ是_レ主上ハ御甥」(巻一―二七左)、〈鬨〉「其_レ是_レ春宮御叔父」(巻一―一八ウ)、〈延〉「其ニ主上ハ御甥」(巻一―一五三オ)、〈長〉「それにこれは、御甥は」(一―五五頁)。「其ニ是ハ」は、「それにこのことは、」の意。「ハ」が連続するが、「このことは、」と主題を提示しながら、以下「主上ハ：東宮ハ：」と対比的に提示している。○昭穆 父子長幼の序列。〈延〉では「昭(上濁)穆(入)」(五三オ)とあり、「ぜうもく」のよみを指示する。高野本においても「詔目(ゼウモク)であり、同じく「ぜうもく」とする。ただし三巻本『色葉字類抄』は「昭(平)〔去〕穆(入濁)」を立項し、直下には仮名語形として「セウホク」とある(セ置字・下

一一一オ二）ことから、「せうぼく」の語形もあったと見られる。

○物騒トイヘリ〈延・長同〉。〈盛〉巻二「新帝御即位崩御」にも、「鳥羽院五歳、近衛院三歳ニテ御即位有シヲコソ、トシト人々思申シニ、是ハ僅ニ二歳、イマダ先例ナシ、物騒シクゾ覚エシ」（6―15〇頁）とあったように、先例のないことは、しばしば「物騒」と評される。〈延〉「未タ先例ナシ。物騒シト云ヘリ」（四六ウ）、〈寛〉「先例なし。物さはがしともおろかなり」（三三頁）など、六条天皇の即位に対しては諸本もほぼ同様の評を下している。〈日国大〉は、「ものさわがしい（物騒）」の項で、六条天皇即位の記事を、「③物事のやりかたなどが、せつちである。あわて騒いだ様子である。気がはやい。」の意の用例とするが、むしろ「②様子・状態が、穏やかでない。不穏である。物騒である」のニュアンスを含んだ意として理解するべきだろう。憲仁の立太子に対して付された評「物騒トイヘリ」は、この後の世の混乱を予測するものともなっている。○一条院ハ七歳ニテ、寛和二年七月廿二日、御即位アリ「寛和二年」とする点、〈闕・南・屋・覚・中〉同。〈闕〉は、「寛和二年〈丙戌〉六月廿一日（一八ウ）と月日記載あり。〈四〉「寛弘二年（二八右）、〈延〉「寛仁三（二一イ）年（五三オ）、〈長寛仁〉二年（五五頁）。寛和二年（九八ウ）六月二十三日が正しい。〈四〉の「寛弘」は「寛和」の誤写によるか。『日本紀略』「寛和二年六月廿三日庚申。華山天皇偷出禁中。奉劍鬪於新皇（年七）。外祖右大臣參入。令固禁内警備。翌日。行先帝讓位之礼。右大臣藤原朝臣撰行万機」（国史大系一五九頁）、『扶桑略記』「寛和二年丙戌六月廿二日庚申。生年七歳。受禪。同廿三日辛酉有太子授位宣命」（国史大系一五六頁）、『愚管抄』「諱懷仁。寛和二年六月廿三日ニ受禪」（大

（一）

系本九四頁）。『榮花物語』「かくて廿三日に東宮位につかせ給ぬ。東宮には冷泉院の二宮居させ給ぬ。みかどは御年七つにならせ給。東宮は十一にぞおはしましける」（大系本九九―一〇〇頁）。一条院は、円融院の第一子、母は東三条院詮子（藤原兼家女）。○三条院ハ十一歳ニテ、同三年七月十六日ニ春宮ニ立給フ〈四・延・長・南・屋・覚・中〉は、立太子のあった年月日を記さないが、いずれも一条天皇の即位があった年の意。〈闕〉「七月十八日（一上―四〇頁）。立太子があった日は、寛和二年七月十八日のこと。『扶桑略記』「十八日。以居貞親王立皇太子（冷泉院二男也）。同日於外祖撰政右大臣南院第一皇太子元服。年十一」（国史大系本一五六―一五七頁）。三条院は、冷泉院の第二子、母は皇后超子（藤原兼家女）。『愚管抄』では、「一条院位ニツカセ給テノチニ、三条院ヲ東宮ニ立マイラセラレケルコソ、イカナリケルニカ」（大系本一七七頁）と、長幼に悖る立太子が行われた理由について、「世ノ人ノ思ヒナラヘルコト」として、冷泉・円融天皇の誕生により即位できなかった広平親王とその外祖父元方大納言の悪霊により、冷泉天皇は物の怪に悩まされ、中一年で退位し、冷泉天皇の皇子花山天皇も突然の退位をし、その弟の三条天皇も、「イタヅラニナシマイラセントヲモヒテ、カ、ルヤウドモハ出キケルニヤ」（同前一七八頁）と解する。なお、山中裕によれば、三条天皇の立太子が一条天皇よりも遅れたのは、「兼家が一日も早く一条天皇の即位を願っていたために、三条天皇のことを東宮選定のと時から無視した行動」（二二六頁）の結果とするのに対し、加納重文は、円融天皇が東宮に一条天皇を定めたのは、天皇自身の意志の結果で、兼家の気持としては同じ外孫の冷泉院の御子たちにあつたかとする（五六四頁）。

ここでは本来、一条天皇と三条天皇の個別の事例をあげるのではなく、東宮（三条天皇）が天皇（一条天皇）の子でも弟でもなく、また年齢も上であったこと、つまり「昭穆」に叶っていないことが問題であったはずである。したがって、「寛仁三年二一条院ハ七歳ニテ御即位アリ、三条院十三歳ニテ春宮ニ立給」（延）五三〇）のように三条院即位の年月日を記さず、一条院が七歳で即位したときに、春宮の方が年長であったという事実を記す方が、本来的でわかりやすい本文であろう。なお、一条天皇・三条天皇は従兄弟の関係であるため、甥・叔父である六条天皇・高倉天皇の關係と正確に対応するわけではない。○非無先例ト申人モアリ 先例が無いわけでもなく、その先例も特に不吉であるところ指摘されるわけではないが、この後に記される六条天皇や高倉天皇のその後を見るにつけても、「物騒」以外の何物でもないことが明かされる。○六条院二歳ニテ禪ヲ受サセ給タリシカ共 二条天皇の讓位は永万元年（一一六五）六月二十五日に行われ、六条天皇の即位は同年七月二十七日に行われた。注解「六月廿五日、俄ニ親王ノ宣旨ヲ被下テ、ヤガテ其夜位ヲ讓リ奉セ給ヒキ」（六一五三頁）、「永万元年六月二十七日ニ、大極殿ニシテ新帝御即位ノ事アリシニ」（六一五四頁）参照。〈名義抄〉「禪 ユツル」（法下一八）。〈覺〉「御禪をうけさせ給ひ」（上一三七頁）。○僅二三年ニテ、同年二月十九日、春宮踐祚有シカバ 〈四〉「六条の院受サセトテ、御讓僅二三年同年二月十九日東宮有シカハ踐祚」（卷一一二八右）、〈鬪〉「六条院二歳永万元年六月廿五日蒙親王ノ宣旨ヲ給受取御位御坐後纒ヲ治三年仁安元年丁亥二月十九日東宮〔高倉天皇〕有御踐祚」（卷上一一九オ）、〈延〉「六条院御讓ヲ受サセ給タリシカドモ、僅二三年ニテ、同年二月

十九日、春宮〔高倉院〕八歳ニテ大極殿ニテ踐祚アリシカバ」（卷一一五三オ）、〈長〉「同三年二月十九日、東宮高倉院、八歳にて大極殿にて御即位ありしかば」（一一五五頁）、〈南・屋・覺〉「主上は二歳にて御禪をうけさせ給ひ、纒に五歳と申二月十九日、東宮踐祚ありしかば」（覺）上一三七頁）、〈中〉「主上御とし二さいにて御ゆづりをうけさせ給ひ、わづかに五さいと申し、仁安三年二月十九日に、とうぐうせんそありしかば」（上一三八頁）。仁安三年（一一六八）二月十九日の受禪踐祚を指す。即位はこの後の記事に見るように、三月二十日のこと。踐祚は、摂政基房の閑院第で、この後の即位は大極殿で行われた。踐祚の行われた閑院は、その後、治承四年三月まで断続的に里内裏として用いられた。受禪の儀は、右兵衛督平時忠が、後白河上皇の命を受けて毎時とりしきり、「上卿・職事・弁官各以有若亡」（玉葉）であったとされる。また、藏人所の人事では、東宮亮であった平教盛と平信範とが藏人頭となり、東宮藏人の平時家（時忠子）・平信広（信範子）をはじめ東宮藏人や非藏人らの実務官人も、そのまま六位藏人に補任された。このように、清盛は、高倉天皇の周辺に、平氏一門とその与党を補任して地歩固めをしていた（田中文英二七四頁）。なお、ここで「同年」とするのは前節の「同（仁安）二年二月十九日、御歳七ニテ御即位」を指すはずであるから、即位記事の後に、同じ年月日をあげて踐祚記事を記していることになり、明らかに混乱している（前掲注解「同二年二月十九日、御歳七ニテ御即位」参照）。ただし、「僅二三年ニテ」とは、六条天皇が即位した永万元年（一一六五）から足かけ三年を経た仁安二年（一一六七）となり、〈盛〉の文脈においては辻褄が合っている。なお、〈延全注釈〉（卷一

三〇五頁）を初めとして、当該記事を扱う諸論考では、いずれも「同年」を、立太子記事の「仁安元年」を受けていると解し、そのような混乱した記事が取り込まれるに至った理由を推測する（水原一、八二頁・日下力三〇五頁・谷村茂一六〇一七頁）。〈闘〉が「仁安元年」とするのは、混乱の最たるもので、「同年」を「仁安元年」と解したためか。そうした混乱をもたらす記事が〈四・延・盛〉に見られるように、初期諸本段階からあったものである。先に掲げた諸氏の論の中には、「同年」は「同三年」の誤写とする日下力論が妥当か。なお、六条天皇が、在位わずか三年余りで讓位し、その後に高倉天皇が即位するに至ったのは、高倉踐祚の行われた八日前にあった清盛の出家が関わる。『玉葉』二月九日条によれば、仁安三年二月二日に清盛は寸白を煩い、一時は症状も治まったが、八日には重体に陥り、十一日に出家している。清盛の容体は深刻であったようで、後白河上皇は、十六日の予定を一日繰り上げて、十五日に六波羅の清盛を見舞った（十五日条）。翌十六日には、讓位の件が浮上し、翌十七日条には、その事情が明かされる。それによれば二つの理由が記され、一つは後白河上皇自身も出家を考えていたため、もう一つは清盛が死んだ場合、天下の騒乱が予測され、それらのためにも後白河が寵愛する滋子所生の皇子である東宮憲仁の即位が必要とされたためかとする。五味文彦②は、「高倉天皇への讓位を早めたのは清盛の意思によるのではなく、上皇が清盛の病を契機にして讓位を進めたというのが真相のようである」（一九二頁）と推測する。これに対して、『平家物語』では、清盛出家と高倉踐祚とを関連づけず、清盛出家を、いずれの諸本も、仁安三年十一月十一日（但し、〈南・中〉「十一月十二日」、〈屋〉「二月廿

一日）」のこととして、「禿童」の前に記す（本全釈では、411頁）。日下力は、清盛出家を十一月十一日としたのは、清盛の内大臣就任の仁安二年十一月十一日の月日を誤ってか故意にか、出家の日付としてしまったもので、「清盛出家の記述は彼の生涯を要約する際の一節としてのみ作者に意識され、高倉帝即位の記述は、平氏のおごりをものがたる殿下乗合事件へ享受者を導こうとする目的意識にのみ支配されていた」（三〇七頁）と解する。○未御元服毛無童ナル帝ニテ新院となつて以降も、元服もなく童帝のまま死を迎えることとなる。次項注解に引用する『顯広王記』『百練抄』参照。○安元二年七月二十八日、御歳十三ニテ隠サセ給キ 没年月日、〈四〉同、〈闘〉「安元二年七月十八日」。〈延・長〉は、六条院崩御記事を、〈延〉は卷一下三十四に、〈長〉は、卷一九六頁に、安元二年に続いた三つの崩御、すなわち高松女院（六月十二日）・建春門院（七月八日）・六条院（七月二十七日）の崩御の中の一つとして記す。そのように三院崩御の記事を続けて記し、さらに〈延〉のように「三十五 平家意ニ任テ振舞事」を持つ形が古態と考えられる。そして、現状ではそれらの記事が、前後の白山記事を断ちきるという不可解な位置に挿入されていることから、本来は「十八 成親卿八幡賀茂二僧籠事」の前に置かれていたと考えられる。それが何らかの編集錯誤により現行の位置に置かれることになったのだろう（佐伯真一、一九〇三頁）。なお、諸本、この後、鳥羽殿に幽閉された後白河法皇の身を思い必死に祈る高倉天皇と比較して、二条院や六条院を引く場面があるが、その記事では六条院の崩御の日を、〈四・屋・中〉は不記、〈延・長〉「七月廿七日」、〈覓〉「七月十四日」（上・一九三頁）、〈中〉「七月」（上・一九五頁）と記す。

また、「小督」話では、高倉院に先立たれた後白河法皇の悲嘆を記す中で、六条院の崩御の日を、〈屋〉不記（巻六一四四七頁）、〈覚・中〉「安元二年の七月」（覚）上―三三八頁）と記す。崩御の日は、安元二年七月十七日が正しい。『玉葉』「夜半許、人云、新院崩御了云々、不信受之」（十七日条）、「早旦人云、新院御事已一定云々、凡兩月之間、三院崩逝、古今未有、希代事也」（十八日条）、『顯広王記』「新院崩、年十二、未元服、東山邦綱卿堂有此事」（十七日条）、『百練抄』「新院崩御（御年十三。号六条院。二条院御子。童形）日来御院御所。而依痢病。出御邦綱卿東山亭。於件所有此事」（十七日条）。この後に六条院の葬儀関係記事が全く見当たらないことから、世間から特に注目を浴びることもない崩御であったと言えよう。なお、源健一郎は、〈盛〉の当該記事が、〈延〉の巻一「春宮踐祚之事」と「六条院崩御之事」にそれぞれ対応していることから、〈盛〉が「延慶本の本文の六条院崩御記事を先取りして、永万年間の高倉院即位記事に割り込ませたことは明らかであろう」（五五頁）とする。○仁安三年三月廿日、大極殿ニシテ新帝有御即位 即位記事を記す点、〈四・闘・南・屋・覚・中〉同。即位は大極殿で行われた（『帝王編年記』等）。〈延・長〉が即位記事を欠くのは、先の高倉踐祚記事で、〈延〉の場合、「同年一月十九日、春宮（高倉院）八歳ニテ大極殿ニテ踐祚アリシカバ」（巻一一五三オ）と大極殿で行われた即位との混同があることと関わろう。また、〈長〉の場合も、「同三年二月十九日、東宮高倉院、八歳にて大極殿にて御即位ありしかば」（一―五五頁）と、月日は踐祚の行われた日付であるものの、「大極殿にて御即位ありしかば」とすることと関わろう。なお、今回の高倉の即位に対して、不平・反感を持つ

た者達もいた。高倉天皇の即位大嘗祭で、摂政基房に随行するはずであった内大臣右大将の源雅通と大納言左大将藤原師長が途中退出して儀式を混乱させた件や、五節参入以下の儀式に出席しなかったばかりか、代始の母后入内を無視して畿島参詣に出立し清盛に制止されたこと等により解官された平頼盛とその子保盛等である。いずれも正統な皇位継承者である六条に心を寄せる貴族達や、藤原氏以外の国母が出現することに反感を持つ者達であった（元木泰雄②九八―一〇二頁）。○此君位ニツカセ御座ヌレバ、弥平家ノ栄トゾ見エシ（四・闘・延・長・南・屋・覚・中）同。しかし、高倉天皇の実現は、決して「平家ノ栄トゾ見エシ」と世人の目に映る状況ではなかった。「一門にとつては半ば清盛の死を覚悟した正に不安な日々であった」（目下力三〇六―三〇七頁）と考えられる。前掲注解「僅ニ三年ニテ、同年二月十九日、春宮踐祚有シカバ」参照。また、高倉天皇の即位は、将来的には先妻腹である重盛の、嫡男という立場を危うくさせたし、前項に見る頼盛のように、建春門院や高倉に反感を抱く者もいた（元木泰雄②一〇〇頁）。○国母建春門院ト申ハ、平家ノ一門ニテ渡ラセ給フ上、取分テ入道ノ北方二位殿、又女院ノ御姉ニテ御座ケレバ（四・闘・延・長・南・屋・覚・中）同。建春門院と時子との関係については、前掲注解「故建春門院ノ位未浅シテ、東ノ御方ト申ケル時」参照。○相国ノ公達ニ位殿腹ハ、当今ニハ御外戚ニ結ボオレ進テ、イミジカリケル事也（四・闘・延・長）同。但し、「御外戚」を、〈闘〉「御従父子」（巻一上―一九オ）、〈延〉「御イトコ」（巻一一五三ウ）、〈長〉「従父兄弟」（一―五六頁）。〈闘・延・長〉いずれも「いとこ」とよむのであろう。〈四・盛〉の場合は、この後の時忠の記事でも、「主上ノ

御外戚ニテ」とあり、同じ表現が繰り返されることになる。「相国ノ公達二位殿腹」とは、「相国清盛の公達で二位殿時子腹の者は」の意だろう。とすれば、「当今ニハ御外戚ニ結ボオレ」た者達に、先妻腹の重盛等は除かれ、宗盛を始めとする時子腹の者達を指すことになる。前々項の注解参照。宗盛は、建春門院の猶子となっていたし、宗盛の妻は、建春門院と同母の妹清子であったように（高橋昌明六九頁）、深い繋がりを持っていた。このように、平家内部においても、清盛や時子腹の宗盛等のように、高倉・建春門院の権威に依拠するグループと、藤原成親や平重盛のように後白河の権威に直接結合する者たちとの軋轢があったとされるが（元木泰雄③二四五頁）、そうした内部対立に関わる記事を意図的に避けたのが、当該記事を欠く〈南・屋・覚・中〉なのであろう。『平家物語』はそうした兄弟対立に巻き込まれる重盛像には余り興味を示さず、むしろ愚人宗盛に対比された賢人重盛像や、父清盛の悪行に苦悩する孝子重盛像の創出に意を注ぐ。○平大納言時忠卿ハ、女院ノ御セウトニ御坐ケル上、主上ノ御外戚ニテ、内外ニ付タル執権ノ臣トゾ振舞ケル。時忠は大治三年（一一二八）乃至は大治五年（一一三〇）生、時子（大治元年（一一二六）生）の弟（平藤幸二ハ二七頁）、建春門院（康治元年（一一四二）生）の兄。但し、時忠・時子の母は、美福門院女房少将藤原家範の女、建春門院の母は、権中納言藤原顕頼の女。応保元年（一一六一）滋子が皇子憲仁（高倉）を産んだ時、時忠は、憲仁の立太子を謀ったかどで解官翌年六月に出雲国に配流された（本全訳六一一七頁「応保元年九月十五日ニハ、左馬権頭平頼盛、右少弁時忠被解官ケリ」参照）。出雲から召還されたのが、永万元年（一一六五）九月十四日のこと。直前

の七月二十八日に二条院が死去したことにより帰洛が許されたのであろう。同年十二月二十五日憲仁の親王宣下と、以下立太子、高倉即位へと状況は好転していくが、それに連れて時忠の栄達もめざましかった。仁安二年（一一六七）十二月には、従三位となり公卿となったが、十六日には、成親以下の九人を飛び越えての昇叙に謙退を示し辞退。翌仁安三年二月十七日に再び従三位。この時も親範以下十人を飛び越えての昇叙であった。高倉天皇即位後も、時忠は、七月三日、檢非違使別当兼右衛門督、八月四日正三位、八月十日権中納言となっている。天皇の外戚である時忠が、「執権の臣」と呼ばれるにふさわしい地位にあったことは確かだが、この時点では、藤氏が上卿を占め、平氏の公卿は時忠の他、重盛・宗盛・教盛だけであり、叙位除目が時忠の思いのままというのは誇張と言うべきだろう（宮崎莊平二三二～二三五頁）。○世ノ人ハ平関白トゾ申ケル。時忠を、「平関白」と世の人が称したとする点、〈四・鬮・延・長・覚・中〉同、〈南・屋〉なし。実際にそのように称されたかは不明。但し、『平家物語』には、時忠が、「此一門ニアラヌ者ハ、男モ女モ尼・法師モ、人非人」（盛）と言ったとの記事も見え、時忠に、思い上がった人物像としての造型があることも確かである。なお、『玉葉』安元二年（一一七六）七月八日条によれば、建春門院の崩御の日、時忠が法皇のごとく振る舞い、関白を簾中に招じ入れて見参したり、簾中から首だけ出して左大臣らに指示・尋問したりしたという（宮崎莊平一三六～一三七頁）。兼実はそうした時忠の行動を「素狂乱之人」と評するが、「平関白」との呼称には、そうした実際の時忠像の反映も考えられよう。

【引用研究文献】

- * 井原今朝男「中世の天皇・摂関・院」(史学雑誌一〇〇—八、一九九一・8。『日本中世の国政と家政』校倉書房一九九五・4再録。引用は後者による)
- * 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」(『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館一九八九・4)
- * 江谷寛「法住寺殿の考古学的考察」(『後白河院—動乱期の天皇—』吉川弘文館一九九三・3)
- * 太田静六「寝殿造の研究」(吉川弘文館一九八七・2)
- * 加納重文「三条天皇」(『講座平安文学論究』七輯、風間書房一九九〇・7。『明月片雲無し 公家日記の世界』風間書房二〇〇二・11再録。引用は後者による)
- * 川合康「源平の内乱と公武政権」(吉川弘文館二〇〇九・11)
- * 日下力「『平家物語』原作者の構想力—物語世界への導入」(国文学研究一〇二、一九九〇・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による)
- * 小林美和「平家物語巻一の構想をめぐって—延慶本を中心として—」(『青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- * 五味文彦①「以仁王の乱—二つの皇統」(『平家物語、史と説話』平凡社一九八七・11)
- * 五味文彦②「平清盛」(吉川弘文館一九九九・1)
- * 佐伯真一「延慶本『平家物語』の〈編集錯誤〉について—第一本・三院崩御記事を中心に—」(『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5)
- * 佐伯智広「二条親政の成立」(日本史研究五〇五、二〇〇四・9)
- * 高橋昌明『平家の群像 物語から史実へ』(岩波書店二〇〇九・10)
- * 田中文英『平氏政権の研究』(思文閣出版一九九四・6)
- * 谷村茂「『平家物語』略本型本文と広本型本文の関係—巻一、後白河院出家およびその関連叙述をめぐって—」(同志社国文学四五、一九九六・12)
- * 角田文衛「建春門院」(『後白河院—動乱期の天皇—』吉川弘文館一九九三・3)
- * 早川厚一・曾我良成「高倉立太子をめぐって」(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)二六—一、一九九〇・1)
- * 平藤幸「平時忠伝考証」(国語と国文学二〇〇二・9)
- * 松蘭斉「中世女房の基礎的研究—内侍を中心に—」(愛知学院大学文学部紀要三四、二〇〇五・3)

* 水原一『延慶本平家物語論考』（加藤中道館一九七九・6）

* 源健一郎「源平盛衰記の年代記的性格―鹿谷事件発端部に至る叙述の検討を通して―」（人文論究四二―三、一九九一・12）

* 宮崎莊平「建春門院平滋子とその周辺―「建春門院中納言日記」ノートより―」（藤女子大学・藤女子短期大学紀要第一部二二、一九七四・12）

* 元木泰雄①「藤原成親と平氏」（立命館文学五八〇五、二〇〇八・3）

* 元木泰雄②『平清盛と後白河院』（角川学芸出版二〇一〇・3）

* 元木泰雄③「平重盛論」〔平安京とその時代〕臈谷寿・山中章編、思文閣出版二〇一〇・1）

* 山中裕『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣出版一九八八・5）

1 高倉院¹踐祚²之後ハ、無³諍⁴方⁵、一院⁶万機⁷之政ヲ聞召シ、カバ、院中⁸ニ近ク、召仕ル、公卿⁹殿上人¹⁰、以下¹¹北面ノ輩¹²ニ至ルマデ、程々¹³ニ随テ
官位¹⁴5 棒祿¹⁵身ニアマル、ホド蒙¹⁶朝恩¹⁷タレ共、人ノ心ノ習ナレバ、猶¹⁸アキタラズ覺テ、平家ノ一類¹⁹ノミ国ヲモ官ヲモ多塞²⁰タル事ヲ日醒²¹ク思テ、
「此人ノ亡²²タラバ、其²³ハアキナン、彼²⁴者ガ、死²⁵タラバ此官²⁶ハアキナン」ト心ノ中ニ思ケリ。不²⁷疎²⁸輩²⁹ハ、寄合³⁰々々私語³¹折々モ有ケリ。一院³²モ被³³
思召³⁴ケルハ、「昔³⁵ヨリ朝敵³⁶ヲ誅戮³⁷スル者数³⁸多ケレドモ、角ヤハアリシ。貞盛³⁹・秀郷⁴⁰、将門⁴¹ヲ討⁴²ゼシモ、勳賞⁴³ニハ秀郷⁴⁴從⁴⁵四位下⁴⁶、貞盛⁴⁷從⁴⁸五
位上⁴⁹ニ被⁵⁰叙⁵¹。康平⁵²ニ頼義⁵³ガ宗任⁵⁴ヲ誅⁵⁵セシモ、勳賞⁵⁶ニハ頼義⁵⁷伊予守⁵⁸ニ任ジ、息男⁵⁹義家⁶⁰叙⁶¹從⁶²五位下⁶³、上⁶⁴古⁶⁵己⁶⁶ニ如⁶⁷此⁶⁸、末代⁶⁹不⁷⁰
可⁷¹過⁷²之⁷³。逆臣⁷⁴ノ亡⁷⁵ルハ王法⁷⁶ノ威也⁷⁷、勇士⁷⁸ノ力ト思ベカラズ。清盛⁷⁹カク心ノ儘⁸⁰ニ振舞⁸¹コソ然⁸²ルベカラネ、是⁸³モ末代⁸⁴ニ及⁸⁵テ王法⁸⁶ノ尽⁸⁷ヌルニヤ。
迎⁸⁸モ由⁸⁹ナシ、思⁹⁰食⁹¹立⁹²セ給テ、一筋⁹³ニ後世⁹⁴ノ御勤⁹⁵メ、思⁹⁶召⁹⁷タツト聞⁹⁸エシ程ニ、仁安⁹⁹四年四月八日、改元¹⁰⁰アリテ嘉応¹⁰¹ト云、嘉応¹⁰²元年¹⁰³己¹⁰⁴
丑¹⁰⁵ノ六月十七日、上皇¹⁰⁶法住寺殿¹⁰⁷ニシテ御出家¹⁰⁸、御歳¹⁰⁹四十三。御戒師¹¹⁰ハ園城寺¹¹¹ノ前大僧正¹¹²覺忠¹¹³、唄¹¹⁴、法印¹¹⁵公舜¹¹⁶・憲覺¹¹⁷、御剃手¹¹⁸、法印¹¹⁹尊
覺¹²⁰・権大僧都¹²¹公顯也¹²²。今度¹²³皆智証¹²⁴ノ門徒¹²⁵ヲ用ヒラル。御布施¹²⁶ヲバ大相国¹²⁷己¹²⁸下¹²⁹ゾ被¹³⁰執行¹³¹ケル。今日¹³²ヨリ始テ、五十箇日¹³³ノ御逆修¹³⁴アリ。
八月八日¹³⁵結願¹³⁶セラル。故¹³⁷ニ二条院¹³⁸ハ御嫡子¹³⁹也シカ共、先立¹⁴⁰セ給ヌ。新院¹⁴¹ハ嫡孫¹⁴²、当¹⁴³今¹⁴⁴ハ又御子¹⁴⁵ニテ御座¹⁴⁶セバ、向¹⁴⁷後¹⁴⁸マデモ憑¹⁴⁹シキ御事¹⁵⁰ナレ
ドモ、平家朝威¹⁵¹ヲ蔑¹⁵²ニスルモ日醒¹⁵³ク思¹⁵⁴食¹⁵⁵ケレバ、穢¹⁵⁶土¹⁵⁷ノ習¹⁵⁸・人ノ有¹⁵⁹様¹⁶⁰モイトハシク思¹⁶¹食¹⁶²ケレバ、十善¹⁶³ノ鬢髮¹⁶⁴ヲ落¹⁶⁵シ、九品¹⁶⁶ノ蓮台¹⁶⁷ヲ志¹⁶⁸
給¹⁶⁹モ最¹⁷⁰貴¹⁷¹シ。平家ノ振舞¹⁷²中々御善知識¹⁷³トゾ思¹⁷⁴食¹⁷⁵ス。御出家¹⁷⁶ノ事兼テ有¹⁷⁷披露¹⁷⁸ケレバ、雲上人¹⁷⁹御前¹⁸⁰ニ候テ、目出¹⁸¹御事¹⁸²ト色代¹⁸³申テハ、「御
齡¹⁸⁴モ盛¹⁸⁵ニ御座¹⁸⁶セバ、今¹⁸⁷暫¹⁸⁸ク」ナンド申合¹⁸⁹レケレドモ、入道¹⁹⁰清盛¹⁹¹ハ善惡¹⁹²物申サズ。サコソト思ヒケルニヤ。

51 帝王⁵² 御出家⁵³ノ事、孝謙⁵⁴女帝御飾⁵⁵ヲ落⁵⁶サセ給テ、法名⁵⁷ヲ法基⁵⁸ト申シヨリ始⁵⁹レリ。後⁶⁰ニハ還⁶¹リ殿上⁶²シテ称⁶³徳⁶⁴天皇⁶⁵ト申キ。ソレヨリ、
来⁶⁶ 平城⁶⁷、仁明⁶⁸、清和⁶⁹、陽成⁷⁰、宇多⁷¹、朱雀⁷²、円融⁷³、花山⁷⁴、一条⁷⁵、三条⁷⁶、後⁷⁷三条⁷⁸、白河⁷⁹、鳥羽⁸⁰、讚岐⁸¹、当⁸²院⁸³ハ已⁸⁴上⁸⁵十六代⁸⁶法皇⁸⁷ノ尊号⁸⁸アリ。

【校異】1〈近右〉「一院御出家」と傍記。2〈近〉「なき」、〈蓬・静〉「なく」。3〈近〉「めしつかはるゝ」、〈蓬・静〉「めしつかへらるゝ」。4〈近〉「いけ」、〈蓬

「以下」。5〈近〉「をうろく」の「を」を見せ消ちとし、右に「ほ」と傍記。6〈蓬〉「程に」。7〈近〉「てうおん」〈蓬・静〉「朝恩を」。8〈蓬・静〉「その国は」。9〈近〉「ししたらは」〈蓬・静〉「死にたらは」。10〈蓬〉「覚召されるは」〈静〉「思食れるは」。11〈近〉「ちうりやくする」の「や」を見せ消ちとする。12〈近〉「ちうせしも」〈蓬・静〉「討せしも」。13〈近〉「けんじやうには」〈蓬・静〉「勸賞には」。14〈近〉「しよせらる」〈蓬・静〉「叙せられき」。15〈近〉「らいぎか」〈蓬・静〉「頼義か」。16〈近〉「けんじやうには」〈蓬・静〉「勸賞には」。17〈近〉「らいぎ」〈蓬・静〉「頼義」。18〈近〉「ぎか」〈蓬・静〉「義家」。19〈近〉「じよす」〈蓬〉「叙しき」〈静〉「叙しき」。20〈近〉「しやうこまてに」〈蓬〉「上古すてに」〈静〉「上古すてに」。21〈近〉「これにすくへからす」〈蓬〉「過分すへからす」〈静〉「過分すへからす」。22〈近〉「ゆうしの」〈蓬〉「勇士の」〈静〉「勇士の」。23〈近・静〉「をよんで」〈蓬〉「及て」。24〈近〉「よしなしと」〈蓬・静〉「由なく」。25〈近〉「思召た、せ給て」〈蓬〉「覚召た、せ給て」〈静〉「思食た、せ給て」。26〈近〉「のちの世の」〈蓬〉「後世の」。27〈近〉「御つとめを」。28〈近〉「せさせ給ふと」〈蓬〉「思食立と」〈静〉「思食立と」。29〈近〉「にんあん四ねん／かおうといふ」四月八日、かいけんありて」とし、「かおうといふ」を「かいけんありて」の後に補入。30〈近〉「御かいのしは」〈蓬・静〉「御戒師は」。31〈蓬・静〉「園城寺前大僧正覚忠」。32〈近〉「はいはほうゐんこうしゆんけんかく」〈蓬〉「唄法印公舜憲覚」〈静〉「唄法印公舜憲覚」。33〈近〉「御かうそりて」。34〈近〉「大しやうこく」〈蓬〉「太相国」〈静〉「太相国」。35〈近〉「いけぞ」〈蓬〉「以下そ」〈静〉「以下そ」。36〈近〉「とりおこなはれける」〈蓬〉「た、れける」〈静〉「とられける」。37〈近〉「けちくわんせらる」〈蓬〉「結願せらる」〈静〉「結願せらる」。38〈近〉「かるかゆへに」〈蓬・静〉「故」。39〈近〉「おはしませは」〈蓬〉「御坐せは」〈静〉「御坐せは」。40〈近〉「ゆくすゑまでも」〈蓬〉「行末までも」〈静〉「ゆくすゑまでも」。41〈近・静〉「おほしめしければ」〈蓬〉「覚召ければ」。42〈近〉「思召ければ」〈蓬〉「覚召ければ」。43〈近・蓬・静〉「おろし」。44〈近・静〉「心さし給ふも」〈蓬〉「心さし給も」。45〈近〉「たうとし」〈蓬・静〉「貴し」。46〈近〉「おほしめす」〈蓬〉「覚召」。47〈近〉「雲のうへへ」〈蓬・静〉「雲の上へ」。48〈近〉「御まへに」〈蓬〉「御前に」。49〈近・蓬〉「おはしませは」〈静〉「御坐せは」。50〈近・蓬・静〉「よしあし」。51〈底・近・蓬・静〉以下「尊号アリ」まで一字下げ。なお、〈近〉「てうわう」の「う」を見せ消ちとし、右に「い」と傍記。52〈近〉「御しゆつけのかうけんによてい」とし、「御しゆつけの」の後に補入符、右に「こと」と傍記。53〈蓬〉「孝謙女帝」〈静〉「孝謙女帝」とし、右に「四代六代」と傍記。54〈近〉「おろさせ給ひて」〈蓬・静〉「おろさせ給て」。55〈蓬・静〉「申ししより」。56〈近〉「此かた」〈蓬・静〉「以来」。57〈近〉「しゆしやく」〈蓬〉「朱雀」〈静〉「朱雀」。58〈近・蓬・静〉「尊号アリ」まで、割書にせず。なお、「已上」の表記は、〈蓬〉のみ「以上」。

【注解】○高倉院践祚之後ハ無諍方、一院万機之政ヲ聞召シ、カ 有シカバ」参照。〈盛〉と同様に、践祚の後のこととするのが、〈鬪〉。バ 践祚は、仁安三年（一一六八）二月十九日、即位は同年三月二十 但し、〈鬪〉は、即位の日の「仁安三年（戊子）三月廿日」のことと 日であった。前節の注解「僅ニ三年ニテ、同年二月十九日、春宮践祚 する。一方、即位の後のこととするのが、〈四・延・長〉。嘉応元年

（二一六九）七月（史実では六月十七日）の後白河院出家後とするのが、〈南・屋・覚・中〉。「無諍方」は、〈四・鬮・延・長〉「分ク方ナク」（〈延〉巻一―五四オ。〈鬮〉の「無別方」も同様によんで良かるう）、〈屋〉「出家ノ後モ一向万機ノ政ヲ聞召ケレハ」（四四頁）、〈覚〉「御出家の後も、万機の政をきこしめされしあひだ、院・内わく方なし」（上―三八頁）。〈四・鬮・延・長・盛〉の場合は、いずれも高倉天皇即位（踐祚）の後は、二条天皇の時とは異なり、後白河院が院も内も區別なく政務を行われたので意。同様の表現は、前節の「親王宣下」の記事中にも、「今ハ万機ノ政一院聞召セバ」とあった。米谷豊之祐によれば、院の叙位・任官についての発言は、二条天皇崩御後の永万元年（一一六五）から清盛のクーデターの治承三年（一一七九）末までの十四～十五年間は絶対的な効力を發揮していたとする（二〇九頁）。ただし、米谷の指摘は、諸大夫クラス以下の人事についてであり、これが上級貴族にまで及ぶものと見ることができるとは疑問。後述するように、清盛は後白河院の独裁に対してこれを牽制する力を持っており、人事に対しても一定以上の影響力を及ぼしていた。なお、〈四・延・屋・覚〉には、この後、次の一文が続く。〈四〉「院内。御中不疎_{ナラ}聞_ユ」（二一九右）、〈延〉「院内ノ御中、御コ、ロヨカラズトゾ聞エシ」（五四オ）、〈屋〉「院内ノ御間御心ヨカラズ」（四四頁）、〈覚〉「院・内わく方なし」（上―三八頁）。〈延・屋〉の場合、高倉天皇即位後も、院内の確執が二条天皇の時と同様に、依然として続いたことになる。しかし、高倉天皇はこの時八歳の幼帝であり、院内の確執があったとは考えがたい。また、『平家物語』では、高倉天皇は、二条天皇と対比されて、常に天帝の後白河院を氣遣う孝子として造型されていて（早川

厚一①、一四八頁）、そうした高倉天皇像ともそぐわない。とすれば、この場合の「内」とは、高倉天皇の周辺を固める平家を中心とする側近勢力（清盛と時子腹の子供達・時忠等）と解することになる（小林美和三四頁）。ただし、実際には時忠や宗盛らは、滋子を介して後白河院との結びつきが深かった人物であり、高倉天皇の即位が後白河の強い意向で行われている以上、彼らが高倉天皇派として院と対立していたとは考えにくい。元木泰雄①によれば、この頃の後白河は、政治的には二条親政派であった清盛を自派に組織するために、清盛の摂関家領押領の公認に続き、清盛の内大臣昇進、事実上の皇胤認定と、清盛に対する優遇に遮_レ無_レ二狂奔していた時であった（九四頁）。とすれば、この間の後白河院と清盛を始めとする平家とは、滋子と高倉を介して、緊密な関係を形成していた期間であったはずである（元木泰雄②三〇二頁）。ただし、表面的には緊密な関係を保ちながらも、両者の対立を窺わせる出来事があったことを、元木泰雄②は指摘する。例えば、仁安三年（一一六八）に出家するまで清盛は除目に大きな発言力を持ち、後白河院の人事独裁を掣肘していたと見られる点、清盛の太政大臣の任命は、彼を事実上の名誉職に棚上げして政務から遠ざけ、院に近い重盛に平氏一門を統率させようとする後白河院の意図が看取される点、院近臣の中心である四位別当や、実務の担い手で院に近侍する判官代から、平家一門の姿が消えてしまう点である。これらの事態は、協調の反面で両者が常に緊張関係にあったことを物語っているとする（三〇三～三〇四頁）。それを『平家物語』では、清水寺炎上の折の流言や、法皇御幸・還御の場面に見るように、流言をきっかけにして清盛の法皇への疑念や、法皇側近の者達の平家への嫉みが

芽生え始めたとするのである。ただそうした動きは表面化してはいなかった。「殿下乗台」記事の前に、〈延・長・南・屋・覺・中〉には、次のようにあることから明らかとなる。〈延〉「後白河院は」不安^ニ被^ラ思食ケレドモ、事ノ次無レバ、君モ御誠モナシ。又平家モ朝家ヲ怨奉ル事モ無テ有ケルホドニ、代ノ乱ケル根元ハ」(卷一―五四ウ)。このように見るならば、先に引用した〈四〉「院内の御中不^レ疎^ニ聞^キ」(一九右)は、小林美和が指摘するように、〈四〉編者が、「院内」の「内」を高倉天皇その人と理解したため、物語との整合化を図ったことによる改変と考えて良いか(三六頁)。○程々ニ随テ官位棒祿身ニアマルホド蒙朝恩タレ共、人ノ心ノ習ナレバ、猶アキタラズ覺テ 後白河院と平家(清盛)との確執の端緒が、院側近の平家への嫉妬や思い上がりから生じたものであることが明らかとなる(早川厚一②、五二―五三頁)。なお、「アキタラズ覺テ」いた者達として、事件としてはこの七年後のことではあるが、鹿谷事件の主謀者成親(日下力三〇九―三二〇頁)や、山門事件の西光親子達を想起するのであろう。彼らの野心を早くも語っているのである。○平家ノ一類ノミ國ヲモ官ヲモ多塞タル事ヲ目醒ク思テ 清水寺炎上の折の西光の発言「清盛以外ニ過分也」(本全釈七一―五一頁)や、「我身栄華」での「抑日本秋津島ハ、僅ニ六十六箇國、平家知行ノ國三十余箇國、既ニ半國ニ及ベリ。其上庄園五百箇所、田畠ハイクラト云数ヲ知ズ」(本全釈五一―四四頁)という状況を指すのであろう。〈盛〉と同様に「平家ノ一類ノミ」とする点、〈四・闘〉同。〈四〉「此の入道の一類のミ」(卷一―二九左)〈延・長・南・屋・中〉「此入道ノ一類」(〈延〉卷一―五四オ)。なお、〈覺〉は、当該句を欠く。院近臣の者達の強欲さを強調することにな

る。○此人ノ亡タラバ其ハアキナン、彼者ガ死タラバ此官ハアキナン「其ハ」は、〈逢・静〉や〈四・闘・延・長・南・屋・覺・中〉のように、「其國ハ」が良い。諸本ほぼ同じだが、〈闘〉は、「此入道亡^ラハ」(卷一―二二オ)とするが、「此入道」を、清盛と解するのであろう。しかし、「此入道」が、「國ヲモ官ヲモ多塞」ぐ平家一族の者を指していることは確かだが、高倉治世時には、清盛は、既に太政大臣を退き出家していて、受領の対象者ではなく誤り。○一院モ被^レ思召ケルハ…〈盛〉と同様に、口には出さないものの、平家の専横への不満をお思ひになったとするのが、〈延・長・南〉。共に「一院モ」とするように、側近の者達の密語を聞き、後白河院も、思わず平家への不満をお思ひになったとするのであろう。これに対して、側近の者達の話をお聞きになった上で不満をお思ひになったと明確に記すのが〈四〉。〈四〉「法皇^モ被^レ聞食^キ…不^レ安^ニ被^レ思食^キ之程」(卷一―二九左―三〇右)。「闘・屋・覺・中」は、法皇が側近達に語ったこととする。〈闘〉「法皇有^{ケル}ハ仰^ス」(一―上―二二オ)、〈覺〉「法皇も内々仰^スなりけるは」(上―三九頁)。側近達の話聞き、平家への不満を、後白河院が、より積極的に語る形になっていると言えよう。後白河院の出家の原因を、清盛の専横への不満とする〈盛〉独自の構想と関わるか。○昔ヨリ朝敵ヲ誅戮スル者数多ケレドモ、角ヤハアリシ平家が保元の乱や平治の乱で後白河方として働いたことへの恩賞が、これまでの朝敵を誅戮した者達のものと同様に破格なものであったとする。保元の乱の時には、清盛は播磨守に補任され、弟頼盛や教盛も内昇殿を許されている。一方義朝には、左馬頭の兼任と内昇殿が許された。この時の義朝への恩賞は「破格の待遇」(元木泰雄②四二頁)で、

平家にのみ手厚い恩賞が与えられたわけではなかった。平治の乱の時には、乱後反信西派の主謀者全員を清盛が鎮圧・追捕したことにより、清盛は、急激な官位上昇（永暦元年六月正三位、八月参議、九月右衛門督、翌二年正月検非違使別当、九月権中納言）と、国家的な軍事警察権の独占を果たした（元木泰雄②七三～七四頁）。その後も、前掲注解「高倉院踐祚之後ハ無諍方、一院万機之政ヲ聞召シ、カバ」に触れたように、清盛の昇進は続いた。しかしそれは、政治的には一条天皇派であった清盛を、後白河院が自派に取り込むためのものであったとされる（元木泰雄①九四頁）。○勳賞ニハ秀郷従四位下、貞盛従五位上ニ被叙。天慶三年（九四〇）に貞盛・秀郷により鎮圧された平将門の乱を言うが、その時の秀郷・貞盛に与えられた恩賞を具体的に記すのは〈盛〉のみ。諸本では、いずれの場合も、「勳賞行ハル、事、受領ニハ不過」（〈延〉巻二一五四ウ）。『扶桑略記』「即賞藤原秀郷」。叙従四位下。兼賜功田。永伝子孫。更追兼任下野武蔵両国守」。又平貞盛叙従五位上。任右馬助」（天慶三年三月九日条）。○康平二頼義方宗任ヲ誅セシモ、勳賞ニハ頼義伊予守ニ任ジ、息男義家叙従五位下。康平五年（一〇六二）に終結した前九年の役を指す。源頼義・義家が、安倍頼時・貞任・宗任を、苦戦の末、清原武則の援助を得て討った。宗任は降伏し、のち伊予国に配流された。『扶桑略記』「被」行勳賞」。頼義叙正四位下。任伊予守。一男義家叙従五位下。任出羽守。二男義綱任左衛門少尉。従五位下清原武則叙従五位上。任鎮守府將軍。献首使藤原季俊任左馬允」（康平六年二月二十七日条）。なお、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉は、寛治元年（一〇八七）に終結した後三年合戦の件を次に記す。〈延〉「義家方武衡ヲ攻タリシ

モ」（巻一一五四ウ）。しかし、後三年合戦は私戦と見なされ恩賞は行われなかった（〈延全注釈〉巻一一三〇頁）。そうした意味からは、〈闘・盛〉が、当該記事を欠くのは、史実に基づいた修正かとも考えられる。しかし一方で、志立正知は、『平家物語』諸本で、義家を頼義と並ぶ功臣、武衡・家衡の追討を貞任・宗任の追討に並ぶ功績と位置づけていることにも注意する（七五～七七頁）。また羽原彩①は、〈盛〉の頼朝拳兵譚において頼朝と結ぶ形で義家が強く意識されている点に注目、『保元物語』『平治物語』等においても、南北朝以降成立の後次本において義家への傾斜が強まっていることを指摘する（一〇～二二頁）。さらに、足利政権において義家由来が重視されていくとの川合康①の指摘を踏まえて（二六四頁）、羽原彩②では、〈盛〉の成立と足利政権樹立の問題との関連性に言及する（一～二頁）。また、今野慶信は、東国武士に伝えられる系図類でも、主従関係の起点を義家に求め、頼義の事績が義家のものに書き換えられる傾向が見られることについて、これらの系図成立が足利政権成立以降であることに注目する（三三頁）。しかし川合康②は、源氏との主従関係の起点を義家との関係に求めようとする武家の動きが、鎌倉後期には既に一般的であったことを明らかにしている（五六頁）。こうした傾向は〈延〉や〈闘〉にも見られ、『平家物語』においては、鎌倉末には後三年合戦を朝敵追討に準じて理解することが定着していた。ことに〈盛〉では、「朝敵揃」では、歴史の順序を入れ替えて、藤原純友追討よりも前に「同国北山ノ住人將軍三郎清原武衡ハ、八幡太郎源義家ニ被討」と、〈四・延・長・屋・覚〉には含まれない「清原武衡」が挙げられていることから、後三年合戦を朝敵追討と認識していることは明らかである。

とするならば、〈盛〉はここでは恩賞の先例を挙げようとしていたために、恩賞のなかった武衡追討を省いていると考えるべきか。諸本に比して、〈盛〉がここで各々の勳賞を具体的に記していることから、それが窺える。○上古已如此、末代不可過之 〈盛〉の独自本文。〈盛〉における「上古」と「末代」とを対照させる用法については、本全釈二二〇頁参照。ここでの「末代」の意は、今のこの末代の世の意。○逆臣ノ亡ルハ王法ノ威也、勇士ノカト思ベカラズ 〈盛〉の独自本文。朝敵が滅びたのは王法の力であって、武士の力によってではないというのだが、〈盛〉によく見られる政道記事の一つ。本全釈「君ノ威忽ニ廢レ、臣ノ驕速ニイチジルシ」(六八一―一九頁)参照。○清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ、是モ末代ニ及テ王法ノ尽ヌルニヤ 〈延・長・南〉に、「清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ、カク心ノマ、ニ振舞コソ然ルベカラネ。…」(〈延〉巻一―五四ウ)と傍線部記事が見られる。また、〈闕〉には、「然、清盛入道官位捧録過其身ニ一門ノ繁昌超、世ニ故自、永曆応保之比、悪行倍増、無道非礼也、是王法ノ尽歟、又仏法滅歟」(巻一上―二一オ)と、殿下乗合事件以前に、早くも平家の悪行が倍増していたとする独自記事が見られる。○四・屋・覚・中は〈盛〉に同。○迪モ由ナシ 〈盛〉の独自本文。「迪モ」は底本では会話文・心中文に出現し、いかようにしてもある結果になる、意思の力ではどうしようもないという意の文脈で多く用いられる。「越中前司盛俊ハ、迪非可通身、カク傾ヌル上ハトテ思切」(五―三六五頁)等、「もはや…逃げられる身ではない」を意味する文脈で慣用的に用いられるもの他、「八封ト云囚人ノ有ケルガ、此有様ヲ見テ、『我身ハトテモ可被切者也。…(略)…」(五―一六二頁)

のように、どちらにせよ結局は否定的・消極的な結果につながるという文脈で用いられるものが見られる。当該箇所はこれらの用法につながるものであろう。清盛の傍若無人な振舞を挙げ、そのことは末世になって帝王の力が尽きたからであろうか、こうなってはどうしようもない、と述べる。○一筋ニ後世ノ御勤メ思召タツト聞エシ程ニ後白河院の出家は、世が末代に及び、王法が尽きたために、清盛の専横が始まったことがきっかけになったとする。「院の出家を清盛の専横に結びつけた」〈盛〉独自の翻案(山下宏明二四頁)。「平家物語」の随所に見られる王法仏法相依思想に則り、末代となり、仏法が滅びたため王法も尽き、結果清盛の専横が始まったことを悲しみ、後白河院は出家を決意したとするのだろう。史実は、前年の二月に、六条天皇の讓位の話が出来た事情につき、「上皇有思食事」(御出家事歟)、且ハ因之令急給」(『玉葉』仁安三年(一一六八)二月十七日条)とあり、『兵範記』同日条にも、「今日太上皇令遁世」給、御年四十三、追鳥羽院例、此四五ヶ年雖有御願、于今遅引、宿善期至、令遂素懷給也、於法住寺御所御懺法堂、有其儀」とあることから、後白河院の出家への思いは、四、五年程前からあり、〈盛〉の記すように清盛への憤懣によるものではないことが分かる。○仁安四年四月八日、改元アリテ嘉応ト云、〈盛〉の独自本文。嘉応への改元は、仁安四年(一一六九)四月八日。「嘉応」は、『漢書』から採られた。「嘉応、漢書曰、天下殷富、数有嘉応」(『兵範記』仁安四年四月三日条)。○嘉応元年(己丑)六月十七日、上皇法住寺殿ニシテ御出家、御歳四十三、後白河上皇の出家記事を(四・闕・長)は欠き、〈延・南・屋・覚・中〉は、次のように記す。

〈延〉先帝ハ僅ニ五歳ニテ御位退セ給テ、新院ト申テ、同六月十七日ニ上皇御出家アリ。後白河法皇トゾ申ケル。未ダ御元服ナクテ、御童形ニテ、太上天皇ノ尊号アリキ。（巻一―五三オ―五三ウ）

〈南〉嘉応元年七月十六日一院〈後白河〉御出家アリ。御年四十一、御戒師ニハ、三井寺ノ前大僧正覚忠トゾ聞ヘシ。今生八十善帝王ノ御位ヲフミ、当来ニハ九品往生ノ直道期シ給コソ目出ケレ。御出家ノ後モ政ヲバ聞食ケレバ（上―七一頁）

〈屋〉嘉応元年七月廿日一院御出家アリ。出家ノ後モ一向万機ノ政ヲ聞召シケレバ（四四頁）

〈覚〉嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、万機の政をきこしめされしあひだ（上―三八頁）

〈中〉おなじき七月十六日、後白河院御出家あり。御とし四十三にならせ給ふ、院御出家の後も、猶ばんきの御まつりごとをしろしめされければ（上―三九頁）

〈南・屋・覚・中〉は、本節の冒頭の注解にも示したように、高倉天皇即位記事に続けて記し、翌年の嘉応元年に後白河上皇は出家したが、出家の後も政治を執ったとして高倉天皇との関係に触れる。出家記事で、〈盛〉を除き最も詳しいのは、〈南〉。出家は、嘉応元年〈己丑〉六月十七日に、法住寺殿で行われた。四十三歳『玉葉』『百練抄』嘉応元年六月十七日条。なお、〈延〉の後白河上皇出家記事（傍線部）は、六条天皇の退位記事を断ち切る形で挿入されていることから明らかにように、後に補入されたものだろう（谷村茂二―三頁）。以下「大相国已下ゾ被執行ケル」までの〈盛〉の後白河上皇出家記事と、ほとんど同文の記事を引くのが、黒田智が翻刻紹介した『新羅明神記』であ

る。本書は、「天台宗寺門派三井寺園城寺の護法神・新羅明神に関する記録」であり、彰考館本を謄写した東京大学史料編纂所本のみが唯一の孤本と考えられている。「記録・文書類が漸次書き足され、増補されていた成立事情が推測され」「早くて一三世紀初頭以降には、本書の原型が整えられていた可能性がある」。該当箇所を引用すると、「嘉応元年六月十七日、於彼寺（引用者注、法住寺のこと）一御出家、御年四十三。御戒師園城寺前大僧正覚忠、喞法印公舜、憲覚、御剃手法印尊覚、権大僧都公顕也。悉被用智証門徒」。御布施大相国始被引之（黒田九一頁、句読点の一部改めた。以下同）。なお、『園城寺伝記』も巻八「後白河法皇御出家之事」で、ほぼ同文を引く。「嘉応元年六月十七日。於法住寺殿御出家。御年四十三。御戒師園城寺前大僧正覚忠、喞法印公舜。憲覚。御剃手法印尊覚。権大僧都公顕也。悉被用智証門徒」。御布施大相国被引之（『大日本仏教全書』第一二七卷八七頁）。『園城寺伝記』は数箇所において「新羅記」を出典にあげていることから、ここも『新羅明神記』に拠ったものと推測される。さらに〈盛〉がこの後にあげる、帝王御出家例、有安説経説話、後白河法皇卒塔婆記事、花山法皇・白河院熊野御幸説話は、『新羅明神記』も本話に続けて同じ順序で引いていることから、〈盛〉の一連の記事は『新羅明神記』に極めて近い資料に基づいたものと考えられる。その間に引かれる「那智山ノ日記」による引用も併せて、寺門派修験の影響が色濃く表れている箇所といえよう。なお、覚忠は『寺門高僧記』（鎌倉末期）で那智山よりはじまる西国三十三所巡礼を行ったことが知られており、また花山法皇も十五世紀以降、西国三十三所の再興者として語られてゆくことになる（恋田知子二六頁）。三十三

所巡礼に關わる両者が、ここで続けて記されていることも注目される。○御戒師ハ、園城寺ノ前大僧正覚忠：後白河上皇出家の折の御戒師覚忠以下の名は、次に引く『玉葉』『兵範記』（嘉応元年六月十七日条）に一致する。『玉葉』『今日戒師、三井寺長吏前大僧正覚忠、唄、法印公舜・法印憲覚、剃手、法印尊覚・法印公顯』、『兵範記』『次被召僧徒、前大僧正為戒師、公舜・憲覚為唄師、尊覚・公顯為剃除、此外法橋美慶、阿闍梨真円、同源猷、為勤雜役一、祇候北廂障子外（大僧正以下、至役人、併八人、皆為園城寺門徒、叡慮之所及、凡夫難知云々）。覚忠は、藤原忠通の子で、園城寺の権僧正増智の弟子（尊卑）一八五頁。保延元年（一一三五）権少僧都、康治元年（一一四二）権大僧都、保元元年（一一五六）権僧正、長寛二年（一一六四）大僧正。応保二年（一一六二）閏二月一日、第五十代天台座主となるも、延暦寺の反対に遭い、三日で辞任。覚忠の南都受戒を非として、大乘仏教である天台座主にはなれないとしたのだが、この一件を契機に、興福寺をも巻き込んだ延暦寺対興福寺・園城寺の対立がくすぶり続くことになり、「額打論」「清水寺炎上」事件を呼び込むことになった。仁安三年（一一六八）第三十二代園城寺長吏に補され、翌年の後白河の出家に際し戒師を務めた。なお、後白河院は、承安三年（一一七三）に阿闍梨職を授けられるが、その授与者も覚忠であった（青木三郎三八〜四一頁、美濃部重克一一四〜一一七頁）。覚忠の死に際し、『玉葉』は、「抑前大僧正覚忠者、生受尊貴、人望不輕、才朗顯密、器量尤重、五代之護持僧、三井寺長吏、天台座主、法務、僧正、法成寺已下氏寺執行也、又園城寺一門之内、僧正四人、皆為門弟、加之、法皇列其

上足、凡論其德望、古今少類者歟、誠是仏法之板鍵、顯密之棟梁也、（中略）抑人伝云、兼数日知死期、正念更不亂、唱弘号数百遍、見臨終之行儀、往生敢不疑云々」（治承元年十月十八日条）と記している。○唄、法印公舜「唄」は、「本来は、仏教儀式に用いられる声楽曲の総称で、種類は多い。唄を唱える役が「唄師」である。…上臈の唄師の独唱で、道場を静粛にさせるため重々しく唱える」（九四頁）。『守覚法親王の儀礼世界―仁和寺感紺表紙小双紙の研究―』基幹法会解題・付録資料集・論考・索引篇』勉誠社一九九五・二。次々項の注解「御剃手」に引用した『兵範記』に唄師の役割が具体的に記される。公舜は、肥後守藤原義綱の孫、筑前大掾家仲（本親家）の子公舜（寺、法印五輪房）（尊卑）二一四九頁。『玉葉』「今日五輪房法印入滅云々、顯密棟梁、惜而有余、就中多年相憑之人也、可哀々々」（承安三年（一一七三）四月十八日条）。○憲覚（校注盛）は、皇后宮亮顯憲の子実暹（本名憲覚）かとする（一七二頁）。兄弟に法勝寺執行能円がいる。但し憲覚が三井寺僧である表記はない（尊卑）二一三七頁。『兵範記』仁安二年（一一六七）七月十八日条には、山門の律師の一人として「憲覚」の名が見えることから同名異人の可能性もある。なお、没年は、『玉葉』により明らかとなる。『玉葉』「今晚三井寺憲覚僧正入滅云々」（治承二年（一一七八）八月十二日条）。○御剃手 剃手役の内、上臈の剃手尊覚が左の髪を剃り、下臈の剃手公顯が右の髪を剃った。『兵範記』「上皇取御冠、令解本結給、剃手尊覚法印給、件物等、入御簾中、次剃手奉結二分左右御髮（用紙捻）、次令開御衣襟給（頼袖下、以御湯帷、令引懸御肩上給）、次上臈剃手尊覚奉剃左御髮、下臈剃手公顯

奉懸御湯、此間上藤唄師公舜唱、毀形唄、次下藤剃手公顕奉剃、
 右髪、尊覺懸御湯、此間下藤唄師憲覺唱唄、次剃除了左右御髪
 裏檀紙付礼、件札兼書儲云々、光能朝臣所作歟、次下藤剃手
 奉剃髭鬚、御剃髪之間和菊奉懸之、（嘉応元年六月十七日
 条）。○法印尊覺 参議藤原家政の息。「寺、法印、権大僧都」（尊
 卑）1—140—四頁。仁安二年（一一六七）一月十四日に、公顕と共に
 法印になっている。安元二年（一一七六）五月の頃に入滅（『吉記』
 安元二年六月三日条）。○権大僧都公顕 安芸権守顕康の子、顕広
 王の弟（尊卑）3—155—五頁。仁安二年（一一六七）一月十四日の
 僧事で、法印権大僧都になる。承安二年（一一七二）、福原の千僧供
 養での説法に感激した後白河法皇は公顕を僧正に任じたが（『玉葉』
 三月十九日条）、公顕より上藤の法印は十三人いて、その中には公顕
 の師公舜もいた。その後も公顕は重用され、治承二年（一一七八）二
 月には院は園城寺で灌頂を受けようとしたが叡山が騒いだため中止と
 なった。平家滅亡後、頼朝にも重用され、鎌倉での仏事の導師として
 関東に赴く途中入滅した。生年八十四歳（『玉葉』建久三年十一月
 二十一日条）。○今度皆智証ノ門徒ヲ用ヒラル 前掲注解「御戒師
 ハ、園城寺ノ前大僧正覚忠…」に引いた『兵範記』に見るように、戒
 師の大僧正覚忠以下、唄師・剃手の四人の他、雑役を勤めた三人の者
 を含め、八人が園城寺門徒であった。平信範の評「叡慮之所及、凡
 夫難知云々」からは、園城寺僧の過度な重用ぶりが当時においても
 話題になっていたことが確認できる。○御布施ヲバ大相国已下ソ被
 執行ケル 『兵範記』嘉応元年六月十七日条「次給布施」。先戒師、
 綾被物一重、太政大臣取之、判官代盛隆伝之、布施裏（絹裏、白

布各七反、民部卿光忠、治部卿光隆取之、布袴御装束一具（裏白絹
 裏、当日着御之御装束也、脱御之後、帖之裏調也）。『玉葉』同日条「先
 五位院司光長、取被物授大相国、戒師布施、次事了、此中有御
 装束二具、前大納言実定・新大納言隆季等取之、是保延之例
 也」。○今日ヨリ始テ、五十箇日ノ御逆修アリ。八月八日結願セ
 ラル（盛）の独自本文。「逆修」とは、「生前にあらかじめ、自らの
 菩提を弔う仏事を営んでおくこと。『菅家文章』や『文粹』に逆修供
 養願文が見られるが、追善の仏事より功德が大きいとされる」（『平安
 時代史事典』上—164—三頁）。池見澄隆によれば、逆修の目的としては、
 ①「往生ないし菩提」志向の系譜②「延寿」志向の系譜③「死の受容」
 志向の系譜の三つの型があるという（一五九—一七五頁）。また、法
 然の『逆修説法』によれば、五十日間（七七日）にわたる逆修の実践
 形態としての「供仏施僧」は、ことごとく「寿命長遠」を目的とした
 営みであるとする（同前—163—164頁）。『兵範記』六月十七日条
 には、この時の初日から結願日の七七日までの供養の予定が記される。
 『百練抄』八月八日条「上皇御逆修結願。其次被申上年來御作善目
 録。其薰修不違楚竹」。○故二条院ハ 以下、別記文まで、（盛）
 の独自本文。（蓬・静）の「故二条院」が良い。今回の後白河院出家
 の理由の一つに、二条院の早世があるとするのであろう。○新院ハ
 嫡孫、当今ハ又御子ニテ御座セバ、向後マデモ憑シキ御事ナレド
 モ「新院」は、二条院の子八条院、「当今」は、後白河院の子高倉天
 皇のこと。嫡男二条院は早世したものの、六条院は嫡孫、高倉天皇は
 後白河院の御子であれば、この後までも頼もしいことばかりなのだ
 とする。これまでの、後白河院と二条院との父子の確執については全

く触れない。なお、「向後」は、校異40に示すように諸本「ゆくすゑ」とよませるのであろう。三巻本『色葉字類抄』『向後 ユクサキ ユクスへ』（ユ豊字・下五六ウ八）・「向後 将来分 キヤウコウ」（キ豊字・下六一ウ五）、高山寺本『三宝類字集』『後：（略）…向一 ユクスエ』（上二〇ウ五）。「向後」で「きやうこう」「ゆくへ」「ゆくすゑ」「ゆくさき」等のよみが考えられる。「きやうこう」が時間的な未来を多く意味するのに対し、「ゆくへ」は進み行く方向や今後の成り行きを意味し、「ゆくすゑ」は人物の将来について多く用いられる。ただし各語形の意味差はそれほど明瞭でない場合も多い。○平家朝威ヲ蔑ニスルモ目醒ク思食ケレバ 先に、「清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ、是モ末代ニ及テ王法ノ尽ヌルニヤ」とあったのに対応しよう。このことがきっかけとなって、後白河院は出家を決定したとする。○穢土ノ習・人ノ有様モイトハシク思食ケレバ 後白河院が出家を決定した理由として、さらに「穢土の習」と「人の有様」も厭わしく思われたことが付加される。その内、「穢土ノ習」は、敦盛の首を送った直実への返状に次のように見える。〈延〉「盛者必衰、無常之理」、会者定離、穢土之習」（巻九一七五ウ）、〈盛〉「盛者必衰者、無常之理也、老少前後者、穢土之習也」（5—四一七頁）。さらに、〈盛〉には、返状を得た直実の思いが次のように記される。〈盛〉「直実ハ此返事ヲ給テ、イトゞ涙ヲ流シツ、為方ナクゾ思ケル。穢土ノ習ヲ悲テ、遁バヤト思ケルガ、西国ノ軍鎮テ、黒谷ノ法然房ニ参ツ、鬢ヲ切連生ト名ヲ付テ、終ニ世ヲコソ背ケレ」（5—四一八〜四一九頁）。ここでの「穢土ノ習」も、この世の習いである会者定離・老少前後を言うとして良いか。具体的には、「穢土ノ習」は二条院の早世に対

応していると思われる。とすれば、文脈から見て「人の有様」は平家が「朝威ヲ蔑ニスル」ことを受けていることになろう。○平家ノ振舞中々御善知識トゾ思食ヌ 「善知識」とは、この場合、平家の専横が、結果的に後白河院を出家へと導いたことを言う。○入道清盛ハ善悪物申サズ。サコソト思ヒケルニヤ 清盛は、御前に侍る殿上人のように、御出家は大変良いことですとお追従を言うこともなく、かといつてもう少し後になさったらいかがかと言うこともなかった。「サコソ」の指示内容が必ずしも明確ではないが、清盛が何も言わなかったとするのは、今回の後白河院の出家の理由に、平家の専横が関わっていることを清盛は知っていたことを窺わせる表現か。○帝王御出家ノ事… 以下の別記文、②帝王の出家の先例を列挙したものが、〈底・近・蓬・静〉は、いずれも一字下げとする。当該記事は、先の①後白河院の出家記事や、この後の③有安読経説話④後白河法皇卒塔婆記事⑤花山法皇・白河院熊野御幸説話と同様に、『新羅明神記』に極めて近い資料に基づいている一連の記事と考えられることからすれば、別記文（一字下げ記事）形式にはなっているものの、①③④⑤の〈盛〉本文と同時に成立したと考えられよう。『新羅明神記』「帝王御出家之例 孝謙（女帝）御髪下給、法名（マミ）基。後帰殿上給天、称徳天皇申。平城。仁明。清和。陽成。宇多。朱雀。円融。華山。一条。三条。後三条。白河。鳥羽。讃岐。当院（已上十六代）」（黒田九一頁）。ほぼ同文が『園城寺伝記』巻八「一、帝王御出家例」に引かれる。「孝謙天皇（女体）法名法基。帰殿上号 称徳天皇。（以下「新羅明神記」に同）。『新羅明神記』は「法基」の「法」字を脱するが、「後ニハ還リ殿上シテ、称徳天皇ト申キ」などは、『園城寺伝記』よりも『新羅

明神記』に近い。〈盛〉には、網羅的に列挙しようとする傾向が色濃く見られるが、その中でも、「项目的に知識を展示すること自体が目的とされた」箇所の一つと考えられる（松尾葦江一一六〜一一七頁）。

○孝謙女帝御飾ヲ落サセ給テ、法名ヲ法基ト申シヨリ始レリ。四十六代天皇。在位は、天平勝宝元年（七四九）七月二日（天平宝字二年（七五八）八月一日。聖武天皇の子。出家は、天平宝字六年（七六二）六月。『扶桑略記』「先帝高野娘落花簪入仏道」。法諱称「法基尼」。〈四十五〉（天平宝字六年六月）。また、『続日本紀』天平宝字六年六月三日条によれば、孝謙と子の淳仁との確執が記された後、「（淳仁との確執も）朕が菩提心発すべき縁に在るらしと念す。是を以て出家して仏の弟子と成りぬ」（新大系3―四〇九頁）とあるように、淳仁との確執が出家の因となっていた。○後二ハ還リ殿上シテ、称徳天皇ト申キ。四十六代孝謙天皇が、淳仁天皇の後重祚し、四十八代称徳天皇となる。在位は、天平宝字八年（七六四）十月九日―神護景雲四年（七七〇）八月四日。○平城。五十一代天皇。在位は、延暦二十五年三月十七日（八〇六）―大同四年（八〇九）四月一日。桓武天皇の子。出家は、大同五年（八一〇）九月十二日。『帝王編年記』「弘仁元年庚寅九月坐」事。十二日、旋宮剃髮入道（御年三十七）。此事前尚侍薬子所為也」（新訂増補国史大系一八一頁）。

○仁明。五十四代天皇。在位は、天長十年（八三三）三月六日―嘉祥三年（八五〇）三月十九日。出家は、嘉祥三年三月十九日。『続日本後紀』「是日、天皇落飭入道。誓受清戒」（新訂増補国史大系二三八頁）、「帝崩於清涼殿」。時春秋四十一」（同前三月二十一日条）。

○清和。五十六代天皇。在位は、天安二年（八五八）十一月

（四）

七日―貞観十八年（八七六）十一月二十九日。文徳天皇の子。出家は、元慶三年（八七九）五月八日。『三代実録』「是夜太上天皇（清和）落飾入道」。出家の翌年元慶四年十二月四日崩御。○陽成。五十七代天皇。在位は、貞観十八年（八七八）十一月二十九日―元慶八年（八八四）二月四日。清和天皇の子。出家は、天曆三年（九四九）九月二十日。「陽成院天皇依病惱、御出家事」（続々群書5―二三四頁）。「陽成上皇崩事（春秋八十二）」（同前九月二十九日条）。

○宇多。五十九代天皇。在位は、仁和三年（八八七）八月二十六日―寛平九年（八九七）七月三日。光孝天皇の子。出家は、昌泰二年（八九九）十月二十四日。「於仁和寺御出家（御年三十三）。御法名空理。後改金剛覺。御戒師園城寺益信僧正（于時権大僧都）」（仁和寺御伝」群書5―四三〇頁）。『日本紀略』「前年讓位者、為社稷也。今日出家者、為菩提也」（新訂増補国史大系3―一五頁）。

○朱雀。六十一代天皇。在位は、延長八年（九三〇）十一月二十二日―天慶九年（九四六）四月十三日。醍醐天皇の子。出家は、天曆六年（九五二）三月十四日。『帝王編年記』「出家（御法名仏陀寿）。同年八月十五日崩。御年三十」（新訂増補国史大系二四一頁）。

○円融。六十四代天皇。在位は、安和二年（九六九）九月二十三日―永観二年（九八四）八月二十七日。村上天皇の子。出家は、寛和元年（九八五）八月二十九日。『扶桑略記』「円融院太上天皇、春秋二十七、依病出家。法諱金剛法」（新訂増補国史大系二五六頁）。

○花山。六十五代天皇。在位は、永観二年（九八四）十月十一日―寛和二年（九八六）六月二十三日。冷泉天皇の子。出家は、寛和二年六月二十三日。『扶桑略記』「夜半天皇生年十九。出鳳闕宮、向花山寺」。落飾入道。法号入寛。藏人左少弁藤原道兼・僧叡久・二

人陪從、出縫殿陣、參元慶寺。即時令左近少將藤原道綱持神璽宝劍獻東宮御在所凝華舍^上。件三人外他人不敢知之。禁省事秘故也〔新訂増補国史大系二五六頁〕。○一条 六十六代天皇。在位は、寛和二年(九八六)六月二十三日―寛弘八年(一〇一一)六月十三日。円融天皇の子。出家は、寛弘八年(一〇一一)六月十九日。病のため、六月十三日に皇太子居貞親王(三条天皇)に譲位し、十九日に出家したが、二十日に崩御。『百練抄』十九日。先皇御出家〔法名精選覚〕。二十一日。太上皇崩于一条院(三十二)〔新訂増補国史大系一四頁〕。○三条 六十七代天皇。冷泉天皇の子。在位は、寛弘八年(一〇一一)六月十三日―長和五年(一〇二六)一月二十九日。出家は、寛仁一年(一〇一七)四月二十九日。『扶桑略記』「太上天皇依御惱一剃頭髮入道」〔新訂増補国史大系二七二頁〕。○後三条 七十一代天皇。後朱雀天皇の子。在位は、治暦四年(一〇六八)四月十九日―延久四年(一〇七二)十二月八日。出家は、延久五年(一〇七三)四月二十一日。『扶桑略記』「太上皇由御惱重出家入道」〔新訂増補国史大系二二五頁〕。○白河 七十二代天皇。後三条天皇の子。在位は、延久四年(一〇七二)十二月八日―応徳三年(一〇八七)十一月二十六日。出家は、承保三年(一〇九六)八月九日。『百練抄』「上皇御出家。依哀傷郁芳門院御事也」〔新訂増補国史大系四三頁〕。○鳥羽 七十四代天皇。堀河天皇の子。在位は、嘉承二年(一一〇七)―保安四年(一一二三)一月二十八日。出家は、永治元年(一一四一)三月十日。『百練抄』「太上天皇御出家(三十九。法名空覚)」〔新訂増補国史大系六一二頁〕。『今鏡』「次の年御髪おろさせ給ひき。御年四十にだに満たせ給はねども、年ごろの御本意も、また慎

みの年にて。……うち続き八幡・賀茂など御幸ありて、三月十日ぞ鳥羽殿にて御髪おろさせ給ふ」(全訳注上―三六二―三六三頁)。○讚岐 七十五代天皇崇徳天皇。鳥羽天皇の子。保安四年(一一二三)二月十九日―永治元年(一一四一)十二月七日。保元の乱後に出家。『帝王編年記』には、保元元年七月十二日条に見る。「保元々年丙子七月十一日、与天皇有間。軍敗績以後、同十二日出家(御年三十八)」〔新訂増補国史大系三二六頁〕。○已上十六代法皇ノ尊号アリ 後白河を含めて十六人の出家した天皇の名が記される。これは前掲「帝王御出家ノ事」で示したように、『新羅明神記』『園城寺伝記』の記載と一致する。ただし、『新羅明神記』『園城寺伝記』は出家の例として「已上十六代」とするが、(盛)は「帝王御出家ノ事」としながら、最後に「法皇ノ尊号アリ」として、十六名に法皇の尊号があったとしている。法皇となったのは宇多天皇が最初であり、(盛)は出家と法皇称号を誤解しているか。なお、これらの天皇の出家の理由としては、病気のためであったり菩提のため、あるいは乱のためであったりと多様である。しかし、総ての事例が掲げられているわけではない。例えば、『神皇正統記』によれば、「後二出家セサセ給。天皇出家ノ始也」(大系本一〇四頁)とされる四十五代天皇聖武天皇の事例がない。また、六十代天皇醍醐天皇(宇多天皇の子)も、延長八年(九三〇)九月二十九日に出家している。『扶桑略記』「依御惱危急、遂落筋帰真。未刻、崩于右近衛府」。御年四十八〔新訂増補国史大系二〇九頁〕。六十二代天皇村上(醍醐天皇の子)も、康保四年(九六七)五月二十五日の崩御の日に出家している。『皇年代略記』「康保四年五月廿五日崩(四十二。先御落筋。法諱覚真。於清凉殿)」(群

書3―二四二頁。六十八代天皇后一条天皇（一条天皇の子）も、長入道。即刻崩于東三条院（三七七）（新訂増補国史大系二二頁）。元九年（一〇三六）四月十七日に出家している。『日本紀略』「成刻天皇落筋。崩于清涼殿。春秋廿九。在位廿年」（新訂増補国史大系3―二九〇頁）。六十九代天皇后朱雀天皇（一条天皇の子）も、寛徳二年（一〇四五）一月十八日に出家している。『百練抄』「太上天皇落筋」

七十三代天皇堀河天皇（白河天皇の子）も、嘉承二年（一一〇七）七月十八日に出家し、翌十九日に崩御している。『讀岐典侍日記』（日本古典文学全集三九〇―三九一頁）。

【引用研究文献】

- *青木三郎「平家物語の構想をめぐって」（国語と国文学、一九七三・6）
- *池見澄隆「逆修考―中世信仰史における論拠と実態」（浄土宗学研究一四、一九八二・3。『中世の精神世界―死と救済』人文書院一九八五・2再録。引用は後者による）
- *川合康①「武家の天皇観」（『講座前近代の天皇 第四巻 統治的諸機能と天皇観』青木書店一九九五・6。『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房二〇〇四・10再録。引用は後者による。）
- *川合康②「横山氏系図と源氏将軍伝承」（『中世武家系図の史料論』上巻、高志書院。）
- *日下力「『平家物語』原作者の構想力―物語世界への導入」（国文学研究一〇二、一九九〇・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による）
- *黒田智「新羅明神記」（東京大学史料編纂所研究紀要一一、二〇〇一・3）
- *恋田知子「『西国巡礼縁起』の展開」（巡礼記研究三、二〇〇六・9）
- *小林美和「平家物語巻一の構想をめぐって―延慶本を中心として―」（青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）
- *米谷豊之祐「後白河院北面下藤一院の行動力を支えるもの―」（大阪城南女子短大研究紀要一一、一九七六。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社一九九三・7再録。引用は後者による）
- *今野慶信「東国武士団と源氏臣従譚」（駒澤大学史学論集二六、一九九六・4。）
- *志立正知「鎌倉期における関東武士の自己意識と『平家物語』」（国語と国文学、二〇〇八・11）
- *谷村茂「『平家物語』略本型本文と広本型本文の関係―巻一、後白河院出家およびその関連叙述をめぐって―」（同志社国文学四五、一九九六・12）

*羽原彩①『源平盛衰記』頼朝挙兵譚における義家叙述の機能―頼朝に連なる〈過去〉―(国文学研究一四〇、二〇〇三・6)。

*羽原彩②「義家から頼朝、そして尊氏へ―源氏系譜の認識と『源平盛衰記』―」(古典遺産五三、二〇〇三・9)。

*早川厚一①『平家物語』の成立―鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について―(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)二四―一、一九八七・6。『平家物語』を読む―成立の謎をさぐる―和泉書院二〇〇〇・3改編の上再録。引用は後者による)

*早川厚一②『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)三二―一、一九九四・7を改変して、『平家物語』を読む―成立の謎をさぐる―和泉書院二〇〇〇・3に再録。引用は後者による)

*松尾葦江「源平盛衰記素描―その意図と方法―」(国語と国文学、一九七七・5。『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による)

*美濃部重克「開かれた文学」〈換喩的文学〉としての『平家物語』―「額打論」を中心に―(国文論叢三四、二〇〇四・3)

*元木泰雄①『平清盛と後白河院』(角川学芸出版二〇一一・3)

*元木泰雄②「後白河院と平氏」(『後白河―動乱期の天皇―』吉川弘文館一九九二・3。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。引用は後者による)

*山下宏明「源平闘争録の研究―平家物語増補系諸本の研究―」(『源平闘争録と研究』未刊国文資料刊行会一九六三・3。『平家物語研究序説』明治書院一九七二・3再録。引用は後者による)

1 一院出家ノ後、法住寺殿ニテ²御徒々ニ³思召ケルニ、飛驒守有安ヲ召テ、⁴読経仕レト仰ケレバ、懐ヨリ⁵笛ヲ取出⁶テ、チト吹鳴シ、⁷厳王品ノ「王出家已後、常勤精進、於八万四千歳、⁸修行妙法花」ト打上テ、⁹一枚バカリ¹⁰読タリケリ。経ニハ「王出家已」トコソ¹¹有ニ、¹²「已後」ノ「後」ノ文字ハ、メヅラシキ心ノ巧ニ¹³読付タリトゾ、人々感ジ笑ケル。

【校異】 1〈近〉右に「有安読厳王品」と傍記。 2〈近・蓬・静〉「御つれくに」。 3〈近〉「おほしめしけるに」、〈蓬〉「覚召けるに」、〈静〉「思食けるに」。 4〈近〉「どつきやう」〈蓬〉「読経」〈静〉「読経」。 5〈近〉「ふ」を」とし、「」に見せ消ち、右に「急」と傍記。 6〈近〉「テ」なし。 7〈近〉「わうしゅついで」とし、「つ」の後に補入符、右に「け」と傍記。 8〈蓬〉「修行妙法花に」。 9〈近〉「いまいはかり」の「一」の右に「十」と傍記。 10〈蓬・静〉「よみあけたりけり」。 11〈蓬・静〉「あるを」。 12〈蓬〉「已後後文字は」、〈静〉「已後後文字は」。 13〈蓬・静〉「付たりとそ」。

【注解】 〇一院出家ノ後、法住寺殿ニテ御徒々ニ思召ケルニ…以下 従懐取 出笛 吹鳴之。 厳王品、王出家已後常勤精進於八万四千歳の記事、〈盛〉の独自本文。『新羅明神記』にはほ同文が引かれる。 修行妙法華、打上読誦。 経、厳王出家已後、已後後文字、珍心読「一院御出家之後、於法住寺殿被召飛驒守有安」。 読経仕被仰。 付、懐取、人感嘆之。 また『園城寺伝記』卷八「一、帝王御出家例

に「一院御出家之後。於法住寺殿被_レ召_二飛驒守有安_一。読経可_レ仕被_レ仰。有安從_レ懷_二取出笛_一、吹_二鳴之_一。嚴王品出家已後常勤精進於八万四千歳修行妙法花ト打上。読誦之経_{備後}王出家已在_ヲ。已後_ノ後_ヲ文字ヲ珍_シ。心ノ巧読_ヲ付_レ之。叡慮尤甚_シ。『新羅明神記』は「心ノ巧」を脱しているが、最後の「人感嘆之」は、『園城寺伝記』の「叡慮尤甚_シ」よりも（盛）に近いと言えよう。

○飛驒守有安 中原有安。『勅撰作者部類』「五位筑前守。内蔵助中原頼盛男。至建久五年」（校訂増補五十音引六頁）。有安の飛驒守補任は、承安二年（一一七二）一月二十七日。安元二年（一一七六）二月二十一日見任記事有り共に『玉葉』の同日条。その後、建久五年（一一九四）一月二十八日に任筑前守（『山槐記』除目部類。但し「藤原有安」。長明の琵琶の師。今様・朗詠・声明・読経・横笛・箏・琵琶・太鼓・方磬等にすぐれていた（築瀬一雄一一七〜一三六頁、乾克己三三八〜三七七頁）。また、兼美の家司として、兼美の耳目となり様々な情報を提供した。さらに、長明の『方丈記』に見る五災厄叙述の背後には、有安の情報活動が関わっている可能性も指摘されている（柏崎光政一一〜一三三頁）。有安は、このように長明や兼美・音曲関係者以外にも、平氏の周辺人物、さらに後白河上皇（文治五年七月から建久二年頃に院の下北面）や、天台座主顕真、二条天皇、藤原成親、女御孫子、藤原師長、藤原兼雅、藤原信西なども関係を持っていた。このようにして、有安は、芸能によって培われた人脈を利用して、各種の情報を兼美に伝え、また兼美の情報を各所へ伝えていた（曾我良成三〇〜三八頁）。

○読経仕レト仰ケレバ 前項注解にも見るように、有安は、横笛・箏・琵琶・太鼓・方磬等の楽器の演奏にも優れていた他、今様・朗詠・声明等の詠唱にも優れていた

（乾克己三七七頁）。なお、声明については、『魚山声明相承血脈譜』に、「良忍一頼澄（菟連房）一有安（筑前守）」という系譜が見られ、多武峰の菟連房頼澄より声明の伝授を受けていることが分かるし（榊泰純一三五頁）、金沢文庫蔵『舍利讚嘆中下』（『金沢文庫資料全書』七所収）にも、「彼有安：為_レ樂人之上、於_レ声明道聊得_二其善_一之間」とある。また、読経にも堪能であったかと思われるが、『読経口伝明鏡集』の記す御読経衆には見えず、能読にも数えられていない（清水真澄①五一頁）。なお、本話に関わる伝承としては、清水真澄①（四八〜五八頁）②（一八二頁）が指摘する京都大学文学部蔵『法華経二十八品字読癖』に引く、次の記事が関わりう。『鏡忠法印』_{三位}能願法印一祐宗法印 後白河院御出家之時被_レ召能願法印タリケルニ悉捨王位、文_ヲ読経_ヲ出_シケレハ我一人_ヲ出家シタレ悉捨王位不可能_一トテ可_レ追_レ云々 鏡忠法印メサレテ王出家已於八万四千歳ノ嚴王品文_ヲ出_シ而_キ王出家已後_ト一字_ヲ加タリケリ以外叡感有_レ勸賞_一云々。もともとは、読経僧鏡忠に関わる逸話だったようである。鏡忠を清水は、「慶忠と同一人か」（①五二頁）とする。慶忠ならば、仁和寺の僧で、藤原公章の男、能読の声技を子の能願に伝え、家を形成したとされる（清水真澄③九八頁）。また清水真澄①は、有安が九条家の情報ネットワークにおいて重要な位置を占めていたことをふまえて、その際に本来は鏡忠（＝慶忠）の事績であったものが、逸話を九条家に伝えた有安の事績として書き換えられた可能性を指摘している（①五二頁）。

○懐ヨリ笛ヲ取出テ、チト吹鳴シ 前項に引く『法華経二十八品字読癖』には、こうした記事はない。こうした趣向は、横笛にも堪能であった有安故に可能であった。有安の芸能説話は、『教訓抄』『文机談』などに詳しいが、

笛については『文机談』第二冊に「この有安、笛は戸部氏をきわめ箏はわか尼の余流をうく」「ふき物、うち物、いかさまにも説をつくしてぞむじたる人也と、孝時も申されき」(『文机談全訳注』(笠間書院二〇〇七・11)一〇〇頁)と評されている。○**厳王品**ノ「**王出家已**

後、常勤精進、於八万四千歳、修行妙法花」ト打上テ『法華経』巻第八「妙莊嚴王本事品第二十七」の「其王即時。以国付弟。王与夫人二子。并諸眷属。於仏法中。出家修道。王出家已。於八万四千歳。常勤精進。修行妙法華経」(傍線部の訓、「王、出家し已りて八万四千歳において常に勤めて精進して妙法華経を修行せり」)による。その一節「王出家已」を「王出家已後」と読み替えたもの。「**厳王品**」は妙莊嚴王が仏法に触れて出家する内容であり、有安は即妙にそのうちの出家の場面を選んで読み上げたのである。経文の一字一句が信仰の対象として重要なはずだが、当時の読経では音楽的な節付けとリズムカールな拍子で美声を響かせ、経文の言葉でさえ、臨機応変に読み替えるところに、音云としての妙味があったらしい(新聞進一、四九〜五〇頁。清水眞澄②一八二頁)。ここは、「王が出家を遂げたの意を「已後」と読み、後白河院の出家以後の修行を礼讃する形に言いかえたのである」(『新定盛』1—153頁)とする解が妥当だろう。とすれば、**「盛が、常**

【引用研究文献】

- * 乾克己「楽人たちの動向」(国文学解釈と教材の研究一九八〇・9。『中世歌謡の世界』近代文藝社一九九二・1再録。引用は後者による)
- * 柏崎光政「鴨長明と政治—中原有安を通して—」(明治大学大学院紀要一四—四文学編、一九七六・12)
- * 榊泰純「草庵と信仰—長明の『方丈記』を中心として—」(日本仏教学会年報—仏教と文学・芸術—三八、一九七三・3)
- * 清水眞澄①「後白河院と読経—『平家物語』生成の一指標として—」(『源氏から平家へ』新典社一九九八・11)
- * 清水眞澄②『読経の世界—能読の誕生—』(吉川弘文館二〇〇一・7)

勤精進」の位置を前にずらすのも、後白河院が出家以後も常に修行に励み、その後八万四千年を過ごしたと祝言するための意図的な改変とも読みうるか。あるいは、「法華経」の「経」の字も落ちていたように、単なる誤りか、節付けのために入れ替えたり一字欠いたりしたと考えるべきであろうか。なお、清水眞澄①は、『元亨釈書』に音云の読経に対する批判が見られることなどから、後嵯峨院を最後に宮中の芸能としての読経は次第に失われたことを指摘、読経における経文改変を、今様など雑芸のように「期臨タル景気」として楽しむとする当該話が、後嵯峨院政期以後に増補される可能性は乏しいと見る。むしろ本話が、後白河院の天狗化を記した九条道家『比良山古人霊託』との関連が推定される巻第八「法皇三井灌頂」の伏線となっていると考えられることから、より古層に属する後白河批判と結びついて**「盛**」**」**祖本に取り込まれていた可能性を指摘する。(五二—五八頁)。○**一枚バカリ読タリケリ** 厳王品の一節を「一枚」と数えるのか(清水眞澄④二六二頁)。清水は、『今昔物語集』巻十二第三十四の「人、三四枚読_レ程_ニ、一部誦_レ畢_ス」の例をあげる。他に『玉物集』「御堂道長のおはしまして、寿量品を一枚ばかりよみて」(新大系三三九頁)がある。

*清水真澄③「能読の経読み伝承―音芸「読経」について―」（講座日本の伝承文学6『芸能伝承の世界』三弥井書店一九九・3。『音声表現思想史の基礎的研究 信仰・学問・支配構造の連関』三弥井書店二〇〇七・12再録。引用は後者による）

*清水真澄④『平家物語』生成伝承と書写山―読経の信仰と音芸・鎮魂の場をめぐって―（青山語文二九、一九九・3。『音声表現思想史の基礎的研究 信仰・学問・支配構造の連関』三弥井書店二〇〇七・12再録。引用は後者による）

*新聞進一『歌謡史の研究 その一 今様考』（至文堂一九四七・11）

*曾我良成「或人云・「人伝云」・「風聞」の世界―九条兼実の情報ネット―」（年報中世史研究二、一九九六・5）

*築瀬一雄「鴨長明と交渉せる人々」（『俊恵及び長明の研究（第二冊）』碧沖洞叢書三二、一九六三・5。築瀬一雄著作集二『鴨長明研究』加藤中道館一九八〇・10再録。引用は後者による）

1 法皇ハ御出家ノ思出ニ 2 熊野御参詣アリ。三山³ 順礼²ノ後、滝本ニ⁴ 卒堵婆ヲ立ラレタリ。「智証門人阿闍梨滝雲坊ノ行真」トゾ銘文ニハ。書レタル。サマデナキ人ノ門流ヲ汲ダニ嬉キニ、昔ハ一天ノ聖主、今ハ三山ノ⁷ 行人、⁸ 御宸筆ノ⁹ 卒堵婆ノ銘、三井ノ¹⁰ 流ノ修験ノ人、¹¹ サコソ嬉ク思ケメ。書伝タル水茎ノ跡ハ、今マデ¹² 通ラシ。¹⁴ 昔ハ平城法皇ノ有御幸ケル由、那智山ノ日記ニトギマリ、近ハ¹⁵ 花山法皇¹⁶ 御参詣、滝本ニ三年千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ。今ノ世マデ六十人ノ¹⁷ 山籠トテ、都鄙ノ修行者集テ、難行苦行スルトカヤ。彼花山法皇ノ¹⁸ 御行ノ其¹⁹ 間ニ、²⁰ 様々ノ験徳ヲ顕サセ給ケル。其中ニ、龍神アマクダリテ、如意宝珠²¹ 一顆、水精ノ念珠²² 一連、九穴ノ²³ 蛇²⁴ 貝²⁵ 一ヲ奉ル。法皇此供養ヲメサレテ、末代行者ノ為ニトテ、宝珠ヲバ²⁴ 岩屋ノ中ニ納ラレ、念珠ヲバ千手堂ノ²⁵ ヘヤニ納ラレテ、今ノ世マデモ²⁶ 先達預²⁷ レ之渡ス。²⁷ 蛇ヲバ²⁸ 一ノ滝壺ニ被²⁹ 放置³⁰ タリト云。白河院御幸ノ時、彼³¹ 蛇ヲ³² 為³³ 被³⁴ 見³⁵ 海人ヲ召レテ滝壺ニ入ラレタリケレバ、貝ノ³¹ 大サハ³² 傘バカリトゾ奏申ケル。参詣上下ノ輩、万ノ³³ 願³⁴ 満事ハ、如意宝珠ノ験也、³⁵ 飛滝ノ水ヲ身ニフルレバ、命ノ長事ハ彼³⁶ 蛇ノ故トゾ申伝タル。花山法皇ノ御籠ノ時、天狗³⁷ 様々奉³⁸ 妨ケレバ、³⁹ 陰陽博士⁴⁰ 安部清明ヲ召テ、⁴¹ 被⁴² 仰⁴³ 含⁴⁴ ケレバ、⁴⁵ 清明、⁴⁶ 狩籠ノ岩屋ト云所ニ、⁴⁷ 多ノ魔類ヲ祭リ⁴⁸ 置⁴⁹。那智ノ行者不法懈怠ノアル時ハ、此天狗共⁵⁰「三〇」嘯ヲナシテ恐⁵¹シトゾ語伝タル。

【校異】 1 〈近〉右に「法皇熊野山那智山御参詣」と傍記。 2 〈蓬・静〉「熊野参詣」。 3 〈蓬・静〉「巡礼の」。 4 〈静〉「卒堵婆を」。 5 〈近〉「ちせうもんじんのあじやりれうけんばうのぎやうしんとそ」とし、「け」に見せ消ち、右に「う」と傍記。〈蓬〉「智証門人阿闍梨滝雲坊行真とそ」。 6 〈近〉「かくれたる」とし、「かく」を二重線で消し、右傍に「か」。 7 〈近〉「ぎやうにんと」。 8 〈近〉「御しんひろの」とし、「ろ」に見せ消ち、右に「つ」と傍記。〈蓬・静〉「御宸筆の」。 9 〈近〉「卒堵婆ノ」なし、〈静〉「率都婆の」。 10 〈近〉「なかれの」、〈蓬〉「流の」。 11 〈蓬・静〉「さこそは」。 12 〈近〉「水くきの」、〈蓬〉「水茎の」、〈静〉「水茎の」。 13 〈近・静〉「かよふらし」、〈蓬〉「か

えふらし」。14〈近〉「昔ハ」なし。15〈近〉「くわけんのほうわう」とし、「け」に見せ消ち、右に「さ」と傍記。〈蓬〉「花山法皇」。16〈近〉「御さんけい」、〈蓬〉「御参詣ありて」、〈静〉「御参詣ありて」。17〈近〉「山こもりとて」、〈蓬〉「山籠とて」、〈静〉「山籠とて」。18〈近〉「御おこなひきやうの」、〈蓬〉「御行の」。19〈近〉「ひまに」、〈蓬〉「間に」、〈静〉「間に」。20〈近〉「さまはま」とし、「はま」を三重線で消して右に「く」と傍記。21〈蓬・静〉「一果」。22〈近〉「一ねん」。23〈近〉「あはひかい」、〈蓬〉「鮑貝」、〈静〉「鮑貝」。24〈近〉「いはいの」とし、後の「い」に見せ消ち、右傍に「や」とあり。25〈蓬・静〉「隔屋に」。26〈近〉「せんたち」、〈蓬・静〉「先達」。27〈蓬・静〉「鮑をは」。28〈蓬〉「一滝壺に」。29〈蓬・静〉「鮑を」。30〈近〉「みられんかため」、〈蓬〉「みせられんかために」、〈静〉「見せられんかために」。31〈近〉「おほきさは」、〈蓬・静〉「大は」。32〈近〉「からかさばかりとそ」、〈蓬・静〉「唐立ばかりとそ」。33〈近・蓬・静〉「ねかひの」。34〈近〉「みつる」、〈蓬〉「満」、〈静〉「満」。35〈近〉「ひりうの」として「り」に見せ消ち、右傍に「よ」と傍記。〈蓬・静〉「飛滝の」。36〈蓬・静〉「鮑の」。37〈近〉「さまく」、〈蓬・静〉「さまく」に。38〈近〉「おんやうはかせ」、〈蓬・静〉「陰陽博士」。39〈近〉「あへのはるときを」、〈蓬〉「安部清明を」、〈静〉「安部清明を」。40〈近〉「おほせふくめられければ」、〈蓬〉「仰合られければ」、〈静〉「仰合られければ」。41〈近〉「はるあき」、〈蓬・静〉「清明」。42〈近〉「かりこめの」、〈蓬・静〉「狩籠の」。43〈近〉「をき」、〈蓬・静〉「をく」。

【注解】○御出家ノ思出ニ熊野御参詣アリ 〔盛〕では、平家の専横をきっかけとして出家したとされる後白河院だが、本段では、出家の記念として熊野参詣を行ったとし、さらにこれまでの天皇・院の熊野参詣譚を記す。以上は、〔盛〕のみの独自異文。前段の院の出家から展開して、独自に挿入したものであろう。とりわけ那智に関する叙述が中心となっていることに気付かされる。『平家物語』の形成において、那智との関係を深めていた寺門派修験の影響があったことを指摘する源健一郎①は、維盛の熊野参詣記事の比較から、「時代が下るにつれ、那智を顕彰する姿勢が強くなっていくこと」(二九頁)「熊野三山における那智の至高性が、強調されていく」(二三〇頁)と述べる。本段もそういった流れの中に位置づけられよう。本段では「今マデ通ラシ」「今ノ世マデ」「今ノ世マデモ」の表現が目立つことにも、中世において彼らにより、那智の伝説が院の参詣との関わりから伝えられて

いた形跡が見受けられようか。後白河院は、出家を遂げた嘉心元年(仁安四年(一一六九))に、二度の熊野参詣を実施している。一度目は、一月十四日に都を出立し二月九日に還御したことが『兵範記』によって確認できる(一月十四日条「去暁上皇御進発」、二月九日条「辰剋上皇自熊野還御」)。この時の出来事は『梁塵秘抄口伝集』に詳しく記されており、「今度第十二度にあたりて、出家の暇を申しに参る」(新潮日本古典集成二五八頁)とあるように、出家の決意を固めた院が、その暇乞いのために企図されたものであった。後白河院は六月十七日に落飾すると、同年十月十五日から十一月四日にかけてこの年二度目の熊野参詣に赴いている。その出発の様子は、「鶏鳴両院令進発熊野給、先院御先達僧正覺讚、次法皇、参議資賢卿、右馬頭親信朝臣、左近少将光能朝臣(道事奉行)、左衛門佐信基、右兵衛佐雅賢候御共、他下藤等不能注載之、次女院御先達尊覺法印、女院召御興、女

房五人扈從、右宰相中将宗盛卿、左京大夫定隆卿、左近少將脩範朝臣、右衛門權佐盛隆、木工頭親雅、勘解由次官親宗等候御共、侍以下不能委注、兩方合參八幡給、次於古津御昼養、今夕合宿天王寺給云々」(『兵範記』十月十五日条)と、建春門院を伴つての御幸であつた。平信範は随行していなかつたため道中の記録は『兵範記』には残されていない。帰洛は十一月四日で、同日条に「自南都還御於宇治、御儲如昨日、便合參九条殿給、入夜還御六条」と記されている。○三山巡礼 本宮・新宮・那智の三山を詣でる巡礼のこと。この時の熊野参詣は三山すべてを巡る形でおこなわれた。なお、熊野巡礼には、三山を巡るパターンの他に、本宮のみの場合もあった。次段に「後白河法皇、本宮三十四度、新宮那智十五度」とあるのは、三十四回の巡礼中、三山を巡つたのが十五回であつたことを示している。なお、後白河院の熊野参詣においても三井寺との関わりは深く、仁安二年、仁安三年、嘉応元年の参詣において三井僧覺讚が先達を務めていること、その覺讚が蓮華王院で千手法修法を行なつたり、五重塔供養に参加していること、同じく三井寺僧公顯が熊野参詣の精進の導師を務めていること、こうした背景に後白河院の観音信仰があつたことなどが、松本公一によって指摘されている(一二二—一二六頁)。○滝本二卒塔婆ヲ立ラレタリ 「滝本」は那智滝の滝壺付近。(盛)巻四十「熊野大峯」にも「花山法皇ノ那智籠、寛平法皇ノ御参詣、後白川院ノ卒都婆ノ銘、忝ぞ覺ユル」(5—15八〇頁)とある。『新羅明神記』に「滝本卒都婆被立。銘文曰、三井智証門人阿闍梨竜雲坊行真。毎度被遊之」(黒田智九二頁)。『園城寺伝記』に「瀧本被立率都婆。銘文曰、三井智証門人阿闍梨龍雲房行真。毎度

被遊之」(八七頁)。「毎度被遊之」とあるように、後白河院が熊野参詣の度に名を記した卒都婆を立てていたとするのである。『山家集』一一一四の詞書に「平等院の名書かれたる卒塔婆に、紅葉の散りかかりけるを見て」(集成)三二二頁とあり、大峯にあつたとされる平等院(行尊)の名が記された卒都婆と同様のものである。○智証門人阿闍梨滝雲坊ノ行真 後白河院が出家に際して法名を「行真」と定めたことは、『兵範記』によって確認される(次定御法名)。(行真)嘉応元年六月十七日条。「智証門人」とあるのは、先の後白河院出家記事にも見るように、出家に際し、戒師をはじめ、唄法印、御剃手法印など「皆智証ノ門徒」(1—125頁)を用いた事による。なお、後白河院が覺忠によって阿闍梨職を授けられるのは、承安二年(一一七二)であり(今日、太上法皇令補阿闍梨給、前大僧正覺忠(園城寺)放解文、一身阿闍梨也。上卿左大將師長卿、…希代之珍事、上代未有如此事)『玉葉』承安二年十月十一日条)、この熊野参詣の時にはまだ阿闍梨には補せられていなかった。なお、この一身阿闍梨位を受けた際も、兼美の「希代之珍事」との評に見るように、「後白河上皇の園城寺にたいする過度の帰信と外護」は続いていて、このことがついには「前代来の山寺両門の抗争に一層拍車をかけることになつた」(田中文英一七四頁)。また、『寺徳集』(康永三年(一一三四)成立、三井水心法師編)には、「亦被立法住寺、唯限三井一門被置供僧并禅衆畢、亦熊野御参詣卒塔婆銘云、三井智証門人龍雲房阿闍梨行真云々」(続群書類従二八上—二二頁)とあり、十四世紀の三井寺周辺では、後白河院の智証門帰依という言葉が流通していたことが知られる。なお、「滝雲坊」は、『新羅明神記』『園城

寺伝記』『寺徳集』が記す「龍雲房」が正しく（盛）に比し、『新羅明神記』『園城寺伝記』が原態を留めていると考えられる徴証の一つ）、源健一郎②が指摘するように、「龍雲坊とは、山門と袂を分かった慶祚が三井寺に創建した坊」の名と考えられる。源は、「那智において後白河院は、自らが三井寺の門流にあることを宣言したことになる」（二四頁）とする。○サマデナキ人ノ門流ヲ汲ダニ嬉キニ、昔ハ一天ノ聖主、今ハ三山ノ行人、御宸筆ノ卒堵婆ノ銘、三井ノ流ノ修験ノ人、サコソ嬉ク思ケメ それ程でもない人が三井の門流を汲むのですら嬉しいのに、昔は一天の聖主であり、今は熊野三山の行人である後白河法皇が御幸なさり、御宸筆の卒都婆の銘を書かれたことを、三井の流の修験の人達は、さぞかし嬉しく思ったことであろうの意。『新羅明神記』に「昔一天聖主、今三山行人成給。三井流修験人面目光花無窮」とあり、『園城寺伝記』に「昔一天聖主、今三山行人ト被^レ覚召^{ケル}氣留^ト也」（八七頁）とある。『新羅明神記』の「三井流修験人面目光花無窮」が、（盛）の「三井ノ流ノ修験ノ人、サコソ嬉ク思ケメ」に近い。○書伝タル水荃ノ跡ハ、今マデ通ラシ 後白河法皇が書き残した銘文の跡は、今までもまだ残っているらしい、の意か。底本以外の本は「かよふらし」（仮名遣いによる異同は措く）で異同は見られないが、校註本（盛）が「今まで通^トらし」（上一八一頁）とするように、問題のある箇所である。「らし」は上代・中古の和歌に多く用いられた助動詞で、室町時代には生産性を失うとされている（『日本語文法大辞典』明治書院）が、香川景樹「すむ月に水のこゝろもかよふらしたかく成ゆく波の音かな」（旧大系『近世和歌集』三七三頁）のように、中世後半期以降でも和歌や文語文ではわずかに残存してお

り、そうした例の一つであると言えよう。底本における「らし」は、管見によると当該例を含む全四例が見出され、和歌表現（『モロ共ニ思合セテシホルラシ東路ニタツコロモハカリソ』巻四五―五六頁）一例の他は、「前二大河流タリ。水功德池ノ波ヲ添、後二長山連レリ。風宝林樹ノ枝ニ通ラシ。」（巻四〇―五八二頁）・「塩風ニサソウ虚焼ハ、東袖ニソ通ラシ。」（巻四二―二〇三頁）となっている。和歌表現の一例以外はいずれも漢字表記「通」が上接し、「通^トらし」のよみを可能性として考えさせられるが、文脈上「かよふらし」としたい。なお、「ラシ」は「ラン」の誤りである可能性も考えられる（長坂成功氏御教不^レが、元本である（蓬）では当該例含めて全四例とも、「かよふらし」等、動詞部分からの仮名書き表記となっている。○平城法皇ノ有御幸ケル由 平城天皇が大同五年（八一〇）薬子の乱に際し出家したのは事実であるが、その後の熊野参詣については記録類からは確認できない。一般には、上皇による熊野参詣は宇多上皇が最初とされている。しかしながら、平城天皇の熊野参詣を記す文書類は多く、たとえば『熊野那智神宮創建』は「平城天皇大同三（戊子）年行幸、三山へ合納宝物同四（己丑）年七月行幸」（神道大系三五九頁）と記し、『熊野那智神宮創艸畧記并熊野年代記』にも同様の記載が見える（神道大系三二二頁）。○那智山ノ日記 未詳。『熊野山略記』『熊野那智神宮創建』『熊野那智神宮創艸畧記并熊野年代記』などのような那智山に関わる文書をいうか。○近ハ花山法皇御参詣、滝本三三年千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ 熊野三山の由緒等を記した『熊野山略記』（永享二年（一四三〇）以前成立。川崎剛志二四〇頁）「那智山滝本事」には「花山法皇正暦年中、恭凝三ヶ年之参籠分移千日之涼煥」、専連六十人之禅徒、

号行「最上之秘法」、所謂「断穀絶煙之栖」、三七箇日味「純粹於密華」
 石敷苔之席、九十日酌「法水於甘露池之流」、又安倍晴明朝
 臣、以二人之式神「狩」籠魔衆於巖岬、院誠大阿闍梨、岬二十柱之王
 子「奉」備「法味於梵場」、然問答「九星反唄之神力」、魔民悉帰伏、
 依「六根懺悔之用法」、善神加擁護、遂使始「御願於難行之室」、成
 勤修於「三密之床」、然聞羅襪「薛納積」薰修也、仙才聖人累世而練行焉、
 臥雲喰霞之凝「苦節」也、竹蘭執柄「通塵而斗數」、将々如下「巖洞捨身」
 不「惜」一旦命、煙霞歛息、勉「三密」行者、為「一朝無双之勤」、
 永「流」有載之「褒」者也（神道大系八三頁）とある。また『熊野神廟記』
 は「花山法皇 自「正曆三年」至「同五年」、千日修行於山上、皇居之
 旧趾至「今」在「瀧上」（神道大系一九二頁）と記す。熊野関係の
 記録類には花山院の那智での三年一千日修行を伝える言説が多い。ま
 た、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）十二月十一日条に引かれた「走
 湯山専光房状案文」にも「花山法皇之去鳳凰城」。臨「熊野山」。又
 為「救」皇祖之「菩提」。令「參」籠那智雲三千日。皆表「知恩報恩理」之故
 歟」（国史大系）とある。ここで「三千日」とあるのは、三年千日か
 らきた「年」の誤脱ないしは誤伝であろうか。さらに『山家集』第
 八五一番歌の詞書には、「那智に籠りて滝に入堂し侍りけるに：二の
 滝のもとへまゐりつきたる。如意輪の滝となん申すと聞きて拌みけれ
 ば、まことに少しうち傾きたるやうに流れ下りて、尊く覚えけり。花
 山院の御庵室の跡の侍りける前に、年旧りたりける桜の木の侍りける
 を見て、すみかと思ひけんこと思ひ出られて」（集
 成）二三八頁）とあり、先の『熊野神廟記』にもあったように、花山
 院の一千日修行伝説と併せて庵室跡も伝えられていたようである。『熊

野山略記』にも、「花山法皇御菴室」（神道大系八八頁）があげられる。
 また〈盛〉は巻四十「熊野大峯」においても「花山法皇ノ那智籠、寛
 平法皇ノ御參詣、後白川院ノ卒都婆ノ銘、忝ゾ覚ユル」（五―五八〇頁）
 とし、さらにこの後、「去シ寛和ノ比、花山法皇ノ行給ケル所トテ、
 時頼入道奉教ケレバ、瀧本へ下給テ其旧跡ヲ拝スレバ、今ハ御菴室モ
 霧ニ朽テ其跡ナシ」（五八四頁）として、やはり花山院の庵室跡につ
 いて記す。『采花物語』巻三には「かの花山院は、去年の冬、山にて
 御受戒せさせ給て、その後熊野に詣らせ給ひて、まだ帰らせ給はざん
 なり」（旧大系上―一〇頁）とあり、寛和二年（九八六）の冬に出
 家した後、熊野参詣に出發、翌年の九月を過ぎて未だに戻らなかつ
 たことを記す。ただし、院の出家は冬ではなく六月二十一日で、『采
 花物語』も巻二ではそう記しているから、この記事自体に矛盾がある。
 『采花物語』は巻四でも「花山院所々あくがれありかせ給て、熊の、
 道に御心地悩しうおぼされけるに」（二二九頁）と、正暦二年（九九二）
 二月の円融院崩御記事の後に記す。花山院の一千日参籠伝説と那智の
 庵室跡の伝説とが結びついて、那智滝本での一千日行説話が形成され
 たのではないか。こうした資料を丹念に検証した今井源衛は、「結局
 院の帰京は正暦三年八月以前のこと、正暦三年春より数ヶ月間が熊
 野滞在期間と考えられる」（一一二頁）と結論する。さらに今井の論
 を受けた阿部泰郎①は、中世の伝承世界は、花山院の修行を「西国
 三十三所観音霊場の巡礼の創始となし、その熊野詣を那智の千日籠山
 の先蹤とし、瀑布の滝壺から海人をして九穴の鮑や如意宝珠をもたら
 したという神怪な伝説を院に託」したと考える（一一七頁）。○今
 ノ世マデ六十人ノ山籠トテ 前掲『熊野山略記』に、「花山法皇正暦

年中、…専連六十人之禪徒ヲ」とあった。〈南〉卷十二では、維盛の熊野参詣で、修行者が「此所名_ニ山籠_ト有六十人」、其中_ニ勤者_ヲ有五人_一」（下―一二五頁）として、六十人の山籠のことが説明される。次項で引用する『元亨釈書』卷十七「寛和皇帝」（花山天皇）にも「自_ニ帝修練此地_一。苦行者六十人。至_レ今不_レ絶」とある。○彼花山法皇ノ御行ノ其間_ニ…以下、「白河院御幸ノ時、彼_レ蛇ヲ為_レ被_レ見海人ヲ召_レテ滝壺ニ入_レラレタリケレバ、貝ノ大サハ傘バカリトゾ奏申ケル」までの記述も、『新羅明神記』に類似する。「華山法皇御参詣之時、竜神天降、如意宝珠一果・水精念珠一連・九穴鮑一貝奉_レ之。宝珠岩屋被_レ納_レ之、念珠千手堂隔屋被_レ納_レ之、鮑一滝壺被_レ放_レ之。白河院御幸時、海人被_レ召_レ滝壺被_レ入。貝大_ニ唐笠計_ト、奏申、楽満如意宝珠之験、命長彼_レ鮑之故云云。この説話は『園城寺伝記』には見られないが、『元亨釈書』卷十七「寛和皇帝」の項がこれに近い。「偏奉_ニ僧儀_一。修_ニ密法_一。王畿霧区多_ク所_ニ游歴_一。又入_ニ紀州那智山_一不_レ出三歳。其_レ励苦精修。苦行之者皆取_レ法。一日神龍降_レ獻如意珠一顆。水精念珠一串。海貝一枚。帝置_ニ宝珠於_レ岩屋。念珠於_レ千手院。以為_ニ地鎖_一。苦行上首。伝持秘授至_レ如今_一。其海貝九穴。沈_レ瀧下。俗曰。食_ニ九穴_一貝_ヲ者。長年_ニ不_レ老。蓋_レ帝令_レ飲_レ瀧水_一者得_レ延齡也。承保帝聞_ニ貝_ノ事_一。召_ニ弄_レ潮者_一入_ニ瀧底_一捜_レ看。潮人出_テ波奏曰。貝猶在_ニ徑_一三尺許。自_ニ帝修練此地_一。苦行者六十人。至_レ今不_レ絶。回_ニ都在_レ花山寺_一。闢_ニ密学_一。受_ニ灌頂_一者多矣」（国史大系二四四頁）。なお、花山院の優れた修験者ぶりを記すものとしては、『大鏡』に、花山院が熊野権現の根本中堂において「験くらべ」をし、相手の山法師を呪縛した話が載る（旧大系本一四八―一四九頁。今井源衛一一四頁）。

○龍神アマクダリテ、如意宝珠一顆、水精ノ念珠一連、九穴ノ鮑貝一ヲ奉ル_ル。以下、花山院の那智修行の折に出現した験徳の一つが記される。それらは、前項に引用した『新羅明神記』の記事と一致する。如意宝珠は、あらゆる願いを叶えるとされる珠で、如意輪観音や地藏菩薩などの持物とされ、また一説に仏舎利の変形とも言われる（『岩波仏教辞典』）。特に空海仮託の『二十五箇条御遺告』第二十四条に記される、空海が師の恵果より授けられた如意宝珠を室生山に埋めたという伝説が知られる。これを龍王が守護するとされたように、如意宝珠は龍の所有物とも考えられた。『宝物集』卷五の大施太子が竜宮城に行き龍王より如意宝珠を得た話（新大系、二四四頁）や、『古今著聞集』卷一五一の行尊が夢に竜宮に至り如意宝珠を得た話（旧大系、八八頁）などが知られる他、絵画でも宝珠はしばしばこれを護る竜とともに描かれる（内藤栄四〇頁）。また、中世には王権にとっても象徴的な意味を持ったことも指摘されている（阿部泰郎①一二七頁）。次に「水精ノ念珠」、すなわち水晶の数珠は神聖な仏具として扱われていたものだろう。『表白集』に「三宝衆僧御布施」として「五帖袈裟一帖」などと並んで「水精念珠一連」と見え（統群書、二八上―四五四頁）、『続日本紀』卷三四、宝亀八年（七七七）五月二十三日条の渤海国王への賜書に「加_ニ附黄金小一百両_一（中略）海石榴油一缶・水精念珠四貫・檳榔扇十枚」とある（新大系）5―四〇頁）。その他、〈寛〉中宮御産の場面で「皆水精の御数珠をしもませ給へば、御産平安のみならず、皇子にてこそましくけれ」（上―一四七頁、〈盛〉では「御念珠」とするのみ）とあり、『続古事談』卷四―二には、八幡宮別当安宗が大菩薩の持つ水精念珠の小珠を拝見する説話がある。ま

た「九穴ノ鮑貝」については、早いものとしては、南北朝期以前の成立（伊藤正義は「その成立は多分鎌倉期とみてよいだろう」（五九頁とする）とされる『熱田宮秘釈見聞』に、「此熱田宮地下、金龜住（セウカ）。此龜背（セウカ）大宮立給（リ）。頸（セウカ）八劍宮立給（リ）。頭（セウカ）源大夫殿立給（リ）。尾（セウカ）高藏ノ宮立給（リ）。此所ノ御池、九穴ノ鮑（アヘヒ）。此熱田宮、蓬萊島ト云（リ）」（真福寺善本叢刊7『中世日本紀集』三五八頁）とある。九穴の鮑と蓬萊・龍宮伝承との関連が推測されよう。さらに、後の物語ではあるが、幸若舞曲『九穴の貝』にも見える。このことを指摘した阿部泰郎②は、「伝承世界のなかでは、王権の象徴としての宝珠などを水界―龍宮から争奪の末に獲得する、という神話の構造が連綿と語り継がれており、それがここに投影されている」かとして、「熊野―那智は、院による王権にとっての根源的な象徴物を他界よりもたらず、あるいは籠め蔵（かく）す、神秘的な場であり回路なのである」とする（二二五頁）。○千手堂ノヘヤニ 千手堂については、『熊野山略記』『堂舎并奇巖靈水事』に「千手堂 二尊薩埵之尊容、忝 清和 寛平 花山 三代御本尊、金銀千手 十一面 如意輪云々、雖（レ）及（レ）火災度々、於（レ）靈像者、儼然而立于巖上、靈異奇特世以所知也」（神道大系六七頁）とある。また、『修明門院熊野御幸記』によれば、御幸の折、千手堂では、誦経と加持が行われている。〈長・南〉では、維盛の熊野参詣で、維盛が那智滝本の千手堂に通夜する。〈南〉「其夜、滝本ノ千手堂ニ有（テ）御通夜：」（下―一二六頁）。先に引いた『元亨釈書』は「千手院」とするが、誤りであろう。〈盛〉が片仮名でわざわざ「ヘヤニ」とするのは存疑。何らかの誤伝があるか。○白河院御幸ノ時、彼鮑ヲ為被見、海人ヲ召レテ滝壺ニ入ラレタリケレバ、貝ノ大サハ傘バカリトゾ

奏申ケル 前掲『新羅明神記』にも見える。「傘バカリ」は、『新羅明神記』『唐笠計』に近いか。『元亨釈書』は「徑（ヨクリ）三尺許（ハカ）。阿部泰郎②は、「白河院がその宝を探らせたという後日譚は、あきらかに花山院の熊野詣と修行が、白河から後白河へとつらなる熊野へ参る王の系譜のはじまりとして認識されていることを示す」（二二五頁）とする。なお、中世に傘を使用したのは、山本吉左右によれば、村落共同体を越えた人びと、つまり「貴人・武家・僧・制外者たち」（七三頁）であった。ここでの「傘」は、鮑貝の大きさが「傘」程であったことを言うことにあるが、説経説きが大傘を持つことに注目した山本は、傘はちょうど勧進の行われる寺堂と同じ「冥界との通路」としての機能を持っていたと考える（七四頁）。○参詣上下ノ輩… 如意宝珠の靈験のことは、『元亨釈書』にはなく、『新羅明神記』に「樂満如意宝珠之験」と見える。如意宝珠はあらゆる願望を成就させるとされた。鮑の靈験については、『新羅明神記』で「命長彼鮑之故」、『元亨釈書』では「俗曰。食九穴貝者。長年不老。蓋帝令飲瀧水者得延齡也」が該当しよう。なお、番外謡曲『九穴』では、九穴の貝と共通のイメージを持つと見られる「九穴の玉」について、「此玉を一たび守護する人は、現世にては怨敵を亡ぼし齡をたもち、来世にいたれば、無為安樂に生まるべし」と説明する（小林美和一〇八頁）。また、同じく畠山六郎重保の龍宮訪問譚として記す幸若『はたけ山』では、「九穴のかいと申は、りうぐうの月日也、へんしもなくば、此かい乃則やみとなりぬべし」（『幸若舞曲研究』第二卷六〇六頁）と記される。また、『撰陽群談』卷十一の延喜式内社「長田社」には、「神宝に九穴の貝あり、俗に云、食九穴貝者、永年而不老云々」とある（田中久夫二七九

頁)。○花山法皇ノ御籠ノ時、天狗様々奉妨ケレバ：以下の説話は『新羅明神記』にはなく、直前の花山法皇熊野御幸記事からの連想で、ここまでとは異なる資料に拠ったのだろう。「近ハ花山法皇御参詣澆本ニ三年千日ノ行ヲ始置セ給ヘリ」項で引用した『熊野山略記』の内容と類似する。また「狩籠ノ岩屋」については、同書「堂舎并奇巖靈水事」に「大狩籠 小狩籠（法皇被召清明朝臣、被修魔神退治之祭壇、即狩籠魔神、於兩幅止天満波句之障碍）」（神道大系六八頁）とある。ただし、『熊野山略記』に見られるこれらの記事では、清明に調伏されたのは、「魔衆」「魔民」「魔神」と記されていて、「天狗」とはされていない。この伝説が語られる中では、「魔衆」等は容易に天狗のイメージと結びついたであろう。この説話を伝える資料は他に未詳だが、一方で、花山院が奇矯の帝であったことはよく知られている（今井源衛二〇一～二〇九頁）。『大鏡』『伊尹伝』には、花山院の奇矯ぶりが「これならず、ひたぶるにいろにはいたくもみえず、たゞ御本性のけしからぬさまにみえさせたまへば、いと大事にぞ。されば、源民部卿は、「冷泉院のくるひよりは、花山院のくるひはずちなきものなれ」と申たまひけれ」（旧大系一四七頁）と評されており、院が比叡山根本中堂で験比べを行なう逸話の末尾にも「前生の御戒力に、又国王のくらゐをすてたまへる出家の御功德、かぎりなき御ことにこそ、おはしますすらめ。ゆくすゑまでもさばかりならせ給なん御ころには、けだいせさせ給べきことかはな。それに、いとあやしくならせ給にし御心あやまちも、たゞ御物のけのしたてまつりぬるにこそ」（旧大系一四九頁）とある。こうした花山院の「常軌を逸したしわざと、それとは裏腹にみえる激しいまでの信仰とが、院政期にはすっかり伝

承化されて語られていた」（阿部泰郎①二一六頁）。こうした花山院像が次項に引くような、清明の逸話と結びつくなかで、本話のような伝承を生んだのではないか。○陰陽博士安倍清明：清明を那智と結びつける伝承は、『古事談』卷六一六四「清明者、乍俗那智千日之行人也、毎曰一時滝立テ被打ケリ、先生モ無止大峰之行人云云、花山院在位御時、令病頭風給、有雨氣之時ハ、殊発動為方ヲ不知給、種々医療更無驗云云、爰清明朝臣申云、先生ハ無止行者ニテ御坐ケリ、於大峯某宿入滅、答先生之行徳、雖生天子之身、先生之髑髏、巖介ニ落ハサマリテ候カ、雨氣ニハ巖フトル物ニテツメ候之間、今生如此令痛給也、仍於御療治者不可叶、御首ヲ取出テ被置広所不定令平癒給歟トテ、シカノノ谷底トヲシヘテ、遣人被見之処、申状無相違、被取出首後、御頭風永平癒給云々」（新大系五八二頁）などに見える。これに類した説話が『熊野山略記』には次のように記される。「花山法皇御菴室 同御墓所 御参籠之時、在頭風之御悩、爰靈夢生云、法皇先生者当山行人也、入滅之後、其頭在瀧上峯、自頭目木出生、依之在頭悩、尋取之致孝養者、頭悩平癒悉地成就云々、仍八月彼岸前十日之間尋出之、彼岸正中七日致孝養之儀、其相模一尺迦涅槃之儀、彼岸後三日頭悉知成就之相、御悩忽平癒、是彼岸例法三七日断食、巡新衆觀模也」（神道大系六八頁）。ただ、こちらでは原因究明は夢告によってなされており、清明は登場しない。熊野でこのような花山法皇の因縁譚が語られていたところに、花山法皇と清明との関わりが影響を与え、『古事談』のような説話形成された可能性もあるだろう。また『熊野山略記』『堂舎并奇巖靈水事』には、「七木者 安倍清明朝臣受花山法皇之勅勸讀、北斗七星、即影向七木之

杪、降臨七水之波、其杉者山上、河中、闕伽井、作籠、中別所（御仏性進）小別所 内陳（但權現同影向七木之杪、最秘杉也）（神道大系六七頁）とあり、さらに「是以「清明瀧本記」云、行法有「隙」魔神成「噴」祈誓在「誠天下静謐」（七四頁）ともあるように、熊野における花山院と清明の間わりは広く説かれていたようである。この内、後者の記事に注目した阿部泰郎②は、清明は、「行者の修法に魔神が障りをなせば噴をなし、王位に祈り祀る」とあることから、「那智において清明は、花山院ゆかりの『王権』を守護する呪師として位置付けられている」（二二六頁）と考える。また、渡邊浩史は、清明と花山院は、本来別々の契機により説話化されていた。が、清明は安倍家による陰陽道の担

【参考文献】

- * 阿部泰郎①「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼」（岩波講座『東洋思想』16 日本思想1）岩波書店一九八九・3）
- * 阿部泰郎②「熊野考 花山院と小栗」（現代思想、二〇一七、一九九二・7、『聖者の推参』名古屋大学出版会二〇〇一・11再録。引用は後者による）
- * 伊藤正義「熱田の深秘―中世日本私注―」（人文研究三二一九、一九八〇・3）
- * 今井源衛『花山院の生涯』（桜風社一九六八・7）
- * 川崎剛志「熊野信仰―「熊野縁起」をめぐる―」（講座日本の伝承文学 五）三弥井書店一九九八・6）
- * 黒田智「史料紹介 新羅明神記」（東京大学史料編纂所研究紀要一一、二〇〇一・3）
- * 小林美和「九けつのかひ」（『幸若舞曲研究』第六巻、三弥井書店一九九〇・1）
- * 田中久夫「平清盛の兵庫経の島と（岡山）藤戸の経ヶ島のこと」（『日本書紀研究』第二十六冊―横田健一先生米寿記念―）塙書房二〇〇五・10）
- * 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（日本史研究二五〇、一九八三・6、『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6再録。引用は後者による）
- * 内藤栄「舍利と宝珠」（日本の美術五三九、二〇一一・4）
- * 中前正志①「三十三間堂創建説話と因幡堂」（日本宗教文化史研究三一、一九九九・5）
- * 中前正志②「熊野の髑髏と柳―三十三間堂創建説話群について」（国文学四四一八、一九九九・7）

い手固定化の正当性を語る物語として、花山院は冷泉系から円融系への皇位移動を説明する物語として説話化されていたが、「王殺し」の説話として統合されたとする。そして清明と花山院は共にその特殊な能力故に道化としての役割を物語の中で演じさせられるようになったとする。なお、本話とは直接的な関係はないが、後白河院についても、熊野を舞台とした後白河院の前生譚を含み込む三十三間堂創建説話の成立やその伝承に、熊野が深く関わっていたとの報告もある（中前正志①②）。このように、熊野において、花山院やそれに纏わる清明、さらに後白河院に関わる説話が広く説かれていたことは確かである。

* 松本公一「後白河院の信仰世界―蓮華王院・熊野・巖島・園城寺をめぐる―」（文化史学五〇、一九九四・11）

* 源健一郎①「『平家物語』の諸本展開と寺門派修験―平家享受の場との交渉を視野に入れつつ―」（川崎剛志編『修験道の室町文化』岩田書院二〇一一年・6）

* 源健一郎②「聖地復興と〈匡房〉の言説―熊野における花山院伝承の背景として―」（日本文学二〇〇八・7）

* 山本吉左右「説経節―説経と傘―」（国文学解釈と鑑賞五〇―六、一九八五・5）

* 渡邊浩史「安倍晴明説話の形成―中世王権神話としての晴明・花山院・熊野―」（『中世政治史の研究』日本史料研究会二〇一〇・9）

1 熊野山御幸事

²平城法皇 花山法皇 白河法皇 三山五箇度。³堀川院、⁴三山一度。⁵鳥羽法皇、⁶三山八度。⁷後白河法皇、⁸本宮三十四度、新宮那智、十五度。

【校異】1 〈底・近〉は一字下げ、〈蓬〉は二字下げ、〈静〉は通常表記。いずれも章段名のように見えるが、そうではなからう。なお、〈近〉「ゆやさん御幸の事」、〈蓬〉「熊野山御幸事」、〈静〉「熊野山御幸事」。2 以下「新宮那智十五度」まで〈蓬〉は二字下げ、〈静〉は一字下げ。なお、〈蓬〉「平城法皇」。3 〈近〉「ほりかはのるん」、〈蓬〉「堀河院」、〈静〉「堀河院」。4 〈蓬〉は「三山一度」を小書きにする。5 〈近〉「と羽のほうわう」、〈蓬〉「鳥羽法皇」、〈静〉「鳥羽法皇」。6 〈蓬〉は「三山八度」を小書きにする。7 〈近〉「ごしらかはのほうわう」、〈蓬〉「後白河法皇」、〈静〉「後白河法皇」。8 〈蓬〉は「本宮卅四度」とし、小書きにする。9 〈近〉「十度」とし、「十」の後に「五か」と傍記。〈蓬〉は「十五箇度」とし、小書きにする。

【注解】○平城法皇…この段、〈盛〉の独自記事。〈蓬・静〉は一字下げないしは二字下げ記事とする（校異2参照）。『新羅明神記』では、前掲有安説経説話と後白河法皇卒塔婆記事との間に、「熊野本宮三十四度、新宮那智十五箇度」とある。また『園城寺伝記』に「法皇熊野臨幸。本宮三十四度。新宮那智十五〈新羅ノ記ニ有之〉箇度（大日本仏教全書二二七―七八頁）」とある。『新羅明神記』の記事は、後白河法皇の熊野御幸のみを取り出したもの。ただ、次に引く『熊野山略記』等には、「後白河院」とあるのに対し、『新羅明神記』は一連の記事で、〈盛〉と同じく「後白河法皇」とする点注目される。本節の

記事が、『新羅明神記』や『園城寺伝記』に一致する一連の記事の一つであることからすれば、別記文（一字下げ）で記される当該記事も、それらの記事と同時に成立したと考えるべきだろう。前々々節の注解「帝王御出家ノ事…」参照。なお、『熊野山略記』には、「或記云、熊野御幸者、平城天皇、花山法皇、白河法皇〈三山三度〉、堀河院〈三山一度〉、鳥羽法皇〈三山八度〉、後白河院〈本宮卅四度、新宮那智十五度〉」（神道大系一四一頁）とある。また、『建仁元年熊野山御幸記』（続群書四上―一五九頁）にも、前後の記事を含めて『熊野山略記』と同文がある。同書は、『群書解題』によれば、紀州藩主徳川頼

宣の求めに依じて、冷泉為景（一一六二—一一六五二）が編修を行ない、さらに中院通村（一一五八—一一六五三）がこれに補筆訂正を加えて、慶安二年（一一六四九）十二月に完成したものである（五—二五〇頁）。また、『建仁元年熊野山御幸記』は、内閣文庫所蔵の諸社縁起文書所収本には「熊野略記」とあるように、共に補い合う同一作品と見て良いのである。両書に見る「熊野御幸」記事は、白河法皇に関して「三山三度」としている以外は、〈盛〉の記事とほぼ一致する。また、『速玉大社法格式書』の「御幸之次第」には「平城天皇 五度」「花山法皇 正曆三（千辰）年五月」「白河院 五度 寛治四年正月／大治三年二月」「堀河院 一度」「鳥羽院 八度 天仁（己丑）七月／保安三（壬寅）年」「後白河院 十五度 保元三（戊寅）年」（神道大

系八四頁）などの記録も見える。これによれば、白河法皇の熊野御幸は、五回に及んだとされているが、先に引いた『建仁元年熊野山御幸記』にも、白河法皇の御幸が五回に及んだことが記されている。「寛治四年正月廿二日。上皇（白河）参詣熊野山。保実為勅使。同旅恣延喜例云々。又永久四年十月廿八日。同上皇参詣此山。同五年十一月六日。於彼山供養一切経。元永二年十月九日。又供養金泥大般若。大治元年十一月九日。白河鳥羽両院女院詣熊野給」（一一五八頁）。世にはこうした記録類が数多く作られていたらしいが、〈盛〉が依拠した記事は、『熊野山略記』や『建仁元年熊野山御幸記』が依拠した「或記」に近い本文、しかし厳密には、略記されたものであるものの、『新羅明神記』が依拠したものにより一層近いことが分かる。

1 平家ノ事様御目醒シク²被思召、院ハ有御出家ケレ共、彼一門ハ猶³思知ザリケルニヤ、心ノ儘ニゾ振舞ケル。其中ニ然ベキ⁴運ノ傾ベキ符シニヤ、⁵同二年七月三日、法勝寺へ御幸アリケレバ、当時ノ⁶撰祿基房公（号松殿）参給ケリ。⁸還御ノ後、殿下三条京極ヲ過給ケルニ、三条面ニ女房ノ車アリ。⁹夕陽ノ影ニ車ノ中¹⁰透テ、曇ナク¹²鳥帽子著タル¹³者乗タリケリ。¹⁴居飼御所ノ¹⁵舍人等、車ヨリ下ベキ由責ケルニ、聞入ズシテヤリ¹⁶過ントシケルヲ、¹⁷狼藉也トテ、¹⁸前ノ簾并ニ下スタレヲ切落タリケルニ、¹⁹葛ノ袴²⁰著タル男アリ。車ヲ馳テ²¹逃ケルヲ、²²追懸テ散々ニ打ケリ。²³車、六角京極ノ小家ニヤリ入ニケリ。件ノ男ハ太政入道ノ孫、越前守資盛也ケリ。彼人笛ヲ習ハントテ、²⁴式部太輔雅盛ガ家ニ行タリケルガ、帰ケル間、²⁵参会ニケリ。資盛婦テ父小松殿ニシカ申ケレバ、²⁶御出ニ参会テ車ヨリ下ザリケルコソ尾籠ナレ。²⁸梅檀樹ハ二葉ヨリ芳クシテ、四十里ノ²⁷伊蘭林ヲ翻シ、²⁸卿伽鳥ハ卵ノ中ニアレドモ、其声²⁹諸鳥ニ勝タリ」トイヘリ。²⁹幼稚ト云ハ五六歳³⁰ノ時也。汝十歳ニ余レリ。争カ礼儀ヲ存ザラン。人ニ上下ノ品³¹アリ、官ニ浅深ノ法アリ。政ハ横ナキヲ³⁰基トシ、礼ハ³¹敬ノミヲ以テ³²本トセリ。傍輩猶³³以敬ベシ、況於³⁴撰政家³⁵ヲヤ。加様ノ事ニコソ、世ノ大事モ引出セ。³⁴供シタル侍共ガ物ニ心得ネバコソ、係³⁵狼藉ヲモ現ジ、無礼ノ目ニモ合³⁶トテ、³⁶大ニシカリ被³⁷教訓³⁸ケリ。殿下ノ³⁷御供ノ³⁸者モ平将ノ孫トモ知ズ、³⁹資盛ガ⁴⁰供ノ⁴¹者モ殿下ノ御車トモ不⁴²知ケルニヤ、係⁴³事出来レリ。殿下此事ヲ聞給テ、⁴²居飼御所⁴³舍人等、平大納言⁴⁴重盛ノ許へ被⁴⁵召渡⁴⁶ケリ。其上⁴⁵藏人右少弁兼光ヲ御使トシテ、事ノ由ヲ被⁴⁷謝⁴⁸仰⁴⁹ケレバ、大納言⁴⁶大ニ⁴⁷畏申サレテ、⁴⁷居飼舍人等ヲ⁴⁸返進タ⁴⁹リケレドモ、⁴⁹ナヲ⁵⁰居飼御所⁵¹各三人、⁵¹檢非違使基広ニ⁵²預給

御隨身四人、⁵²御既二下サレケル内⁵³ニ、府生⁵⁴秦兼清、政所二下サル。彼兼清ハ制止ヲ加ヘタリケルニ依テ、被^レ行^ニ輕罪^一ケリ。⁵⁵前驅^{7人}⁵⁶追却セラレケルニ、入道孫⁵⁷子細ヲ問ケレバ、資盛有^レ儘ニ申^ス。入道安カラズ思^ハ。⁵⁸大ニ⁵⁹嘖^テ宣ケルハ、「縦撰撰政関白⁶⁰オハス共、淨海ガ孫トイハン者ニハ、ナドカ一度ノ可^レ無^ク芳心⁶¹、家貞、必⁶²資盛ガ恥^ニヲ雪^ケ」トゾイハレケル。

【校異】 1〈近〉右に「資盛乗会狼藉」と傍記。 2〈近〉「おほしめされ、〈蓬〉「覚しめされて」、〈静〉「おほしめされて」。 3〈蓬・静〉「思ひしらす」。 4〈蓬〉「軍の」。 5〈近〉「おなしき」。 6〈近〉「せつろくもたまさこう」とし、「ま」に見せ消ち。右に「ふ」と傍記。〈蓬〉「撰録基房公、〈静〉「撰録基房公」。 7〈静〉「弓松殿」とし、割書にせず。 8〈蓬〉「還幸の」。 9〈近〉「せきやうの」、〈蓬〉「夕陽」。〈静〉「夕陽」。 10〈近〉「過て」とし、「過」を二重線で消して右に「すぎ」と傍記。 11〈近〉「みえぬるか」。 12〈近〉「ゑほうし」、〈蓬〉「烏帽子」。 13〈近〉「物」、〈蓬〉「者の」、〈静〉「もの」。 14〈近〉「うしかひ御むまの」、〈蓬〉「居飼御既の」、〈静〉「居飼御既の」。 15〈蓬〉「舎人等」、〈静〉「舎人等」。 16〈近〉「すこさんと」、〈蓬・静〉「すきんと」。 17〈蓬・静〉「狼藉なりとて」。 18〈蓬〉「前簾」。 19〈蓬〉「葛袴を」。 20〈静〉「着たる」。 21〈近〉「にけるに」。 22〈近〉「おつかゝりて」、〈蓬・静〉「追かゝりて」。 23〈近〉「車ハ」。 24〈近〉「しきふのたゆふ」、〈蓬〉「式部大夫」、〈静〉「式部大夫」。 25〈近〉「御出に」、〈蓬〉「御出に」。 26〈近〉「せんたんじゆは」、〈蓬〉「梅檀樹は」、〈静〉「梅檀樹は」。 27〈近〉「いらんりんを」、〈蓬・静〉「伊蘭林を」。 28〈蓬〉「頻伽鳥は」。 29〈蓬〉「幼稚と」、〈静〉「幼稚と」。 30〈近〉「もとると」、〈蓬・静〉「基と」。 31〈近〉「うやまふのみ」とし、「のみ」の後に補入符あり。「を」と傍記。〈蓬〉「敬のみを」、〈静〉「敬のみを」。 32〈近〉「もと」、〈蓬〉「本と」。 33〈近〉「もて」、〈蓬・静〉「もつて」。 34〈蓬・静〉「共」。 35〈蓬・静〉「狼藉をも」。 36〈近〉「おほきに」。 37〈静〉「御其の」。 38〈近〉「物も」。 39〈近〉「すれもりか」とし、「れ」に見せ消ち、右に「け」と傍記。 40〈静〉「共の」。 41〈近〉「物も」。 42〈近〉「うしかひ御むまの」、〈蓬〉「居飼御既の」、〈静〉「居飼御既の」。 43〈近〉「とねりら」、〈蓬〉「舎人等」。 44〈近〉「重盛」なし。 45〈近〉「くらうとのうせうべん」、〈蓬〉「蔵人の右少弁」、〈静〉「蔵人右少弁」。 46〈近〉「おほきに」。 47〈近〉「うしかひとねりらをは」、〈蓬〉「居飼舎人等をは」。 48〈近〉「かへしまいらせたりけれ共」、〈蓬〉「返し進したりけれとも」、〈静〉「返し進したりけれとも」。 49〈近〉「ナヲ」なし。 50〈近〉「うしかひ御とねり」、〈蓬〉「居飼御既とねり」、〈静〉「居飼御既のとねり」。 51〈近〉「けびいし」、〈蓬〉「檢非違使」、〈静〉「檢非違使」。 52〈近〉「御むまやに」、〈蓬・静〉「御既に」。 53〈近〉「に」なし。 54〈近〉「はだのかねきよ」、〈蓬・静〉「秦兼清」。 55〈蓬〉「前驅」。 56〈近〉「ついさやくせられけに」とし、「けに」の右に「る」と傍記。 57〈蓬・静〉「子細ヲ」なし。 58〈近〉「おほきに」。 59〈近〉「いかつて」、〈蓬〉「嘖て」、〈静〉「嘖て」。 60〈静〉「おはすととも」。 61〈蓬〉「資か」。 62〈蓬・静〉「ヲ」なし。

【注解】 ○平家ノ事様御目醒ク被思召… 「一院御出家」では、院籠を される「目醒まし」は、〈角古大〉によれば、「目が覚めるばかりだと受ける公卿・殿上人以下北面の輩に至る者達は、「平家ノ一類ノミ国 いうのが原義で、寝たらずれにも用いるが、中古は眨しめる場合のほか、うが、寝る場合も多くは意外・心外という気が根底にある」。

そして「相手や他の人について、また、その人の言い方や仕方などについて、肯定的に受容しがたい気持を表す。気に障る。心外である」の意であるとする。先に「清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ルベカラネ、是モ末代ニ及テ王法ノ尽ヌルニヤ。迎モ由ナシ」思食立セ給テ、一筋ニ後世ノ御勤メ思召タツト聞エシ程ニ」（1—125頁）とも、さらに「新院ハ嫡孫、当今ハ又御子ニテ御座セバ、向後マデモ憑シキ御事ナレドモ、平家朝威ヲ蔑ニスルモ目醒ク思食ケレバ、穢土ノ習・人ノ有様モイトハシク思食ケレバ、十善ノ鬢髪ヲ落シ」（1—126頁）と、平家の専横に対する失望を後白河院の出家の一因とし、出家によって暗黙裏に平家への不満を表明していたことを、ここでも繰り返す。他本でも、〈延〉「清盛ガ指テシ出シタル事モ無テ、カク心ノマ、ニ振舞コソ然ルベカラネ」（巻一—五四ウ）のように院の不满は記されるが、出家の一因とされることはない。むしろ、〈延〉「事ノ次無レバ、君モ御誠モナシ」と、内心の不满はともかくとして、院が平家を特に誠めることがなかったために、殿下乗合というさらなる事件へと発展したとしている。これに対し、〈盛〉では院が出家によって平家の専横への不満を表明していたにもかかわらず、「彼一門ハ猶思知ザリケルニヤ」とそのことを覚えず、「心ノ儘ニゾ振舞」っていたとする。〈盛〉独自の構想であり、事件に対する位置づけとも大きく関わるものとして注目すべきであろう。史実としては、仁安三年（一一六八）二月二日に清盛が病で倒れると、熊野参詣からの帰途にあった後白河院は、帰洛の日程を早めて同月十五日に六波羅を見舞い、同十九日には六条天皇から高倉天皇へ踐祚を行なっている（『玉葉』仁安三年二月九日条、同十五日条）。「諒闇」の注解「僅ニ三年ニテ、同年二月十九日、春宮

踐祚有シカバ」参照。翌年（四月八日に嘉応と改元）三月二十日には、高野山参詣の帰途に福原の清盛別荘を訪れ千僧供養に列席（『兵範記』仁安四年三月二十日条裏書、二十一日条）、以後福原において毎年三月と十月に行なわれた千僧供養の多くに、後白河院は建春門院とともに列席している。また、同年四月十二日には平滋子に建春門院号を贈っている。元木泰雄①は、後白河の列席を仰いだ千僧供養によって、清盛が僧侶の統制を実現していたことに注目、「清盛と後白河の対立が顕在化した安元三年（一一七七）以降、この儀式が消滅したように、開催に後白河の存在が不可欠だったのである」（九三頁）と、この時期における両者の協調関係を指摘する。その一方で、嘉応元年十二月に起こった、院の近臣成親に対する山門の強訴事件で、院からの要請にもかかわらず、平家一門が強訴からの防御に消極的であったことに象徴されるように、「清盛は後白河院、そして何よりも院近臣たちと、根本的な政治構想をめぐって鋭く対立していたと言わなければならぬ。彼らは高倉の擁護という当面の必要から、一応の協調を保っていたが、高倉の地位が不安定となるに伴って、両者の亀裂も隠蔽困難となってゆくのである」（九九頁）とも指摘する。諸本が院近臣と平家との対立を強調しているのに対し、〈盛〉は当時の表面的な協調関係を無視して、院自身と平家との対立関係を強調していることにならる。○然ベキ運ノ傾ベキ符シニヤ 殿下乗合事件を、平家衰亡の前兆として位置づけるのは〈盛〉のみ。諸本は、〈延〉「代ノ乱ケル根元」（五四ウ）、〈覺〉「世の乱れそめける根本」（三九頁）のように、この後に続く混乱した時代の始まりと位置づける。後白河院による抗議の出家にもかかわらず、行動を改めない平家を象徴する事件として殿下

乗合を捉え、これを平家衰亡の前兆と位置づける〈盛〉の構想は、次段で清盛を諫止する重盛による「以德勝人者昌、以力勝人者亡」(11-134頁)という理念のもとで、「家門ノ栄花、既ニ尽ナン」(11-139頁)という予見へと展開される。○同年七月三日、法勝寺へ御幸アリケレバ：殿下乗合事件の発端となった基房と資盛の遭遇事件については『玉葉』に詳しい。「今日、法勝寺御八講初也、有御幸、撰政被參法勝寺之間、於途中越前守資盛(重盛卿嫡男)、乗女車相逢、而撰政舍人居銅等打破彼車、事及恥辱云々、撰政歸家之後、以右少弁兼光為使、相具舍人居銅等、遣重盛卿之許、任法可被勘当云々、並相返上云々」(嘉応二年七月三日条)。これによれば、この日法勝寺で行なわれた八講初日に後白河院が御幸、基房も参上しようとしたところ、その途中で資盛の乗る女車に出会ったことになる。「国王ノ氏寺」(旧大系『愚管抄』一〇四・二〇六頁)とされる法勝寺の八講は、白河院追善のために、応安元年(一三六八)の二三九回忌を数えるまで開催されている(曾根原理一七頁)。まさに、白河の八講は、中世王家にとって大きな意義を有する仏事であった(布谷陽子三三二頁)。事件発生の日付は、〈盛〉のみが『玉葉』『百練抄』と合致、〈四・闕・延・長・屋・覚〉は嘉応二年十月十六日とし、〈南〉は嘉応元年十月十六日、〈中〉は嘉応三年十月十六日とする。諸本における日付の変更については、報復がなされた同年十月二十一日との間の期間を短縮し、切迫した状況のなかで報復が行なわれたとするための虚構との指摘がなされてきた(〈全注釈〉、〈評講〉、山下宏明、〈四評釈〉など)。また〈評講〉はこれに加えて、「初冬の薄暮」という季節設定によって「凜烈颯爽

たる情景に仕組んだところに文学的虚構がある」(上一九九頁)とも指摘する。基房外出の理由についても、〈盛〉は、法勝寺への院の御幸に参会するため(ただし、〈盛〉には「八講」とは明記されず、故に法勝寺で行われた八講への院の御幸に参会するためというように読み取れるかは微妙)として、『玉葉』と一致する(なお乗合事件が起こったのは、『玉葉』が法勝寺への参会の途中とするのに対して、〈盛〉は「還御ノ後」とする。「還御ノ後、殿下三条京極ヲ過給ケルニ」項参照)。これに対し、法勝寺の八講には触れずに、院御所である法住寺殿からの帰途とするのが〈四・延・長・南〉(院御所、法住寺殿ヨリ、中御門東洞院ノ御所へ還御成ケルニ)〈延〉(卷一五五オ)、内裏への参内途中とするのが〈闕・屋・覚・中〉(中御門東洞院の御所より、御参内ありけり)〈覚〉(上三九頁)。こうした異同に対応して、資盛との遭遇場所を六角京極とするのが〈四・延・長・南〉、松殿と内裏の間の空間とするのが〈闕・屋・覚・中〉となっている。『百練抄』嘉応二年七月三日条、「越前守資盛於路頭。遇撰政及恥辱」。撰政賜下手輩於檢非違使」。○撰禄基房公「撰禄」は撰政の異称であり、「撰禄」の表記が正しい。この時の撰政は藤原基房(一一四五〜一二三〇)。父は関白太政大臣藤原忠通。母は源国信女。元上西門院御所であった松殿を居所としたことから松殿と称された。保元元年(一一五〇)十三歳で叙爵、翌年に従三位権中納言、平治二年(永暦元年(一一六〇)二月権大納言、同八月内大臣兼左大将、応保元年(一一六一)九月右大臣、長寛二年(一一六四)閏十月には左大臣に至る。永万二年(一一六六)七月、兄基実が二十四歳の若さで早世すると、撰政と氏長者の地位を継いだ。しかし、撰関家領の大

半は基実北方であった平盛子に伝領され、基房はその一部しか相続できなかつたことから、平家との関係は必ずしも良好とはいえなかつた。治承三年（一一七九）七月『玉葉』によれば、七月二十九日、『平家物語』諸本、『百練抄』〈補任〉等は、八月一日に平重盛が病没すると、十月には後白河院の意を受けて息男師家（八歳、従三位）を、清盛の娘寛子の婿であった基通（二十歳、従二位右中将、基実息）を越えて権中納言に昇進させた。同年十一月に清盛によるクーデターが発生すると、基房は太政大臣師長らとともに解官され太宰府への配流が決定されるが、出家したために備前国にとどめられ翌年帰郷。寿永二年の平家都落後は源義仲と結び、三男師家を後鳥羽天皇の摂政として実権を握ったが、翌年義仲が滅亡すると失脚、以後は政權に返り咲くことはなかつた。○号松殿 松殿は二条三坊十六町に位置した邸宅で、元は上西門院の居所であったが、仁安二年（一一六七）に焼亡した後基房が手に入れたらしい（『亥剋上西門院御所焼亡』、〈中御門南、烏丸東、称松殿、四分一屋也、女院自二昨日（○御脱敷）左少将基家朝臣宅也〉、『山槐記』仁安二年二月十五日条）。基房が建物を新築して移り住んだのは承安三年（一一七三）のことであった（『此日関白新造家移徙也：此家〈松殿跡也、中御門南、烏丸東角也、四分一には小過敷〉、『玉葉』承安三年十二月十六日条）。『山槐記』『玉葉』の割注によれば、中御門南烏丸東の角に位置し、四分一町という、摂政という貴顕の邸宅としてはかなり小規模なものであった。殿下乗合事件の起こった嘉応二年（一一七〇）には、基房はまだ松殿に移り住んでいなかったとみられる。諸本が「中御門東洞院ノ御所」（延）へ還御の途中とするのは史実にあわない。この時期の基房邸について

は正確なところは不明である。『玉葉』承安二年（一一七二）正月二日条には、「撰政家臨時客也〈于時、被座錦小路大宮第、件家前大相国之領也、新加修造、所被献也、以西為礼、無对并透廊等〉とある。これは、承安元年に前太上天臣藤原忠雅娘を妻に迎えた（今日、撰政娶前太相国嫡女云々）『玉葉』八月十日条）ことに伴う譲りではなかつたか。松殿への引越しに際しても、「更帰大宮第、其後可有移徙之儀云々」（承安三年十二月十六日条）とあるので、承安二年から松殿へ移るまでの一時期、錦小路大宮第を居所としていたのだろう。なお基房は、仁安二年の十二月に新造した閑院第へ移り住んでいる（撰政新所移徙也〈閑院、件所、丈十八二町、而申請一町被造之、八条院領也〉、『玉葉』十二月十日条）。しかし、閑院は翌三年二月に高倉天皇即位に用いられて以降（今日有御讓位事〈借召撰政閑院第、所被用也〉、『玉葉』二月十九日条）、嘉応二年九月に基房に返されるまで高倉天皇の里内裏として用いられた（今夜行幸大内、閑院第撰政被返給云々）『玉葉』九月二十七日条。なお、この間高倉天皇はしばしば閑院と内裏との間を行き来している。返却後は、再び基房が居住しており（余参撰政御許〈被坐閑院〉、『玉葉』十月十九日条）、重盛による報復が行われた十月二十一日には、基房は閑院第を居所としていた（余退出之次、参撰政御許〈閑院第〉、『玉葉』十月二十一日条）。ところが翌三年一月二十八日には、再び高倉天皇は閑院に移り、その後も内裏と閑院を行き来する状態は続いている。問題となるのは仁安三年一月から嘉応二年九月までの期間の基房の邸宅である。『愚昧記』仁安二年十二月十日条に「今日殿下有遷給閑院事、〈従去八月有造宮事、今日

終其功、甚以速者歟、(補書)「但土用之間、池山并南築垣等少々有」
 「但所々未造畢」也「終功之所、又如障子同以不具云々」戊刻
 参三条万里小路亭、(束帯、例帯釵、毛車、)先是中御門中納言参仕
 殿下渡給閑院「未令帰云々」とあるので、閑院に移る以前には三条
 万里小路第を邸宅としていたことがわかる。また、同書仁安三年十一
 月十六日条「撰政亭(三条万里小路)」とあるので、同年二月に閑院
 を高倉天皇御所として以降は、再び三条万里小路第を居所としていた
 ことが確認できる。また、『愚昧記』仁安四年正月一日条に「院并殿
 下拝礼、是依去年神宮事也。…参殿下(依為道隣所参也)」
 によれば、基房の三条万里小路亭は、三条南高倉東にあった『愚昧記』
 の著者三条実房亭の「道隣」であった。さらに、『愚昧記』仁安二年
 正月一日条に「参撰政亭(自去廿九日渡給北隣)」によれば、
 基房亭は、実房亭の北隣にあり、基房が三条万里小路亭に移ったのは、
 仁安元年(一一六六)十二月二十九日のことであったことが分かる。
 その点は、『玉葉』の嘉応二年十二月二十六日条の傍線部に、「此日、
 下官渡居三条万里小路第、件家、隆輔朝臣家也、而自院召之、
 被奉借撰政、此四五年來所被居住也、而是間、皇居為大内、
 撰政被坐閑院、近日依無居住之人、所借申撰政也、破損之
 為体、已以荒蕪、然而為避遼遠之煩、強所渡住也」とあるので、
 合致することからも、おそらくはこの間三条万里小路第を居所とし続
 けていたのだろう。なお、『玉葉』嘉応二年七月十八日条に「或人云
 昨日撰政被欲参法成寺、而二条京極近衛武士群集、伺殿下御出
 云々」とあるので、法成寺に向かう経路として二条京極付近を通過す
 る必然性がある二条以南の邸宅という条件とも合致する。ただし、『愚

昧記』嘉応二年四月十八日条に「撰政亭(土御門東洞院、邦綱卿家也)」
 との記事も見える土御門東洞院亭は、『玉葉』承安元年八月二十二日
 条にも「日来撰政所被居此家」とあり、事件の起きた嘉応二年七
 月段階での基房の邸宅の一つであった。ただし、三条万里小路亭が
 「四五年來」居住の邸宅であるのに対し、土御門東洞院亭は「日来」
 のものであるので、拠点としては三条万里小路亭と考えて良いと思わ
 れるが、事件当日の居所については、なお疑問が残る。基房の邸宅に
 ついての記載がない(長・盛)以外の諸本は、いずれもこの時の居所
 を中御門東洞院としているが、これは基房の通称「松殿」による錯誤
 と思われる(ただし(盛)も、この後の報復事件では居所を「中御門
 東洞院」としている。後段参照)。○還御ノ後、殿下三条京極ヲ過
 給ケルニ：『玉葉』が「撰政被参法勝寺之間、於途中」と、法
 勝寺に向かう途中とするのに対して、これに近い資料を参照したとみ
 られる(盛)は「還御ノ後」とする。事件発生の時刻を他本同様、夕
 刻とするための虚構か。ただし、『兵範記』に記された仁安二年
 (一一六七)七月三日の法勝寺での八講の時は、後白河院の御幸は「午
 刻」、還御の時刻は不明だが、院に続いて還御した高倉上皇について「下
 官帰華、于時未刻也」とあるので、これ以前であったと考えられる。
 必ずしも夕刻に及んでいるわけではない。なお、基房と資盛が遭遇し
 た場所・事情については諸本間で異同が大きいことが知られている。
 たとえば(寛)は「中御門東洞院の御所より、御参内ありけり。郁芳
 門より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ御出なる(上
 一三九頁)と、松殿から内裏へ参内の途中とする(闕・屋・中)も
 同様)。これに対し(延)は「院御所法住寺殿ヨリ、中御門東洞院ノ

御所へ還御成ケルニ、六角京極ニテ殿下ノ御出ニ、資盛鼻ツキニ参リ会レタリ」（巻一―五五オ）と、法住寺殿から松殿への帰還の途中とする（四・長・南）も同様。なお、法住寺殿からの帰途とすることについては、山下宏明は「法勝寺」からの転訛の可能性を指摘する（一四七頁）。犬井善寿は、諸本の遭遇場所の異同について詳細に吟味（盛）については「法勝寺から内裏あるいは基房邸の中御門南東洞院西への帰途の事件なのであるから、「三条京極」を過ぎた辺が「乗合」事件の場であることは、不自然である…（中略）…このように、『源平盛衰記』の「乗合」事件の作中場所は、史料に記された事件の場所に近い所に設定されているという点で注目されるが、京都の地理として少々無理のある設定であることも注意されてよい」（二一―二二頁）と指摘する。しかし、前述のごとく、この時期の基房の邸宅は松殿ではなく、三条万里小路第であった可能性が高い。とすれば、法勝寺からの帰途に三条京極を通じたとしても不自然ではない。一方、高倉天皇の内裏が閑院であることからすると、遭遇を参内途中の大炊御門堀河ないし猪隈とする（闘・屋・覚・中）のような記事も、里内裏の場所・基房の邸宅についての事実を踏まえていないことになる。なお、報復が行われた十月二十一日の場合は、高倉天皇が閑院御所から内裏へと行幸された（前掲『玉葉』九月二十七日条）後であるので、閑院に戻った基房の参内先は内裏ということになる。『玉葉』にも「撰政参給之間、於大炊御門堀川辺、武勇者数多出来、前駆等悉引落自馬了云々」（十月二十一日条）と記される。〈闘・屋・覚・中〉などは、最初の遭遇場所についてもこの時の事情と混同、もしくは脚色した可能性が考えられよう。

○三条面二女房ノ車アリ 資盛が車に

乗車していたとするのは〈盛〉と〈四〉。ただし、〈盛〉が『玉葉』同様「女房ノ車」とするのに対して、〈四〉は「車の物見を打破ナシして散々ト」（三〇左）と記すばかりである。〈四〉の場合、外出の目的が若侍十四五人を具しての「内野遊」としているので、女車とする必然性はない。その他の諸本はいずれも鷹狩り帰りの資盛一行は騎乗であったとする。なお、『愚管抄』が「忍ビタルアリキヲシテ」（二四六頁）とするのも、『玉葉』同様、女車で忍んでいたという事情を伝えるものだろう。ただし、資盛の行き先については、『玉葉』『愚管抄』ともに記していない。なお、「女が牛車に乗る時は、下簾を垂れて外からみられぬようにし、それがまた女が乗っているしともなっていたこと」「女ならば玉衣をするのが例であった」（市村宏、三頁）。建長二年六月二十二日、近衛家実の末子増忠と平時仲の車が北小路において衝突事件を起こした。このとき平時仲の車は実家に帰っていた妻を迎えに遣したものであったが、「於女許可懸」（岡屋関白記）同日条とされた下簾を懸けていなかった事が原因になっていたようである。おそらく、時仲自身も同車していたために「女ばかり」の場合にその印として懸ける下簾を懸けていなかったため、女車として扱われず礼を要求されたのであろう。「密々作女車見物」（中右記）承徳二年四月十九日、「密々為見物候女車」（中右記）天仁元年正月廿九日）などがあるように、「密々」の場合には男性が乗車していても下簾を懸けることによって女車の体をとるにより男性同士の儀礼から離れることができた。

○烏帽子著タル者乗タリケリ 女車に乗っている者が男性であることに、基房の従者たちが気づいてしまったことを示している。女性の場合は下馬の礼の必要がないが、乗っている

のが男性であるならば、摂政に対して当然しかるべき礼を取ることが求められることになる。○居飼御厩ノ舍人等「居飼」は「院司、家司、既別当に属して牛馬を預かる者」(《日国大》)。参考源平盛衰記は「居」に「ウシ」と訓みを振る。校異14の《近》参照。「御厩司」は「撰閑家や院庁などで、厩のことを担当する部門。また、その別当・預・舍人などの職員」(《日国大》)。《盛》の場合、ともに撰閑家の私的な家人を意味しているのであろう。前掲『玉葉』七月三日条も「撰政舍人居飼等」としている。同様の意味として理解できる。『拾芥抄』(尊経閣善本影印集成一七)巻中の「院司部第八院司撰閑家司」には「閑白家(大臣家大略同撰閑、但弁別当・文殿・藏人所等无之、近衛大将同之)御厩(别当 預 案主 舍人 居飼)」とあるように、このとき基房家には御厩が設置されており、その職員として「(御厩舍人)・「居飼」がいた。実際の行列においても、「御厩舍人」「居飼」が同道している。「恒の如し」(『玉葉』承安二年正月二日条)とされている兼実の行列は、居飼、厩舍人、一員、前駟、隨身番長、兼実の車(車副四人如恒)、下臈隨身、雑色雑人等、扈從上達部車、殿上人車という構成であり、行列の先頭を勤めている。「居飼」は「飭馬ハ舍人居飼引之」(『明月記』承元元年四月十七日条)、「馬八疋(以居飼等引之)」(建保三年五月廿四日「後鳥羽上皇逆修進物注文」(『鎌倉遺文』二二六二号)とあるように、馬を引くことを任務としていた。しかしそれ以外に、「賀茂行幸に、樋口東洞院にて、左大臣の移馬の居飼、雑人をはらひける程に」(『古今著聞集』五〇三「仁平元年九月賀茂行幸に隨身秦公春狼藉者を擲捕る事」)、「自宣陽門院退出之間、於姉小路町辺居飼払雑人之間」(『猪隈閑白記』承元二年正月三日

条) などとあるように、居飼は馬を牽くのはもちろんのことだが、行列の先頭に立ってその行く手の邪魔になる者を払うことを役割としていた。「御厩舍人」も、居飼と同様先頭に立って同じような役割を果たしていた。しかし、それ以外に「余厩舍人菊友去七月比遣陸奥、而夜前入京、馬九匹将来」(『殿曆』天永二年十一月廿八日条)とあるように遠方の牧などからの馬の搬送や、「江州狼藉事(中略)下遣御厩舍人、可追却泉云使」(『明月記』承元元年十一月二十六日条)にあるように莊園での「狼藉」の鎮圧などにもあたっていた。このため、「御厩舍人秋里去廿五日夜於御牧内被殺害事」(『中右記』永久二年十月二十七日条)などとあるように、トラブルに巻き込まれ殺害されることもあった。これに対し諸本は、殿下の《延・長・鬪》「前駟、御隨身、《南》「供奉ノ者共」、《屋・覚》「御共ノ人々」、《中》「ぜんくう御ずいじんども、:殿の御とももの共」とする。「隨身」が「太上天皇、撰政閑白、左右近衛府の大・中・少将などの身辺警固にあたる武官。一般に、左右近衛府の下級官人・舍人があてられた」(『国史大辞典』)であるように、「前駟、御隨身」の場合には、公的な御出にふさわしい供揃えであることを意味した。実際にこの時、『玉葉』七月五日条に、「乗逢事、大納言殊鬱云々、仍撰政、上臈隨身并前駟七人勘当」とあるように、「上臈隨身并前駟」を伴っていたことが確認できる。ただ、実際に暴行を加えたのは、前述のように「撰政舍人居飼」であったらしい。○車ヨリ下ベキ由責ケルニ『延喜式』四一・彈正台「凡四位已下逢二位。五位已下逢三位已上。六位已下逢四位已上。七位已下逢五位已上。皆下馬。余応致敬者皆不下。《其不下者 歛馬側立。》応下者。乗車及陪從不下。《中

宮東宮 陪從准此。凡無位孫王逢三位已上、下馬。六位已下、逢無位孫王不_レ下（國史大系九〇七頁）。また『拾芥抄』中卷「致敬礼部第十六」には、「馬礼」として、「三位以下於路遇親王、下馬、大臣殿馬側立、四位以下逢一位、五位以下逢三位已上、六位以下逢四位已上、七位以下逢五位以上、皆下馬、乘車及陪從不_レ下」とあり、「車礼」として「親王大臣共相逢者、留車前驅下、納言逢親王者、抑車大臣前驅下、參議逢親王大臣者、參議放牛立_櫛、納言以下逢親王者、放牛可立_櫛、二省丞逢大臣以下、不_レ下以笏令出見、彈正同之、四位以上逢公卿者、抑車、五位逢大臣者下、外記史逢納言以上者下」（大東急文庫善本叢刊中古中世篇「類書Ⅱ」三一頁）と記される。基房の従者は、こうした規則に則つて資盛に下車（馬）の礼を求めたことになる。その場合の「下車」とは、「停車中に車から降りる事ではなく、牛を出し櫛に軛を置いて完全に駐車した上で自身も車から降りる事」（桃崎有一郎六九頁）とされる。○狼藉也トテ、前ノ簾井ニ下スタレヲ切落タリケルニ… 女車の垂れ下げられた簾越しに夕陽が差し込み、車の中には女ではなく「烏帽子著タル者」がいることに気付いた基房の居飼や舍人らが、簾を切り落として中を露わにしたところ、案の定「葛ノ袴」を着た男がいたとする。〈盛〉は、下車（馬）の礼を取らない資盛に対し、基房の居飼・舍人らが一方的に乱暴に及んだとする。このように抵抗もせずひたすら逃げるばかりであった資盛を、追いかけて執拗に暴行を加えている状況は、『玉葉』の「乗女車相逢、而撰政舍人居飼等打破彼車、事及恥辱ニ云々」とも一致する。〈四評釈〉（早川）は、「その非は資盛側に一方的にあったのではなく、基房側の舍人達のいき過ぎ

た狼藉という面もあったと思われる」（二二七頁）と指摘する。これに対し他の諸本は、〈延〉「越前守誇り勇て代ヲ世トモセザリケル上、召具タル侍共、皆十六七ノ若者ニテ、礼儀骨法ヲ弁タル者ノ一人モ無リケレバ、殿下ノ御出トモ云ハズ、一切下馬ノ礼儀モ無リケレバ、前驅御隨身、頻リニ是ヲイラツ。何者ゾ。御出ノ成ルニ、洛中ニテ馬ニ乗ル程ノ者ノ、下馬仕ラザルハ、速カニ罷留テ下リ候ヘト申ケレドモ、更ニ耳ニ不聞入、ケチラシテ通りケリ」（巻一一五五〇〜一五五ウ）のように、資盛たちが基房の一行を「ケチラシテ」通るといふ非礼な行為に及んだために、供人たちが彼らに暴行を加えたとする。〈四〉のみは〈盛〉と同様、車に乗ったままで下車の礼を取ろうとしない資盛に対し、一方的に暴行を加えたとする。なお、〈四〉では「若侍十四五人」を「相具」していたとすのに対し、〈盛〉には資盛の供についての記載がない。撰関の車に下車の礼を取らなかったために、舍人らが暴行を加えた前例としては、殿下乗合事件の十五年前、久寿二年（一一五五）二月一日に、左大臣藤原頼長と息右大将兼長が帰宅途中に左衛門尉平信兼と遭遇した際、信兼は下車して樹下に蹲踞したにもかかわらず、頼長の舍人らが信兼と彼の車を打擲する挙に及んだ事件がある。この時、怒った信兼の反撃により府生武弘の従者一人をはじめとして、数人が射殺され負傷するという殺害事件となった。しかし、この時信兼は、下車したのち蹲踞ではなく平伏すべきだったのであり、そのことを頼長は信兼の礼を僭越として咎めたと考えられる。桃崎有一郎は、この久寿二年の信兼解官事件において、蹲踞ではなく平伏をしない信兼の態度に、勃興しつつあった武士の意識が窺われるとする（七六〜七八頁）。また、保元三年（一一五八）の葵祭でも、

宰相中将であった藤原信頼が、関白忠通の前を突っ切ったために、その車が打ち壊されたという事件があった。『兵範記』保元三年四月二十日条「今日檢非使渡御棧敷前之間、新宰相中将信頼朝臣欲過御前、下部令制止之處、猶乍乘遣出車、下部行臨打車了、相公不遂前途、遣歸了、車被打損、其人等被退散了」。このときは、寵を頼んだ信頼の訴えに後白河天皇が激怒、忠実は五日間の閉門を余儀なくされ、また家司平信範と藤原邦綱が解官の処分を受けている（同年四月二十一日条）。こうした先例を鑑みるならば、後に語られる清盛（『愚管抄』では重盛）の怒りも、必ずしも根拠がないというわけではなかった可能性がある。○六角京極ノ小家 この家については未詳。京極に面した六角小路には、北に三条京極第、南に藤原光隆邸があった（『平安京提要』一八〇頁）。〈四・延・長・南〉は遭遇場所を「六角京極」とする（同二年七月三日、法勝寺へ御幸アリケレバ：」項参照）。○越前守資盛 平重盛の次男。母は、平忠盛の婿の藤原（千田）親政の姉妹、『平家物語大事典』は「下野守藤原親方の娘少輔掌侍（公卿補任、尊卑分脈）、あるいは二条天皇内侍であった下総守藤原親盛の娘（尊卑分脈）とも」とし、高橋昌明は、親方・親盛は兄弟で、「兄の死後親盛が養育したのでは」（三九頁）とする。『職事補任』によれば応保元年（一一六一）の生、元暦二年（一一八五）、一門と共に壇の浦で入水している。『職事補任』が正しいとすれば、この事件の時には十歳であったことになる。兄に平維盛、弟に清経・有盛・師盛・忠房らがいる。仁安元年（一一六六）十一月に従五位下となり、十二月には越前守に補任されており、嘉応二年の時点でも越前守の地位にいた。承安四年（一一七四）侍従、治承二年

（一一七八）十二月右権少将、養和元年（一一八一）十月右権中将、寿永二年（一一八三）一月藏人頭、同年七月には従三位に叙せられている。『玉葉』が割注で「重盛卿嫡男」（嘉応二年七月三日条）としている点について、高橋昌明は「資盛の母の社会的地位は清経のそれにはるかに及ばない。「嫡男」は兼実の勘違いか不正確な情報によるものだろう」（四〇頁）と指摘する。藤原家成女経子を母とする清経が、仁安二年に五歳で従五位下であった資盛を越えて正五位下に叙されており、この時期には清経が嫡男の地位にあったとみるべきであろう（高橋昌明三七頁表2参照）。その後、鹿の谷事件の首謀者として経子の兄成親が処刑され、母方実家の後盾を失ったことで清経の立場は低下し、代わって維盛が嫡男と見なされるようになるが（宮権亮維盛朝臣〈内大臣嫡男〉『玉葉』治承二年十月二十七日条）、生まれの点で劣っていた維盛が、資盛を官位で抜き返したのは、嘉応二年の殿下乗合事件が関係するかもしれない（同前四〇頁）。「ところが、いったん維盛の後塵を拝した資盛が、治承四（一一八〇）年あたりから急速に官位を上昇させ、維盛との差を縮めてゆく。それは資盛が後白河院の近習、あるいは親衛軍として重用されるようになったからだと思う」（同前五七頁）。その後「高倉が没し、清盛も後を追った。後白河院政が動きだすが、反乱に対処する必要から平家は後白河と表面上連携を続けており、こうしたなかで資盛の果たす役割も大きくなり、やがて彼が嫡子化したらしい。というのは寿永二（一一八三）年七月の平家都落ちにふれた史料中に、「小松殿へ故内大臣重盛の家、中将資盛相伝」と見える（『皇代曆』裏書）。重盛の小松殿を継承しているという事実は、それ以前に彼が嫡子に準ずる地位にいたことを示

資盛外出の 目的	笛を習う為	蓮台野・紫野・右近馬場〈寛 うこんのばむらさきの北野 へん〈中〉	記載なし〔「愚 管抄」〕「忍ビタ ルアリキ」
資盛の乗り 物	女房車	騎乗〈鬪・延・長・南・屋・覚・中〉 車〈四〉	女車

○梅檀樹ハ二葉ヨリ芳クシテ… 戻った資盛に対して、父重盛が説教するのは〈盛〉の独自異文。遠藤光正は典拠として「牛頭梅檀生伊蘭叢中」、未_レ及長大。在_レ地下_二時、芽茎枝葉、如_レ閻浮提竹筍、云々 仲秋満月、卒_レ從_レ地出成_レ梅檀樹。衆皆聞_レ牛頭梅檀上妙之香、永無_レ伊蘭臭惡之氣。観仏三昧海經」と引き、「観仏三昧海經」を約取したものであろうか（九〇一頁）とする。『宝物集』（第二種七卷本）にも、「その伊蘭、四十里の間におひしげらん中に、梅檀と云樹その中におひ出て、いまだ二葉をよばずして、苜の角葉にならんが、香かうばしくして、四十里の伊蘭の毒気をけしうしなふ」（新大系三三六頁）とある。〈盛〉卷十一「金剛力士兄弟」にも、「梅檀ハ二葉ナレドモ四十里ノ伊蘭ヲ消シ、天ノ甘露ハ少シキナレ共諸病ヲ愈ス」（二二一九頁）とある。また迦陵頻の喩えの典拠として、遠藤は「迦陵頻伽、此云妙声鳥」。大論云、如_レ迦陵頻伽、此云美音鳥。此鳥本出_レ雪山。在_レ殼中、即能鳴。其音和雅、聽者無厭。慧苑音義／迦陵頻伽、此云妙声鳥」。大論云、如_レ迦陵頻伽鳥、在_レ殼中、未_レ出、発

声微妙、勝於余鳥。名義集」と引き、「頻伽鳥云々」の句は「慧苑音義」か『名義集』を典拠としたものであろう。その他『玄扈音義』の一、及び『正法念經』にも類似の句が見える（九〇一頁）と指摘する。なお、『宝物集』にも「一切の鳥の中には、伽陵頻の卵の中なる、なをしすぐれたり」（新大系一五〇頁）の一節が見られる。同様の表現は、金刀比羅本『保元物語』「迦陵頻と云鳥は、卵の中にて鳴声も衆鳥に勝れ、梅檀と云樹は二葉より芳かんなるは」（旧大系一五四頁）、半井本『保元物語』「金翅鳥ハ卵ナレ共、声余ニ勝タリ」（新大系一〇八頁）など、他の軍記類にも見られる。○幼稚ト云ハ五六歳ノ時也 「幼稚」を年端もいかない幼い子供の意に使う用例は見られるものの、次のように十歳を越えた子供にも使う用例も見られる。一類本『平治物語』「兵衛佐は生年十四の春也、思へば幼稚の程ぞかし」（新大系二六七頁）、〈延〉「頼朝有_レ幼稚預_レ配流」（卷八―一六六ウ）、『太平記』「探題ノ子息松王丸ノ、未幼稚ニテ今年十一歳二成ケルヲ大将ニテ」（旧大系三―四〇七頁）。松本昭彦は、次に引く『宝物集』の用例から、五、六歳の頃が最も幼い頃、それ以後の年齢と比べて幼稚さが目立つ時期だと認識によるかとし、「七歳以降が、大人に近い認識能力を期待され、実際にも持ち始める時期であったことの裏返しだと言えよう」（三三頁）とする。『宝物集』「六道しらぬ人やは侍る。この世に、五六の子どもや、あやしき下衆どもぞしりて侍るめるは」（新大系六六頁）。○汝十歳ニ余レリ 先述のごとく、『職事補任』によれば資盛は嘉応二年に十歳となり、〈盛〉の記事は合致する。なお、資盛の年齢については、〈四〉「十二歳」（三〇右）、〈鬪・南・屋・覚・中〉は「十三」（八屋・覚）は、重盛の言葉の中で「十三」

とする）、〈延・長〉に記載はない。○人ニ上下ノ品アリ、官ニ淺深ノ法アリ 典拠未詳。次節にも、「資盛全ク恥ニテ侍ルマジ。…上下品定レリ、不及敵論」との重盛の弁が記される。○政ハ横ナキヲ基トシ、礼ハ敬ノミヲ以テ本トセリ 典拠未詳。○殿下ノ御供ノ者モ、平将ノ孫トモ知ズ…〈盛〉の記述では、基房側、資盛側ともに相手が誰であるのか全く気づいていなかったためか、このような事件がおこったと解釈していることになる。「平将」は清盛のこと。平家の将軍、大將軍の意（本全釈七―四六頁「平将ノ亭」項参照）。〈盛〉と同様、基房側の従者が資盛であることに全く気づいていなかったとするのは〈四・鬮・延・長・南・屋・中〉。〈四〉「有^{ケレ}暗^キ程^ニ不^レ知大政^ノ入道^ノ孫^ノ只^ノ人^ノ思^ハ無^キ礼^ハ」(三〇左)、〈延〉「鬮^キ程^ニテハアリ、御共^ノ人々^モツヤ^ク入道^ノ孫^トモ不知^ケレバ」(五五ウ)。に対して、〈寛〉は「つやく入道の孫とも知らず、又少々は知たれ共、そら知らずして」(上―四〇頁)と、清盛の孫と知りながら半ば意図的に恥辱を与えたと記す。○資盛方供ノ者モ、殿下ノ御車トモ不知^ケルニヤ…これに対し、資盛の供の者たちが「居飼御厩ノ舍人等」が「車ヨリ下ベキ由」を伝えたにもかかわらず、「殿下の御車」であること知らなかったとするのは疑問。そもそも近衛の武官を隨身として賜る身分は限られており、これらを伴った牛車の主がしかるべき身分にあることは明白であった。しかも舍人らが御出であることを伝え下馬を求めたにもかかわらず、その言葉を無視して敢えて下馬の礼儀もなく、そのまま通ろうとしたと見るべきであろう。〈延〉「越前守、誇り勇テ代ヲ世トモセザリケル上、召具タル侍共、皆十六七ノ若者ニテ、礼儀骨法ヲ弁タル者ノ一人モ無リケレバ、殿下ノ御出トモ云ハズ、一

切下馬ノ礼儀モ無リケレバ」(五五オ―五五ウ)、〈南〉「皆若者ニテ、礼儀骨法弁ヘタル者一人モナシ。御出トハ何事ゾヤト懸破リ通ル間」(上―七四頁)、〈屋〉「余ニ誇勇^{ホコリイサ}ンデ世ヲ世トモセザル上・召具シタル侍共・皆若者共ニテ・礼儀骨法^{コツハウワキ}弁ヘタル者一人モナシ・何ン者ゾ御出ノ成ルニ・ヨリ候ヘト云テケレドモ・耳ニモ不聞入^{サシク}ニ懸ワテ通ル間」(巻一―四七頁)。に対して、〈盛〉のこの一節は、資盛側に他諸本に見るような悪意を軽減させることになり、また「女車」という設定にもふさわしく、この事件が、偶発的に起こった事件であることを伝えようとするものか。○居飼御厩舍人等、平大納言重盛ノ許へ被召渡ケリ…〈盛〉は、帰邸後に事件を知った基房が、舍人・居飼らを重盛のもとに引き渡し、右少弁兼光を使者として謝罪したところ、重盛は恐縮して居飼らを返してきた。そこで基房は、居飼、舍人ら各三人の身柄を検非違使基広に預け、隨身四人を御厩に、府生泰兼清を政所に下し、前駆七人を追放したと記す。こうした基房側の自発的処分を詳細に記すのは〈盛〉のみ。〈盛〉の記事は、『玉葉』「撰政帰^レ家^ノ之後、以^テ右少弁兼光^ヲ為^シ使、相^ニ具^シ舍人・居飼等^ヲ、遣^ハ重盛卿之許、任^シ法司^ト被^シ勘当^スニ云々、並相返上^スニ云々」(七月三日条)、「人々ニ云々乗逢事、大納言殊鬻云々、仍撰政、上臈隨身并前駆七人勘当、隨身被^シ下^シ既^ニ政所等^ニ云々、又舍人・居飼給^テ檢非違使^ニ云々」(七月五日条)にきわめて近い。従来の研究では、この時、基房が早速下手人を送ってきたのは、平氏の権勢を恐れた迅速な対応であるとか、下手人を重盛が返送したのは重盛の怒りの大きさを表すものであるとかと、考えられがちであった。しかし、この時、基房が下手人を送ってきたのも、重盛がこれを「返上」したのも、当時の権門同士の鬮乱解決の慣習に

則った通常の事件解決の処理方法である。前田禎彦は、①加害者側の本主が被害者側に下主人を引き渡すこと、②被害者側も下主人を返送するのが一般的であること、③事件の処理は当事者間の交渉によって進められ、使庁の役割は下主人の禁獄だけに限定されていること、を指摘している。確かに、他の事例においても「以檢非違使頼国朝臣、被捕送下手一人へ仕丁」、即付使返奉」とあるように、下人を「毆凌」された藤原懷平は捕送された下主人を「返し奉って」いるし(『小右記』長和二年正月二十七日条)、自らの牛童三郎丸を濫行の犯人として捕らえた藤原実資は、「捕其身即奉送、付使返送」とあるようにに被害者の許に送ったが、やはり「返送」されてきている(『小右記』長和二年七月二十日条)。そして、返送された加害者側はそれぞれ「檢非違使」頼国就禁(正月二十七日条)、「召檢非違使右衛門尉重親、下給牛童、令候獄」(七月二十日条)とあるように、檢非違使に付して禁獄している。以上からしても、基房が重盛に下主人を送ってきたのは特に平氏を恐れただけではないし、それを重盛が返上したのも貴族社会の慣例どおりの措置であり、激怒していたことを表しているわけでもない。違例なのは、翌日新たに「上臈隨身并前驅七人」の処分を加えたことであり、この追加措置こそが「大納言殊鬱」という状況への基房側の配慮であった。結局は舍人・居飼の処分のみで事を収めようとした基房であったが、「大納言殊鬱」を知り、あわてて隨身・前驅の勘当へと、処分を拡大したというのが実態であろう。(『盛』は『玉葉』とほぼ同様の事実を記しながらも、この後に「事ノ由ヲ被謝仰ケレバ、大納言大ニ畏申サレテ」と記すように、事態を穩便に済ませようとする重盛像を描き出していることになる。なお、重盛激怒

の理由として、生形貴重は「隨身たちは、撰関家の家司に属する御隨身所のおそらく五位ないし六位の武士で、しかもその位からすれば、撰関家の御所の別当格の者たちであったのではないかと思われる。武門の棟梁として、未だ十才の子息がこのような者たちに恥辱を与えられる事は、とうてい受け入れられぬ事であつたらう」(七頁)として、十月二十一日に及ぶ重盛の執拗な態度については、「重盛の報復のターゲットが、子息資盛に直接恥辱を与える行為に出た前驅・隨身の武士たちに絞られていた」(同)可能性を指摘している(「殿下事会」の注解「前驅等ヲ擲捕ケリ」参照)。また、日下力は、仁安三年(一二六八)春から嘉応元年(一二六九)冬にかけての重盛病臥の間に、平家内部における力関係が微妙に変化し、宗盛によって嫡流の地位が脅かされるようになってきていたことが、重盛の強硬な態度に影響を与えていたのではないかと指摘する(四四九〜四五二頁)。元木泰雄②も、高倉天皇即位という状況下において、「時子や建春門院には、宗盛を重盛に対抗させ、さらには彼に代わる嫡男の座を目指そうとする意図があったのだろう」(一一六頁)と指摘する。その一方で、元木泰雄②は、忠通・基実流対忠実・頼長・師長流という撰関家の対立の中、基実の早世による忠通流の混乱によって、「本来撰関家嫡流であった忠実・頼長系統の故実や権威が大きな意味を有するようになってきており、重盛が「母の出自の関係、そして盟友成親を通してこうした人脈に接近していった」ことが、基房に対する強硬な態度の背景にあったことを指摘している(一三四〜一三七頁)。○藏人右少弁兼光 前項で引用した『玉葉』七月三日条にも「右少弁兼光」の名がある。藤原兼光(一一四五〜九六)か。父は権中納言資長、母は木工頭源季兼女。

権中納言從二位に至る。『公卿補任』によれば、保元元年（一一五六）十二歳で勸学院學問料を受け、同三年文章得業生、同四年但馬掾、永暦元年（一一六〇）正月修理亮、六月右衛門少尉、藏人、九月從五位下、応保三年（一一六三）正月二十四日治部少輔、長寛二年十一月に殿上人となり永万二年（一一六五）正月從五位上、仁安元年（一一六六）十二月東宮學士を兼ね、翌二年正月正五位下、三年三月に藏人に補せられ、嘉応二年（一一七〇）正月に右少弁に任ぜられている。兼光は、基房の執事別当で、『兵範記』仁安三年十一月二十日条、『山槐記』治承三年正月一日条、治承三年十一月の平氏クーデターで基房が解官され基通に替わった後も家司となり勸学院別当に補されている（菊池紳一、六二頁）。そうした関係から、基房の使者として重盛のもとに謝罪に来た。○大納言大二郎申サレテ…先の注解「居飼御厩舎人等、平大納言重盛ノ許へ被召渡ケリ…」参照。○檢非違使基広 中原基広。『玉葉』承安五年七月十日条に引かれた十一日付の勘文に「明法博士兼左衛門大志」とある。その明法博士に任じられたのは、承安四年正月二十二日のことであり、『玉葉』同日条には「明法博士基広（道路以目云々、可_レ如此ハ不可_レ有_レ定、無_レ廉恥々々々）」とあり、記主九条兼実はこの人事に批判的である。その理由は二十日（『玉葉』同日条）の除目の記事に詳しい。このときの除目における明法博士の候補者は少判事中原明基と左衛門志中原基広の二人であった。除目の場では、ほとんどの公卿たちが「為_レ重代者之上職居少判事」、又本道成業者」であるという理由で中原明基を推していた。ところが左大臣藤原経宗だけが「基広為_レ檢非違使、勤_レ仕此道、若有_レ先例者、被_レ任何事之有、此道役先々無_レ乍置道志被_レ任他人之例、仍無_レ

異議、可_レ被_レ任基広」、すなわち明法道を学んだ左衛門志（『道志』）を任ずるべきであるとして中原基広を推した。これに対し兼実は「此申状忘_レ理致、若依_レ時忠定状、察_レ内議所_レ申歟、近代事如此、何為々々、基広不_レ學又不_レ經得業生、以_レ何可_レ称道志哉、只範貞、重成、故障之時、依_レ如_レ形学此道、時々被_レ仕其役許歟」と述べて批判している。すなわち基広は明法道を正式に学んだわけではないから、その資格はないというものであった。さらに、このような人物をあえて推薦するのは平氏による「内議」によるものであり、その人選の背後には平時忠の意思が働いているのだろうと推測している。結局、おおかたの公卿の意向とは反し、基広が明法博士に任じられた。兼実はその日の日記に「道路以目云々、可_レ如此ハ不可_レ有_レ定、無_レ廉恥々々々」と記し批判している。しかし、明法博士就任後は、「明法博士基広等、問_レ穢之間事」（承安五年七月十一日条）、「明法博士基広来、始_レ口籾前、問_レ法家事等」（治承五年七月十二日条）などと記されているように、兼実の諮問に關っており、基広本人を無能だと考えていたようには思えない。おそらく、平時忠の意図による人事を兼実は嫌悪していたのであろう。○御厩二下サル 厩は「撰閔家や院庁などで、厩のことを担当する部門」（日国大）である御厩の意。『小右記』長和五年五月二十六日条に「撰政命云、下_レ給獄所、依_レ別当之縁可_レ有_レ用意、仍令_レ縛籠厩戸屋」とある。本来ならば獄所に下されるべき者が特別な縁故によって「厩戸屋」に收容されている。獄所よりも一段軽い措置として位置づけられている。また、『後二条師通記』寛治六年九月五日条に「工頼季方弟子二人、奪_レ取大牀板之間、工一人以_レ石打_レ中首、已_レ以_レ被_レ付瘡云々、家中事也、仍下_レ厩給者」とあ

り、本来なら獄所に下されるべき者であったが、「家中」の事件であるので、既に下されている。このことから、撰関家内部における獄の役割を果たしていることがわかる。○府生秦兼清『玉葉』承安二年（一一七二）正月一日条に「撰政起座、出自第二間、於小板敷「自被呼隨身、則隨身兼清持参履、撰政着之、出無名門了」とあり、この時期に兼清が基房の隨身をつとめていたことがわかる。また、治承三年（一一七九）十一月二十七日条に「大将隨身、所望之者出来、故秦兼清子、前博陸下藹云々」とあり、既に逝去していたことが知られる。また同年十二月十八日条には「召兼清子「候松殿下藹也」とあり、兼清は父子して基房に仕えていた。居飼・舎人といった下級の職員は検非違使に引き渡され、また隨身・前駈らが御厩司に処断を任される中、隨身の代表格であった兼清だけは、周りを制止しようとしたという理由で、撰関家の家政を司る政所の預かりとされたことになる。以上の兼光、基広、兼清はいずれも基房周辺に実在が確認でき、〈盛〉が『玉葉』以外の史料に依拠していた可能性が高い。○政所に下サル 政所は「平安時代以後、親王・撰政・関白・大臣・大將家や三位（さんみ）以上の貴族の家で荘園の事務や家政などをつかさどった所」（日国大）。万寿二年七月二十日、鬪乱に及んだ湖江殿司と慶範法師が処罰されたときに、湖江殿司茨田為利と大神是信は検非違使に渡され獄に下されたが、もう一方の慶範は「已爲「法師、仍不下」圜、令候家政所」となった。すなわち法師で

【引用文献】

- * 市村宏「女車考」（王朝文学〔東洋大学国文学研究室王朝文学研究会〕三、一九五九・11）
 * 犬井善寿「内裏への途―『平家物語』巻一「殿下乗台」の作中場所の本文流伝―」（文芸言語研究・文芸叢篇一九、一九九一・3）

あることを理由に獄所ではなく家政所に下されている（『小石記』同日条）。このことから、家政所に下されることは獄所より緩やかな措置であったことがわかる。○前駈七人追却セラレケルニ：『玉葉』にも「上藹隨身、并前駈七人勘当」とある。なお、清盛との関係強化を図ろうとしていた当時の後白河院の方針と、忠通と信頼との前例（注解「狼藉也トテ、前ノ簾并ニ下スダレヲ切落タリケルニ：」参照）を鑑みるならば、基房の卑屈な態度もやむをえぬ側面があったと見られる。○縦撰政関白ニオハス共、浄海ガ孫トイハン者ニハ、ナドカ一度ノ可無芳心 〈延〉「設ヒ殿下ナリトモ、争カ入道ガアタリヲバ憚リ思給ハザルベキ。少キ者ニ無左右「恥辱ヲ与ヘテヲハスルコソ、遺恨ノ次第ナレ」（五五ウ）五六オ）など、諸本ともに清盛が同様の発言をしたとする。○家貞 平家貞（？）（一一六七）。『顕広王記』仁安二年五月二十八日条に「入道筑後前司平家貞死了（八十□云々）。平家第一郎等、武士之長也」とあるので、殿下乗合事件の時には既に逝去していたことが知られる。なお〈盛〉では、この後の報復の場面に家貞の名が見られないことからすると、清盛から命じられたものの、家貞は重盛の叱責を受け、報復には加わらなかったとも読める。それに対して、〈闘・延・長〉では、報復の件を聞いた重盛が「景綱家貞奇怪ナリ」（延）五八オ」と怒りを向けたとの記事が見られる。ここまですらにも頻出している（本全一―一七頁等参照）。

* 生形貴重「猶武勇の他に異なるか―殿下乗合事件の一視角―」（大谷女子短期大学紀要三四、一九九一・3）

* 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）」（東洋研究七七、一九八六・1）

* 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その二―」（学習院史学二五、一九七八・12）

* 日下力『平家物語』の一問題―清盛の次男基盛の消去をめぐる―、『保元』『平治』との間を探りつつ―」（国文学研究七三、一九八一・3。『平

治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

* 鈴木彰「『平家都落ち』考―延慶本の維盛と頼盛をめぐる―」（日本文学四八―九、一九九九・9。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による）

* 曾根原理「室町時代の御八講論義」（南都仏教七七、一九九九・10）

* 高橋昌明『平家の群像 物語から史実へ』（岩波新書二〇〇九・10）

* 布谷陽子「承久の乱後の王家と後鳥羽追善仏事」（羽下徳彦編『中世の地域と宗教』吉川弘文館二〇〇五・1）

* 前田禎彦「撰関期の闘乱・濫行事件―平安京の秩序構造―」（日本史研究四三三、一九九八・9）

* 松本昭彦「中古・中世文学に見る『七歳』の意味―小学校満六歳入学制の淵源として―」（三重大学教育学部研究紀要五九、二〇〇八・3）

* 元木泰雄①『平清盛の戦い 幻の中世国家』（角川選書二〇〇一・2）

* 元木泰雄②『平清盛と後白河院』（角川選書二〇二二・3）

* 桃崎有一郎「中世公家社会における路頭礼秩序について―成立・沿革・所作―」（史学雑誌一一四―七、二〇〇五・7。『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版二〇一〇・2再録。引用は後者による）

* 山下宏明「平家物語評釈（十一）」（解釈と鑑賞三四―二、一九六九・2）

* 由井恭子「平家の人々の芸能活動について―清盛・維盛を中心に―」（大正大学大学院研究論集二六、二〇〇二・3）

1 小松殿此事²ヲ聞給テ、イソギ入道ノ許ヘ參ジ申サレケルハ、「御報答ノ仰、³ 努々有マジキ事ニ候。重盛ガ子共、平殿上人ニテ、殿下ノ御出ニ參会テ、⁴ 致無礼⁵コソ尾籠ニ侍レ。縦越前守コソ、⁶ 若者⁷ニテ、骨法⁸不知トモ、相具タル侍共ガ不思議ニ覺候。彼等ヲコソ、イカニモ可有御勘当ニ事ト、⁹ 覺レ。資盛全ク恥ニテ侍ルマジ。誠ニ¹⁰ 武士ナンドニ合テ、懸目ニ合タラバ、¹¹ 御鬱深ルベシ。上下品定レリ、不¹²レ及¹³ニ、敵論¹⁴、¹⁵ 撰祿ノ臣ト申ハ、忝¹⁶ニ春日大明神¹⁷替入セ給テ、君ト共ニ国ヲ治メ、民¹⁸育マシマス、尤可¹⁹レ奉²⁰レ仰御事也。今御權威ニホコリテ、其恥ヲ報ハ²¹ン事、不²²可²³レ然²⁴。コレハ一門ノ衰微ニモ成侍ヌト覺候。サレバ、『以²⁵レ徳勝²⁶レ人²⁷者昌²⁸、以²⁹レ力勝³⁰レ人者亡³¹』ト云事アリ。加様ノ事ヨリ

コソ天下ノ大事モ出来リ、家ノ煩トモ成事ナレ。老子経ニ、『天下ノ難事ハ必作於易、天下ノ大事ハ必作於細』トイヘリ。能々可有御「三五」慎事ニヤ。人ノ上ハ百日コソ申ナレ。只披露セヌニハ過ジ」ナド被宥申ケレバ、聞人「ユ、シキ賢臣哉」トゾ思ケル。儲、侍共ヲ召テ、「少キ者相具シテ、加様ノ事仕出シケル条、以外ノ狼藉也」ト仰ケレバ、²¹供シタリケル者其モ、皆恐入テゾ有ケル。角テ小松殿ハ帰給ヌ。

【校異】 1 〈近〉右上に「小松大臣教訓入道」と傍記。 2 〈蓬・静〉「ヲ」なし。 3 〈近〉「御しゆつに」。 4 〈近〉「わかき物にて」、〈蓬〉「若者にて」、〈静〉「若者にて」。 5 〈近〉「こつはう」、〈蓬・静〉「骨法を」。 6 〈蓬〉「覚ゆる」。 7 〈近〉「ぶしなどに」。 8 〈近〉「御いきどをり」、〈蓬・静〉「御憤」。 9 〈近〉「てきろんするに」、〈蓬・静〉「敵論に」。 10 〈蓬〉「撰録の」、〈静〉「撰録の」。 11 〈静〉「モ」無し。 12 〈近〉「いりかはらせ給ひて」、〈蓬・静〉「替入らせ給て」。 13 〈近〉「やしなひまします」、〈蓬〉「孚御座」、〈静〉「孚御坐」。 14 〈近〉「物は」。 15 〈近〉「もて」、〈蓬〉「以」、〈静〉「以」。 16 〈近〉「てんかのかたきことはかならずやすきことをなす」、〈蓬〉「天下難事必作於易」、〈静〉「天下難事必作於易」。 17 〈近〉「こまかなることをなす」。 18 〈蓬〉「見えたり」、〈静〉「みえたり」。 19 〈蓬〉「百こそ」とし、「百」の後に補入符あり、「日」を補入。 20 〈蓬・静〉「狼藉也」と。 21 〈蓬〉「供したる」、〈静〉「共したりける」。 22 〈蓬〉「者ともか」。

【注解】 ○小松殿此事ヲ聞給テ、イソギ入道ノ許ヘ参ジ申サレケルハ… この時清盛が福原に引退して、事件には直接関与していなかったことは周知のとおり。ちなみに、高橋昌明^①によれば、清盛の福原引退は仁安四年（一一六九）春の頃で、引退に際して清盛は「六波羅の泉殿をきれいさっぱり重盛に明け渡し、その後意外にも、治承二年娘徳子が安徳を出産したときぐらいしか足を踏み入れた形跡がない」（八五頁）という。嘉応二年（一一七〇）に関しては、『玉葉』正月十七日条、四月二十一日条などに清盛帰洛の記事が見えるが、事件発生時の七月の所在は不明である。清盛の憤りを聞いて、重盛が諫言に向かったのは諸本同じ。しかし、重盛の発言内容は、〈延〉「小松内府、「此事努々有ベカラズ。重盛ナムドガ子共ト申サムズル者ハ、殿下ノ御出ニ参会テ馬ヨリモ車ヨリモ下ヌコソ尾籠ニテ候ヘ。サ様ニセラレ進スルハ、人数ニ思召ル、ニヨテ也。此事還テ面目ニテ非ヤ。頼

政・時光暎ノ源氏ナムドニアザムカレタラバ、誠ニ恥辱ニテモ候ナム、加様ノ事ヨリ代ノ乱トモ成ル事ニテ候。努力々々不可思食寄」ト宣ケレバ」（卷一―五五六オ）などに対して、〈盛〉はこの後述べるように、漢籍の引用なども織り交せて長文であり、重盛の存在・発言に重厚味を持たせようとしている。 ○平殿上人 「ただの殿上人。なみの殿上人。六位の殿上人をさす」〈日国大〉。「平」は形容動詞で「なみであること。普通であること。特別でないこと。またそのさまやそのもの」〈日国大〉。 ○骨法 「れいぎ *copps* をよく知つた人」（『邦訳日葡辞書』一四八頁）。「故実などの知識要領や礼儀作法」〈角古人〉。 ○相具タル侍共ガ不思議ニ覚候 〈盛〉では、基房との遭遇場面で資盛の供揃えについての叙述がない一方で、この場面では供の武士への叱責が語られる。先に「殿下ノ御供ノ者モ、平将ノ孫トモ知ズ、資盛ガ供ノ者モ、殿下ノ御車トモ不知ケルニヤ、係事出来レリ」と、双方と

もに相手が誰であるかに気づかなかつたために生じた事件、と説明するが、資盛側が気づかなかつたことの矛盾については指摘したとおり（前節の注解「資盛が供ノ者モ、殿下ノ御車トモ不知ケルニヤ…」参照）。ここでは、積極的な悪意ではないにしても、結果として事件を引き起こした責任を追求していることになる。○誠二武士ナンド

ニ合テ、懸目ニ合タラバ、御鬱深ルベシ（闕・延・長・屋・覚・中）は、前掲の〈延〉や「頼政・光基ナンド申源氏共にあざむかれて候はんには、誠に一門の恥辱でも候べし」（覚）上―四〇頁）のように、具体的に頼政・時光（または光基）の源氏の武者名を挙げる（闕・延・長・頼政・時光）、〈屋〉「頼政」、〈覚・中〉「頼政・光基」。一方〈四・盛・南〉は「武士ナシトモ被レタラハコソ打有レ憤リモモ努々ヒカ僻事不レ可シ仕出ス」（四）巻一―三二右）のように、「武士」とするのみ。重盛の前駆・随身の武士に対する意識については、前節の注解「居飼御厩舎人等…」の項に生形貴重ノの指摘を引いた。『平家物語』では、重盛の武士的側面が強調されることは少ないが、『保元物語』では、為朝の弓勢を恐れて別の門に向かおうとする清盛に対し、初陣であった重盛が最後まで為朝に立ち向かおうとしたり、『平治物語』では、悪源太義平と対決したりする、武人としての側面が強調されている。『愚言抄』にも、「重盛ガ馬ヲイサセテ、堀河ノ材木ノ上ニ弓杖ツキテ立テ、ノリカヘニノリケル、ユ、シク見ヘケリ」（旧大系三三五頁）とあるように、武人としての勇猛な側面を十分に有する人物であり（高橋昌明②三〇頁）、仁安二年（一一六七）に権大納言に就任して以来、「清盛が有した国家的軍事・警察権という公的権限が、重盛に譲渡され」ており、「平氏内部の軍事的中心に位置」していた（元木泰雄八三頁）。にもかか

(五)

わらず、翌三年に病のために大納言を辞任、事件の起こった嘉応二年四月に復任したばかりという状況にあったことも、生形の指摘する重盛の態度の背景にあったのではないか。○上下品定レリ…以下、「只披露セヌニハ過ジ」まで〈盛〉の独自本文。○撰禄ノ臣ト申ハ、忝モ春日大明神替入セ給テ…〈盛〉の独自異文。天照大神と天兒屋根尊（春日明神）の契約にもとづき、その子孫である藤原氏が天皇の政を補佐するという思想については、本全釈四―二七頁「天照大神、兒屋根尊ニ仰合テ云ク…」項参照。○コレハ一門ノ衰微ニモ成侍又ト覚候（盛）のみに見られる事件の評価。直接には、以下に続く『明文抄』の一節を踏まえて、重盛が一門の運命を予見している。○以德勝人者員、以力勝人者亡（盛）の独自異文。『明文抄』帝道部上に「以德勝人者員、以力勝人者亡。」要覧、同書人事部下に「以德勝人者員、以力勝人者亡。」後書（山内洋一郎二九、二九三頁）とある。遠藤光正は、「この句は『明文抄』に所引のように、今は亡佚している『要覧』か『維城典訓』を典拠としたものであろう」と指摘する。他に『玉函秘抄』上にも出典を「要覧」として同句が引かれる（山内洋一郎二二四頁）。○加様ノ事ヨリコソ天下ノ大事モ出来リ、家ノ煩トモ成事ナレ（四）「従加様の事大事出来成なるとて世乱とも」（巻一―三二右）、〈延〉「加様ノ事ヨリ代ノ乱トモ成ル事ニテ候」（五六オ）、〈長〉「かやうの事より大事にをよびて、世のみだれともなる事にて候」（一―五八頁）など、この事件を「代ノ乱ケル根元」（延）五四ウ）とする意識は諸本に見られるが、それを「家ノ煩」と一門衰微の端緒とするのは〈盛〉のみ。〈盛〉は既に巻二「基盛打殿下御隨身」で、基盛によって引き起こされた同様の事件を描き、これを「平家ノ乱行ノ初」と位

置づけていた（全積六一巻二―2参照）。それ故に、資盛が引き起こしたこの事件には、一步踏み込んだ一門滅亡の予兆としての位置づけがなされていることになる。○天下ノ難事ハ必作於易、天下ノ大事ハ必作於細 天下の難事は、たやすいことから始まり、天下の大事は、小さなことから始まる意。遠藤光政は、『明文抄』帝道部上「天下難事、必作於易、天下大事、必作於細。老子」を引き、「この句の出典は『老子』下篇第六十四章がその典拠である」と指摘する。他に『管蠡抄』下にも出典を「老子」として同句が引かれる（山内四五頁）。先述「以

【参考文献】

* 生形貴重「猶武勇の家他に異なるか―殿下乗合事件の一視角―」（大谷女子短期大学紀要三四、一九九一・3）。

* 遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）」（東洋研究七七、一九八六・1）。

* 高橋昌明①『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）。

* 高橋昌明②『平家の群像 物語から史実へ』（岩波新書二〇〇九・10）。

* 元木泰雄『平清盛の戦い 幻の中世国家』（角川選書二〇〇一・2）。

* 山内洋一郎『本邦類書 玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』（汲古書院二〇一一・5）。

殿下事会

サレ共、入道ハ猶腹¹ヲスヘカネテ、²田舎侍ノ気折ニ、コハトシカリケルガ、上臈³モ下臈モ⁴ワキマヘズ、⁵主ヨリ⁶外ニハ⁷恐シキ事ナシト思テ、前後ヲ不⁸レ知ケル難波⁸・妹尾⁹ニ下知シ給ケルハ、「重盛ハユ、シク大様ノ者ニテ、子ノ恥¹⁰ヲモ親ノ¹¹不¹²レ知、様々¹²制止ツレ共、他家ノ人ノ思ハン事コソ愧シケレ、傍輩ノ為ニ越前守ガ恥ス、ゲ。¹³共ニアラン者共ガモトゞリ¹⁴「三¹⁵天¹⁶キレ」トゾ宣ケル。難波¹⁴・妹尾ハ興アル事ニ思テ、内々有¹⁵其用意¹⁶。閑白殿コレヲバ¹⁷争可¹⁸ニ知召¹⁹ナレバ、¹⁷《同十月廿一日ニ主上御元服ノ定アルベキニテ》、¹⁸大内ノ¹⁹御直廬ヘト²⁰思食テ、常ノ御出仕ヨリ²¹モ²²花ヤカニ、²³前駟²⁴・御隨身殊ニ引繕セ給テ、中御門²⁴東洞院ノ御宿所ヨリ、大炊御門ヲ西ヘ御出ナル。²⁵堀川²⁶猪熊ノ辺ニテ、兵具シタル者三千騎計²⁷走出テ、²⁹前駟等ヲ³⁰搦捕ケリ。安芸権守高範バカリゾ御車ニ副テ離ザリケル。³¹式部太輔長家、³²刑部太輔俊成、³³左府生師峰等モ、本ドリ³⁴ヲキラル。³⁵結句車ノ物見打破、太刀³⁶長刀ヲ³⁷進ケレバ、只夢ノ御心地ゾシ給ケル。高範御車

徳勝人者昌³⁸」の項の典拠も『明文抄』などの類書に認められることからすると、〈盛〉が『要覧』や『老子』を直接参照したというよりは、『明文抄』のごとき類書を利用して編纂を行なった可能性が高いだろう。○人ノ上ハ百日コソ申ナレ 「ひと（人）の噂も七十五日」に同じ（日国大）。○聞人「ユ、シキ賢臣哉」トゾ思ケル ここで周圀の重盛への評価を記すのは〈盛〉のみ。諸本に比して重盛の発言が長文であったように、ここで〈盛〉は重盛像を好意的に描いている。

ヲ廻テアヤツリ禦ケル³⁸ヲ、³⁹難波太刀ヲ⁴⁰振テ御車ニ向ケリ。高範心ウサノ余ニ⁴¹走ヨリ、「⁴²狼⁴³藉ノ奴原也。何者ゾ」トテ組タヲシテコロビケルガ、高範⁴⁴スクヤカ者ニテ、難波ヲ押ヘテ拳ヲ把リ⁴⁵顛ヲ打。郎等⁴⁶主ヲ助ントテ、高範ガ本ドリヲ取、引上タリ。経遠力ヲ得テ、⁴⁷驛返テ主従二人シテ、手取足取セ、リ倒シテ、髻ヲ切トテ、「是ハ汝ヲスルニハ非ズ」トゾ言ケル。浅増ト云モ⁴⁸疎也。⁴⁹左近将監盛佐ハ馬ヲ馳テ逃ケルヲ、打落テ是ヲモ擲テケリ。御隨身忠友、馬ヨリ下テ御車ノ前ニ進テ、「可有還御カ」ト申ケレバ、轅ヲ廻サレケル間ニ、武士⁵⁰以⁵¹鎬矢⁵²忠友ヲ射。忠友⁵³地ニ平テ傾タリケレバ、其矢⁵⁴頭ノ上ヲ通ル。⁵⁵危キトゾ見ケル。御伴ノ⁵⁶四方ヘ逃隠ニケレバ、只⁵⁷御車副一人、松ノ出納一人ゾ⁵⁸残タリケル。懸⁵⁹様先代モ⁶⁰「三々無⁶¹其例」、後代モ難有。難波・妹尾カク⁶²振舞テ帰ヌ。⁶³高範モトゞ⁶⁴キラレナガラ、近ク⁶⁵参テ、「我君イカニ⁶⁶ト申ケレバ、直衣ノ袖⁶⁷御カホニ⁶⁸押アテ、泣タ有⁶⁹還御。御出ノ⁷⁰花声ナリツル御有様ニ、浅猿キ下部計リニテ還入セ給ケルコソ⁷¹悲ケル。⁷²撰祿臣ノ係愛目ヲ御覽ズルモ、⁷³直事ニアラズ、子細アランカ。内裏ニハ、左大臣経宗、右大臣兼実、内大臣雅通、大宮大納言隆季、左大将⁷⁴師長、源中納言⁷⁵雅頼、五条中納言⁷⁶邦綱、藤中納言⁷⁷資長、平宰相親範、修理大夫成頼、左大弁実綱、卿ゾ殿上ニ候セラレテ、殿下ノ御参ヲ奉⁷⁸待ラレケル程ニ、⁷⁹前大相国ヨリ⁸⁰内舍人安遠ヲ御使トシテ、殿下ノ御事ヲ⁸¹被⁸²申タリケレバ、光雅今夜ノ定延引之由⁸³依⁸⁴触⁸⁵申⁸⁶各⁸⁷被⁸⁸退出ケリ。此事忽ニ天意ニ⁸⁹逆テ深ク背⁹⁰冥慮⁹¹ケレバニヤ、去比⁹²大織冠ノ御影⁹³破⁹⁴裂タリケリ。カ、ルベキシルシトオソロシ。

⁸⁵ 秘本云、入道相国ハ、⁸⁶ 福原ニテ逆修被⁸⁷行ケル間也。平大納言重盛ノ所為也ト聞ヘキト。普通ニ大ニカハレリ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「ヲ」なし。 2 〈蓬〉「田舎侍の」。 3 〈蓬・静〉「モ」なし。 4 〈蓬〉「不^レ弁」。 5 〈近〉「しうより」、〈蓬〉「主より」。 6 〈蓬〉「外は」。 7 〈蓬〉「怖しき」、〈静〉「怖き」。 8 〈蓬・静〉「瀬尾に」。 9 〈蓬〉「下知してけるは」。 10 〈蓬〉「ヲモ」なし。 11 〈静〉「いかるをも」。 12 〈近〉「せいしつれ共」、〈蓬〉「制つれとも」、〈静〉「制しつれとも」。 13 〈蓬〉「供に」。 14 〈蓬・静〉「瀬尾は」。 15 〈近〉右に「殿下事云」と傍記。 16 〈近〉「いかて」。 17 「同十月廿一日ニ主上御元服ノ定アルベキニテ」を底本は欠くが、〈蓬〉「同十月廿一日に主上御元服の定めあるへきにて」、〈静〉「同十月廿一日に主上御元服のさためあるへきにて」とある。底本の明らかな脱落であり、この後の物語展開の上でも重要記事であるため、〈蓬〉を参照して補った。 18 〈近〉「大内の」、〈蓬〉「大内の」、〈静〉「大内の」。 19 〈近〉「御ちよろろへと」、〈蓬〉「御直慮へと」、〈静〉「御直慮へと」。 20 〈近〉「思召て」。 21 〈蓬〉「モ」なし。 22 〈静〉「声花に」。 23 〈蓬〉「前駈」、〈静〉「前駈」。 24 〈近〉「ひんかしの」、〈蓬・静〉「東」。 25 〈蓬・静〉「堀河」。 26 〈蓬・静〉「猪熊辺にて」。 27 〈蓬〉「者の」、〈静〉「もの」。 28 〈近〉「はせてゝ」。 29 〈蓬〉「前駈等を」。 30 〈蓬〉「からめとりける」。 31 〈蓬〉「式部大夫」、〈静〉「式部大夫」。 32 〈蓬〉「刑部大夫」、〈静〉「刑部大夫」。 33 〈近〉「ひたりのふしやう」、〈蓬〉「左府生」、〈静〉「左府生」。 34 〈近〉「ヲ」なし。 35 〈近〉「けつく」、〈蓬・静〉「結句は」。 36 〈蓬・静〉「薙刀を」。 37 〈近〉「すゝめければ」、〈蓬・静〉「まいらせければ」。 38 〈近〉「まはして」、〈蓬・静〉「まはりて」。 39 〈蓬〉「ヲ」なし。 40 〈近〉「なんは」の後に補入符あり。右に「たち」と傍記。 41 〈近〉「ふつて」、〈蓬・静〉

「ふりて」。42 〈蓬・静〉「走よりて」。43 〈蓬・静〉「狼籍の」。44 〈近〉「すくやか物にて」。45 〈近〉「つらかまちを」。46 〈近〉「しうを」。47 〈近〉「よりかへつて」。48 〈近〉「おろかなり」。49 〈蓬・静〉「疎也」。50 〈近〉「まはされける」。51 〈近〉「もつて」。52 〈蓬・静〉「ひらみて地に」。53 〈近〉「かうへの」。54 〈蓬・静〉「かしの」。55 〈蓬・静〉「危命とそ」。56 〈蓬・静〉「御供の」。57 〈蓬・静〉「御共の」。58 〈蓬・静〉「四方に」。59 〈近〉「御車そひ」。60 〈近〉「のこりける」。61 〈近・蓬・静〉「ためし」。62 〈近〉「せのおは」。63 〈近〉「ふるまひて」。64 〈近〉「たかのは」。65 〈蓬・静〉「リ」なし。66 〈近〉「まいつて」。67 〈近・蓬・静〉「ニ」なし。68 〈蓬・静〉「ヲ」なし。69 〈蓬・静〉「をしあて」。70 〈近〉「はなやかにつる」。71 〈近・蓬・静〉「声花なりつる」。72 〈蓬・静〉「撰録の」。73 〈蓬・静〉「た・事には」。74 〈近〉「もろなり」とし、「リ」に見せ消ち、右に「か」と傍記。75 〈近〉「がらい」。76 〈蓬・静〉「雅頼」。77 〈蓬・静〉「直事には」。78 〈近〉「とねり」。79 〈近〉「よつて」。80 〈近〉「おのく」。81 〈蓬・静〉「をのく」。82 〈近〉「たいしゆつせられけり」。83 〈蓬・静〉「退出せられにけり」。84 〈蓬・静〉「破裂たりける」。85 〈底・近・蓬・静〉以下「大ニカハレリ」まで一字下げ。86 〈近〉「ふくはらにて」。87 〈蓬・静〉「福原にて」。

【注解】○サレ共：以下、本段の基房に対する清盛の報復の描写は、諸本によって記載が大きく異なる。〈盛〉は諸本に比して、人物名や描写が詳細である。報復が行われたのは嘉応二年十月二十一日。『玉葉』の同日条は以下のように記す。「此日、依可有御元服議定、申刻着束帯参大内。源中納言雅頼来、会陽明門下、相共経花徳門・南殿御後等、参殿上方、余参御前。暫候之間、或人云、撰政参給之間、於途中有し事帰給了云々。余驚遣人令見之処、事已実撰政参給之間、於大炊御門堀川辺、武勇者数多出来、前駆等悉引落自馬了云々。神心不覚、是非不弁。此間、其説甚多。依撰政殿不被参、今日議定延引之由、光雅来示。上皇御下向之後、可被定日云々。人々退出、余退出之次、参撰政御許〈閑院第〉。資長卿

外敢無人、以兼光申入、不被逢。則余婦家。凡今日事不能左右、不如道路以目、只恨生五濁之世。悲哉々々。また『百練抄』同日条にも「依御元服定、撰政参内之間、於路頭勇士有狼藉事。一切前駆等本鳥。是先日資盛之会稽也。依此事定延引」とある。当初報復は、乗合事件直後に行われようとした。七月十五日、基房は、法成寺に参詣しようとしたが、平氏の武士が殿下の御出を窺い集まっていたため中止となった(『玉葉』同日条)。報復のあった十月二十一日は、高倉天皇の元服定めがあったが、この報復のため、議定は延引となった(同月二十五日、院殿上において、元服定めは行われた)。報復の機会が、この日以外に何日もあったにもかかわらず、この日にあえて重盛が襲撃した理由として、元木泰雄①は、高倉天皇や、その周

困の時子系統の平氏一門に対する重盛の反発があったためだろうとする（二一九頁）。○入道ハ猶腹ヲスヘカネテ〈四・南〉同じ。他は〈延〉「其後ハ内府ニハカクトモ宣ハズ、片田舎ノ…」（巻一―五六オ）のように、重盛には黙って報復措置に出たとする。○田舎侍ノ氣折ニ、コハハシカリケルガ、上臈モ下臈モワキマヘズ 氣折は、「氣が強く、愛嬌のないさま。一本気で性急なさま。」（角古大）。この語を用いるのは〈盛〉のみ。〈盛〉でも、用例はこのみ。〈盛〉を避る用例も未見。「こはこはし（強強し）」は粗野な様。諸本は、〈延〉「片田舎ノ侍共ノコハラカニテ」（五六オ）のように「こはらか（強らか）」などと形容する。なお、「上臈モ下臈モワキマヘズ」は、〈盛〉の独自異文。○難波・妹尾ニ下知シ給ケルハ 〈鬨・延・長〉「十四五人召寄テ」（〈延〉五六ウ）、〈南〉「伊勢国住人古市伊勢守景綱ニ仰付テ（七七頁）、〈屋〉傍記「伊勢守歟、景綱ヲ先トシテ都合（盛）」に続けて本文「六十余人召寄給テ」（四九頁）、〈覺〉「難波・瀬尾をはじめとして、都合六十余人召よせ」（上―四一頁、〈中〉「六十よ人をめして」（上―四一頁）とする（四）は「田舎侍共、物不（延）覺（盛）」（三二右）とするのみで、人数も名前も記さない）。このように、召集した人数・人名に違いがあるが、人数については、十四五人とする（鬨・延・長）では、この後報復の場面で、「其日ニ成テ、中御門、猪熊辺ニテ六十余騎ノ軍兵ヲ率シテ」（〈延〉）と六十余騎が集まったとする。一方、六十余人を召したとする（屋・覺・中）は、報復の際に「猪熊堀河の辺に、六波羅の兵どもひた甲三百余騎待うけ奉り」（〈覺〉四一頁）として、三百余騎が集まったとする。これらに対して難波・妹尾の名のみあげる〈盛〉は、この後「堀川猪熊ノ辺ニテ、兵具シタル者三十騎計走出テ

として、兵数三十騎をあげるが、これと同じなのが、やはり景綱の名のみあげる〈南〉で、報復には「中御門堀河猪熊ノ辺ニテ武士現甲三十騎バカリ」集まったとする。次に人名については、〈覺〉のみが〈盛〉と同じ難波・妹尾（瀬尾）をあげる。ただし、〈盛〉がこの後に描く難波と高範との格闘などを、〈覺〉は一切描かない。難波は難波経遠、妹尾は妹尾兼康であろう。この両者に加えて〈南・屋〉があげる伊藤景綱は、『保元物語』（金刀比羅本）上に清盛に従う兵に、「郎等には、季貞・貞能・盛国・盛俊・難波二郎（引用者注、経遠）・瀬尾太郎（同注、兼康）・古市伊藤武者（同注、景綱）・子息伊藤五・伊藤六……」（旧大系九五頁、なお、「難波二郎」ではなく「難波三郎経房」をあげる本もある）、『平治物語』（金刀比羅本）中で重盛に付く兵に「今度は難波二郎・同三郎・妹尾太郎・伊藤武者を始めて百騎計中にへだゝる」（旧大系二二六頁）とあるように、保元・平治の乱以来、平家に仕えていた。〈盛〉でも巻六「同人召兵」で重盛の召集に応じる兵として、「難波次郎経遠、妹尾太郎兼康、筑後守家貞、肥後守貞能等ヲ始トシテ」（一―三九八頁）と並んであげられている。また平家物語諸本では、清盛の命に従い成親を拷問した人物として名が挙げられ、重盛に「田舎者」（鬨・延・長・盛・屋・覺・中）として非難されている。「経遠・兼康が大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ希恠也。重盛ガ還聞所ヲバ、争カ可憚、哀景家・忠清ナンドナラバ、イカニ仰ヲ承リタリトモ角ハヨモアラジ。カタ田舎ノ者ハ懸ルゾトヨ、ト仰ラレケレバ、大納言引張タリケル備前国住人難波二郎経遠、備中国住人妹尾太郎兼康、恐入テゾ候ケル」（〈盛〉巻五「小松殿教訓」1―三三七―三三八頁）。しかし二人は重盛の戒めを恐れながら、清盛の命に従い成親を打つこ

となる。「入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ。二人ノ武仰奉テ、一間ヨリ引出シ奉テ壺ノ内ニ召居、数ノ楯ヲ支度シタリ」(《盛》巻六「大納言言立」1―三七六頁)。難波経遠は、生没年不詳。右引用にあるように「備前国住人」。本姓を田使とし、「田使首系図」によれば、備前国津高郡駅家郷の難波に住した(目下力、一六七頁)。成親は備前国で死去するが、目下は、成親が『公卿補任』には「於難波薨」とあり、難波氏が成親の痛ましい死と共に人々の脳裏に深く刻み込まれたことは想像に難くない。『平家物語』における難波次郎経遠は、成親を死に至らしめた後、それまで頻繁に登場していたにもかかわらず、忽然と姿を消してしま「うのであり、「何よりも成親殺害者としての経遠の姿が、広く巷間に行きわたっていたからであろう」と指摘する(二六一―二六三頁)。なお、三郎経房は、『平治物語』において源義平を処刑したために、死後雷となった義平に殺されたとされるが、古態本にはこれを経遠とするものもある。目下はこれを「悪源太雷化説話が増補される以前には、悪源太の切り手が難波次郎であった」からではないかと推測する(二六四頁)。こういった難波氏、また経遠に対するイメージが、この後の報復場面における《盛》独自の経遠の描写、すなわち、太刀を振るって基房の車に襲いかかり、高範の髻を切って「是ハ汝ヲスルニハ非ズ」と罵る「浅増ト云モ疎」なる経遠像を作り出していると考えられよう。次に妹尾兼康は、生年不詳、寿永二年(一一八三)没。右引用に「備中国住人」とあった。《寛》「妹尾最後」で「兼康が知行仕候し備中の妹尾は、馬の草飼よい所で候」(下―九四頁)とあるように、備中国妹尾郷の武士である。平家物語では右の他にも捕らえられた成

経を預かったり、大和国檢非違使として興福寺大衆の蜂起に当たるなど、活躍を見せる。源義仲に捕らえられた後、恭順を誓ったと思わせ、義仲を討とうとするが息子と共に討ち死にする。このように、難波も妹尾も、平氏軍制の中核を担うようなことはなく、警察力的な、あるいは近習的な働きをするのみであった(西村隆一五九―一六〇頁)。彼らが平氏の家人になったのは、平氏の山陽方面における海賊追討等を通してと考えられる(元木泰雄②六頁)。○重盛ハユ、シク大様ノ者ニテ：ここで清盛が、重盛に対する評を述べるのは《盛》のみ。重盛と対比させつつ、清盛の短慮さを強調しようとの意図によるのである。「ユ、シク大様ノ者」との評は、清水寺炎上に際して六波羅に御幸した院への不審の念を漏らす清盛に対して、重盛がこれを諫めた時に、こうした重盛の態度に対して清盛が語った言葉で、《四・闕延・長・南・屋・覚・中》にも見られる(本全釈七―五〇頁参照)。その時の評を、《盛》は再度取り込んだのであろう。しかしながら、以下に続く清盛の言葉は、「資盛〓平殿上人」対「基房〓殿下」という天皇を頂点とした身分秩序においてのみ事件を捉える重盛に対し、他家の目に映る平家対撰閥家という構図を意識する清盛という、両者の根本的な認識の相違を明らかにする(次項参照)。○子ノ恥ヲモ親ノ嘖ヲモ不知、様々制止ツレ共、他家ノ人ノ思ハン事コソ愧シケレ《盛》の独自異文。重盛は、子の資盛の受けた恥や、親である私の怒りをも理解することなく、報復は無用とあれこれと制止したけれども、他家の人々がこれをどのように思うであろうか考えると恥ずかしい、の意。前段の父清盛への教訓を受ける。ここでは、資盛が下馬の礼を取らなかったことをとがめられたのは、供をしていた武士たちの不心得

であり、「資盛全ク恥ニテ侍ルマジ」とあった。また、清盛の怒りに対しても、「誠ニ武士ナンドニ合テ、懸目ニ合タラバ、御鬱深レベシ。上下品定レリ、不及敵論。撰祿ノ臣ト申ハ、忝モ春日大明神替入セ給テ、君ト共ニ国ヲ治メ、民育マシマス。尤可奉仰御事也」と批判されていた。重盛の論理が観念的な身分秩序論であるのに対し、清盛の行動原理は、こうした事態を見て「他家ノ人」が平家を軽んずるのではないかという点にあることが、この一節からは読み取れる。○共ニアラン者共ガモトバリキレ「共ニアラン者共」とは、基房の前駆や御隨身たちのこと。髻を切ることは、俗世との縁を絶ち出家することを示した。したがって、貴族や武士にとって髻を切られることはこの上ない屈辱であり、平生通り世間と交われないこととなる。〈盛〉巻四・師高流罪亘「山上ニハ、時忠登山アラバ、速ニモトバリヲ切、湖水ニハメヨナンド僉議スト聞ケリ」（一―二六三頁）。在原業平が二条后を盗んだ際、基経に髻を切られたために「髪を生す程、歌枕を見ると称ひて、関東に発向す」（『古事談』巻一―二七、新大系一五五頁）とする説話など、髻を切られることで恥辱を受ける例は多数。そのため次段で、髻を切られた多田源三藏人は出家を選ぶことになる。広川二郎参照（七四―七七頁）。○難波・妹尾ハ興アル事ニ思テ、内々有其用意〈盛〉の独自異文。先に、難波や妹尾は、清盛の仰せ以外「恐シキ事ナシト思テ、前後ヲ不知ケル」者達として紹介されていたが、そうした人物像がここではより強調して記されている。○関白殿 この時基房はまだ撰政で、三年後承安三年（一一七三）に関白となっている。この前後には「撰祿」「殿下」と記されており、次段では「撰政殿」としているのに、ここのみ「関白」とするのは疑問（た

だし、前段で清盛が乗合事件に怒りを示す際に、「縦撰政関白ニオハス共」と表現している）。諸本も「殿下」「松殿」「撰政」などとする。〈長〉もこの場面では「殿下」と記すが、先の乗合事件の際には「時のくはんばく松殿基房」（一―五七頁）としている。なお、この事件について記す『愚管抄』巻五では「関白、嘉応二年十月廿一日、高倉院御元服ノ定ニ参内スル道ニテ、武士等ヲマウケテ前駆ノ髻ヲ切テシナリ」（旧大系二四六頁、後掲「秘本云…」項参照）としており、〈盛〉が『愚管抄』等を参照していることと見られることからすると、記事を再構成するに際して参照した記事の表現が入り込んだ可能性も考えられよう。○同十月廿一日ニ主上御元服ノ定アルベキニテ 底本は欠くが、〈逢・静〉には当該記事が見られることから、底本の誤脱と考えられる。校異17参照。報復が行われた日を、高倉天皇の元服の儀があった十月二十一日とする点、諸本同。『玉葉』「此日依可御元服議定」、申刻着束帯、参大内。源中納言雅頼来会陽明門下、相共経一、花徳門・南殿御後等、参殿上方。余参御前、暫候之間、或人云撰政参給之間、於途中有_レ事帰給了云々。余驚遣_レ人令_レ見之処、事已矣。撰政参給之間、於大炊御門堀川辺、武勇者数多出来、前駆等悉引_レ落自_レ馬了云々。神心不_レ覚、是非不_レ弁。此間其説甚多。依撰政殿不_レ被_レ参、今日議定延引之由、光雅来示、上皇御下向之後、可_レ被_レ定_レ日云々。○大内ノ御直廬ヘト思食テ…直廬は、「ぢぎろ」とも「ちよくろ」ともよむ。「皇親や主要な臣下が宮廷内に与えらるる個室。皇太后、女御、東宮、親王、内親王、撰関、大臣、大納言などが休息・宿泊・私的な会合などに用いるが、撰関の場合はここで政務を執ることもあった」（『日国大』）。高倉天皇の居所は、関院が撰政

基房の大饗の挙行により、閑院を摂政に返還するため、九月二十七日に内裏に移っていた（詮問直樹一六五頁）。なお、この時予定されていた議定は、殿下直慮定のことであろう。殿下直慮定とは、「天皇が幼少で踐祚した時の即位・元服・大嘗会など、幼主個人に関する問題に限定して行われる議定」（下郡剛六九頁）。ところで、諸本では「主上ノ明年ノ御元服ノ加冠拜官ノ為ニ、今日ヨリ大内ノ御直慮ニ七日候ハセ御坐ベキニテ」（《延》五六ウ〜五七オ）などとして、高倉天皇の元服定のために内裏に向かったとあるが、《盛》の内、底本はそれを記さないため、なぜ「常ノ御出仕ヨリモ花ヤカニ」直慮に向かったのかわからず、後の「撰政殿角事ニ合セ給ケレバ、廿五日ニ院ノ殿上ニテ御元服ノ定アリ」との対応に欠ける。以上からも当該記事は、底本の誤脱であることが確認できよう。後掲「廿五日ニ院ノ殿上ニテ御元服ノ定アリ」項参照。なお、内裏における撰関の直慮は、宣耀殿（《山槐記》保元四年正月七日条）、飛香舎（《兵範記》仁安三年正月九日条）など、一定ではない。『愚昧記』嘉応元年正月九日条に「《参直慮路事》経本路出宣仁・花（和）徳等門、更入北小門、経承香殿間参直慮」とあり、除目の行われた宣陽殿議所から宣仁門↓和徳門↓北小門↓承香殿間を経た先に基房の直慮があったということになる。同じく『愚昧記』仁安三年十一月廿日条にも「出花（和）徳門北行、更入北小門、経承香殿間参着直慮座」とほぼ同様の経路が記されている。仁安三年正月段階の直慮は飛香舎（《兵範記》仁安三年正月九日条）であったので、仁安三年十一月段階でも飛香舎であった可能性は強く、さらに同じ経路で示されている嘉応元年正月段階でも、同じく飛香舎であった可能性が強いが、確証は無い。○常ノ御出仕ヨリモ花ヤカニ、前駈・

御隨身殊ニ引繕セ給テ 高倉天皇の元服定のため、基房がいつもの出仕よりも華やかに装って出かけたとするのは、《闘・延・長・南・屋・覚・中》にも見られる趣向。それは丁度、鹿谷の謀議が露顕して己の身に危険が待ち受けているとも知らずに、「上キヨゲナル布衣タヤヤカニキナシテ、雑色、牛飼ニ至ルマデ、常ノ出仕ヨリハ少シツクロヒタル牀ニテゾ被出ケル」（《延》卷二一六ウ〜一七オ）と記される成親の造形に通う。○中御門東洞院ノ御宿所ヨリ、大炊御門ヲ西へ御出ナル。堀川猪熊ノ辺ニテ 諸本それぞれの記事内容を、①清盛の侍の待ち受け場所（報復場所と異なる場合）、②基房が出立した場所（松殿）、③基房の進路、④報復場所（待ち受け場所と異なる場合）、⑤報復場所（待ち受け場所と報復場所と同じ場合）に整理して検討を加える。犬井善壽が諸本を比較しているが、右の区分に従うと以下のとおりとなる。

①待ち受け場所（報復場所と異なる場合）	〈延・長〉「中御門猪熊辺」（《延》五六ウ） 〈屋〉「中ノ御門猪熊堀河ノ辺」（五〇頁）
②出立点	〈四・闘・盛〉「中御門東洞院ノ御宿所」（《盛》） 〈延・長・南・屋・覚・中〉ナシ
③進路	〈四・闘〉ナシ、〈延・長・南・屋・覚・中〉 「中御門ヲ西へ御出」（《延》五七オ） 〈盛〉「大炊御門ヲ西へ御出」
④報復場所（待ち受け場所と異なる場合）	〈延・長〉「猪熊堀河ノ辺」（《延》五七オ） 〈屋〉「中ノ御門堀河」（五〇頁）

⑤報復場所（待ち受け場所と報復場所とが同じ場合）	〈四・鬪〉「大炊の御門猪熊の辺にて」〔四三一左〕 〈盛〉大炊御門の「堀川猪熊ノ辺」 〈南・覚・中〉中御門の「堀河猪熊ノ辺」〔南〕
--------------------------	--

まず②について、〈盛〉のように基房の邸宅、すなわち松殿の位置を示すのは他に〈四・鬪〉。但し、基房が、松殿に移り住んだのは、三年後の承安三年（一一七三）のことであった。当時の基房亭は、閑院『玉葉』嘉応二年九月二十七日条によれば、基房の大饗の挙行のため、内裏に使用されていた閑院は基房に返還された。他に三条南高倉東亭があった。基房への狼藉を知った兼実^{（兼実）}は基房亭を訪れているが、十月二十一日条によれば、「参撰政御許」〔閑院第〕とある。「資盛乗云狼藉」の注解「号松殿」参照。次に③で基房が大炊御門を西へ進んだとするのは〈盛〉のみ。ただし進路を記さない〈四・鬪〉も、⑤で「大炊御門猪熊辺」で報復に遭ったとしているのだから、〈盛〉と同様、大炊御門を西に進み、その後郁芳門から入ろうとしたと考えているのである。すなわち、松殿の南にある大炊御門を西へ進み猪熊・堀河の辺りで報復に遭ったとするのが〈四・鬪・盛〉で、松殿が北面する中御門を西へ進み猪熊・堀河辺りで報復に遭ったとするのが〈延・長・南・屋・覚・中〉ということになる。冒頭の注解「サレ共」項で引用した『玉葉』に、「於大炊御門堀川辺、武勇者数多出来」とあったことは、前者の〈四・鬪・盛〉と合致しよう。なお、後者の〈延・長・南・屋・覚・中〉では、〈延〉「今度ハ待賢門ヨリ入内アルベキニテ」、〈覚〉「今度は待賢門より入御あるべきにて」のように、待賢門より内裏に入るために、そこに至る中御門を通ったことになっている。なお犬井は、

乗合事件と報復事件を合わせて、読み本系から語り本系へ、より内裏に近い場所を設定するように改変がなされていると見る。ただしこれは、〈鬪・盛〉を除く読み本系が総じて乗合事件発生を「院御所法住寺殿」より「中御門東洞院」（＝松殿）へ還御の途中としているのに対し（鬪）は語り本系と同様に高倉天皇元服の議定のための参内途中、〈盛〉は法勝寺からの還御途中とする）、語り本系が、「内裏」に参内の途中とし、「内裏」を里内裏である「閑院」ではなく、大内裏内の「内裏」と誤解したために生じた事件発生場所の改変とみられる。他方、『玉葉』では「大炊御門猪熊辺」とされる報復事件発生場所については、多くの諸本が「中御門」の「堀河猪熊」ないし「堀河」辺とするが、これらは基房の居所を松殿と誤解したために、参内の最短ルートとなる合理的な道順を求めての改変であろう。〈四・鬪・盛〉は『玉葉』と同様に「大炊御門」の「堀河猪熊」辺とするが、松殿から参内の途中とした場合、逆に道順に不自然さを生じてしまう結果となっている。〈盛〉は、いずれの事件においても、少なくとも『玉葉』との比較において、記録に基づいた設定に改めていると考えられるだろう。ただし、基房の居所を松殿としているため、乗合事件発生時の遭遇場所「三条京極」（史実としては帰郷先は三条万里小路第か）、報復事件の「大炊御門」「堀河猪熊」辺（史実としては出発地点は閑院第）のいずれの場合も、道順に不自然さを感じさせる結果を生じている。○兵具シタル者三十騎計 この人数については、「難波・妹尾二下知シ給ケルハ」項参照。○前駟等ヲ擲捕ケリ この記事からも、清盛（『愚管抄』では重盛）の怒りと報復の対象が、基房の前駟・隨身たちに絞られていたことが窺える。武士から与えられた恥辱には、武士世界の

習いを通して武士たちに徹底的に報復するというのが、今回の報復事件であったと見られる（生形貴重①八〇―二頁、②）。平治の乱で信頼が、鹿谷の乱で成親が、貴族でありながら処刑されたのは、彼らが武的存在であると清盛によって見られたがための処置であるとの近時の見方（元木泰雄①六六頁、一五六―一五七頁）からすれば、実際の報復行為にも、そうした武士の論理が強く働いていると見ることが出来るようか。ただし、高範の髻を切るに際して「是ハ汝ヲスルニハアラス」と語らせていたり（〈延〉「是ハ汝ガ本鳥ヲ切ニハ非ズ。主ノ本鳥ヲ切ル也」（五七オ）、〈寛〉「是は汝がもとゞりと思ふべからず。主のもとゞりと思ふべし」（一一四一））、基房の車自体にも暴行を加えたとしているところからすると、〈盛〉ほか『平家物語』諸本では、これを基房本人に対する報復と位置づけていると考えるべきだろう。

○安芸権守高範バカリゾ… 以下「浅増ト云モ疎也」まで、格闘の末高範が髻を切られる話は諸本に描かれるが、諸本により人名表記は異なる。〈四〉「蔵人高範」、〈闘〉「蔵人大輔高範」、〈延〉「藤蔵人大夫高範」、〈長〉「藤蔵人の大夫たかのり」、〈南〉「藤蔵人高範」、〈屋〉「藤ノ蔵人大夫高範」、〈寛〉「藤蔵人大夫隆教」、〈中〉「とうの蔵人の大夫たかのり」。高範は未詳。〈校注盛〉は「醍醐源氏、蔵人高基の男高範か。蔵人安芸守従五位下」とするが、〈延全注釈〉は、〈延〉等に「藤（藤原の略）」とあるので当たらないとする（一―三三八頁）。しかし、日下力は、『兵範記』に源高範が、藤原忠通・基実父子の前駆を頻繁に務めていることが確認できることなどから、源高範が当該人物で、藤原氏とするのが誤伝であろうと指摘する（『平家物語大事典』三五七頁）。この点につき、『蔵人補任』（統群書類従完成会）は、『本朝世紀』久安二

年（一一四六）一月五日条に見る「従五位下高階高範（蔵人）」に対し、高階は源の誤りとし、同年一月二十三日条の「安芸権守従五位下源高範（蔵人賞）」のこととする。「安芸権守」が、〈盛〉に一致する点注意される。また、『蔵人補任』（康治元年・二年条）によれば、同時期に藤原隆憲がいる。この藤原隆憲の存在が、源高範を藤原高範と誤らせた原因と考えることはできないであろうか。なお、隆憲の父は顕能母は源師頼の女（〈尊卑〉2―九六―九八頁）、康治元年（一一四二）十月十日六位蔵人、十二月二十一日兼左近将監となっている。ところで、事件の翌日、『玉葉』は耳に入った詳細を次のように書き留めている。「昨日事、巷説種々。但前駆五人之中、於四人者、被切二本鳥了。又隨身一人同前。髻五六許于今在大路。見者所談也。前駆五人（高佐・高範・家輔・通定、六位一人不知名、此中、通定一人不_レ失_レ髻云々。於武勇之家、異_レ他歟、如_レ夢如_レ幻」。ここに前駆の一人として「高範」の名が見える。なお、諸本では「藤蔵人大夫高範ガ本鳥ヲ切ケル時ハ、是ハ汝ガ本鳥ヲ切ニハ非ズ、主ノ本鳥ヲ切ル也ト云メテゾ切ケル」（〈延〉五七オ）程度しか記されないのに対して、〈盛〉は相手役に前述の難波経遠を配し、その攻防を記すなど、記述が詳細である。諸本により、高範をはじめ陵辱の目にあった基房の隨身・前駆の取り上げられ方には相違がある（丸数字は記述の順序）。

〈四〉	〈鬪〉	〈延〉	〈長〉	〈南〉	〈屋・中〉	〈覚〉
①前駆六人のうち、高範・多田源三、本鳥切らる。	①前駆六人のうち、高範、本鳥切らる。	②十九人のうち、高範、本鳥切らる。	①前駆六人のうち、高範（たか範、本鳥切らる。）のり、本鳥切らる。	①前駆のうち、高範、本鳥切らる。	①前駆のうち、高範、本鳥切らる。	②その中のうち、高範、本鳥切らる。
②隨身十人のうち、右先生武朝、本鳥光本鳥切らる。	②隨身十人のうち、右先生武朝、本鳥光本鳥切らる。	①右府生武朝、十九人本鳥切らる。	②隨身十人のうち、右府生武朝、本鳥切らる。	②隨身十人のうち、右府生武朝、本鳥切らる。	②隨身十人のうち、右府生武朝、本鳥切らる。	①隨身十人のうち、右府生武朝、本鳥切らる。
		③通貞、逃れて無事。				

このように、〈四・鬪・長・南・屋・中〉は、まず前駆に焦点を当てて高範を取り上げ、次に隨身に目を移して武基（武朝・武光・武元）を取り上げている。これに対して〈延・覚〉は異なる。〈覚〉は隨身の武基、さらに隨身の降教を取り上げる。〈延〉は前駆・隨身の区別を示さず、武光、高範の順に取り上げる。〈延〉では、先の清盛の命令に、「前駆、隨身等ガ本鳥切レ」に続いて「殿下ノ御出ニ御隨身廿人ニハヨモ過ジ」とあり、これが報復場面で髻を切られた「右ノ府生武光」を始めとした「十九人」の数に符合することからすれば、〈延〉では武光や高範、逃れた通貞もまた隨身と見なされているのである。しかし、『玉葉』に見るように、高範や通貞は前駆であり、山下宏明も

〈覚〉のように、隨身に「大夫」である降教が含まれることはおかしく、改変したものとす（一四五―一四六頁）。一方で〈盛〉は、①高範本鳥切られる。②左近将監盛佐、搦められる。③隨身の忠友、鏑矢を射かけられる、となっていて、特徴的である。〈盛〉は高範を前駆とも隨身とも明記せず、また諸本が「蔵人大夫」とするのに対して「安芸権守」とする。先に見た『本朝世紀』等の史料から情報を得たのであるうか。○式部太輔長家、刑部太輔俊成、左府生師峰等モ、本ドリヲキラル 〈盛〉の独自異文。三人とも未詳。「安芸権守高範バカリゾ」項に引用した『玉葉』記事の、髻を切られた前駆の中には見られない。『式部省補任』（八木書店）によっても、式部大輔長家の名はなく、虚構の可能性が大きいであろう。〈角古大〉は、隨身を、「平安時代、貴人の身辺警備のために、勅宣により供奉する近衛府の官人および内舍人。細纓・老懸の冠をかぶり、褐衣・狩袴を着し、弓を持ち、胡籙を負い、太刀を帯びるのが普通の服装であった」「人数については、時代によって異なる」として、『弘安礼節』「隨身 太上天皇十四人。将曹一人、府生二人、番長二人（以上騎馬）、近衛八人（歩）。撰政関白十人。府生二人、番長一人（以上騎馬）、近衛八人。大将・大臣八人。納言・参議六人。中将四人。少将二人。諸衛督四人。佐二人（統群書二七―四二頁）を引く。他に「拾芥抄」も同様である。〈四・鬪・長・南・屋・覚・中〉（〈鬪〉は「隨身*人/内」とするが、*部に「十」の脱落があるう）が「隨身十人」とすることは、この『弘安礼節』に「撰政関白十人」とあることと一致する。中原俊章によれば、近衛舍人として評判を得るためには、容儀に優れると共に、諸芸能、例えば弓、馬芸、舞、楽等に堪能であることが必要とされたが、その

中でも特に馬芸が重要視された。摂関家の隨身としては、忠実・忠通の頃には秦氏と下毛野氏が勢力を二分していたが、基通の代になると、隨身は完全に下毛野氏が占められるようになった(六三〇―七三頁)。

なお、前掲表に見るように、〈延〉を除く諸本は、隨身のうち右府生武基(武朝・武光・武元)が髻を切られたとする。府生は六衛府の役人の一人で、『弘安礼節』にも「府生二人」とある。山下宏明は、府生は卑賤の官ではあるが、『職原鈔』の「府生」項に「大将判授之」とあるように選ばれた者であり、隨身の中では代表格であったとし、「隨身の中の府生にまで手が及んだとする所に、報復の意趣の深さを描いている」(一四五頁)と指摘する。〈盛〉のみ「右府生武基」を引かないことは注目されようが、ここに名が見られる「左府生師峰」も事情は同じであり、隨身の一人であったろう。ただし、「式部大輔」「刑部大輔」は五位の官職であり、隨身とは考えられないため、前駆と考えるべきか。なお、この報復の際髻を取られた者達について、〈延〉では、「右ノ府生武光ヲ始トシテ、引落ク十九人マデ本鳥ヲ切ル」(五七オ)、「カ、リケレバ、通貞計ハ通レテ、残リハ恥ニゾ及ビケル」(五七ウ)と記すように、多くの者達が髻を切られたり、陵辱されたとする。一方〈長〉では、「前駆、御隨身共、れうりやくして、前駆六人、次第に本鳥をきりてけり。…隨身十人が内、右府生武元、同く本鳥をきられにけり」(一―五九頁)と、〈延〉に較べると数は少ない。〈四・盛〉については、次節の注解「実や殿下ノ御伴申タル人々、皆モトヅリ被斬タリト云間エアリ」参照。○結句車ノ物見打破、太刀長刀ヲ進ケレバ、只夢ノ御心地ゾシ給ケル 前駆や隨身にばかりでなく、基房の乗った車にまで乱暴狼藉が及んだことを記すのは、〈延・

長・南・屋・覚・中〉。さらに、〈延・長・中〉では、供奉の殿上人にまで狼藉が及んだとする。〈延〉「殿下ハ、御車ノ内ヘ弓ノハズヲアラ、カニツキ入クシケレバ、コラヘカネテ落サセ給テ、アヤシノ民ノ家ニ立入セ給ニケリ。前駆、御隨身モイツチカ失ニセム、一人モ無リケリ。供奉ノ殿上人、或ハ物見打破ラレ、或ハ鞆ムナガヒ切放レテ、蜘蛛ヲ散スガ如ク逃隠レヌ」(卷一―五七ウ―五八オ)、「覚」「其後は御車の内へも、弓のはずつき入れなごりして、すだれかなごり落し、御牛の鞆・胸懸きりはなち、かく散々にしちらして、悦の時をつくり、六波羅へこそ参りけれ」(上―四一頁)。〈盛〉の「只夢ノ御心地ゾシ給ケル」の主体は基房。『玉葉』嘉応二年十月二十二日条に、目撃者の談によって事件の詳細を記した後、「於武勇之家異他歟、如夢如夢」とあるのを受けたか。「太刀長刀ヲ進ケレバ」は、〈盛〉の独自異文だが、先の〈延・覚〉等に、牛車の物見の窓が破られ、弓のはずを突き入れたりする狼藉が行われたことが記されるように、〈盛〉の場合も、太刀や長刀が車の中に突き入れられたことを言うのか。なお、実際には殿下自身にもこうした狼藉が行われたかは不明だが、『玉葉』にはそうした記載は一切見られず、『平家物語』の虚構である可能性が大きいようである。史実としては、報復の目的は、あくまでも資盛に乱暴をはたらいた前駆や隨身に向けられていたと考えられるか。注解「前駆等ヲ搦捕ケリ」参照。○高範御車ヲ廻テアツリ禦ケルヲ…高範がこの時髻を切られたことは、いずれの諸本も記すが、その時の様子を詳細に記すのは〈盛〉のみ。注解「安芸権守高範バカリゾ…」参照。なお、〈盛〉の場合、経遠の攻撃目標は、高範の髻ではなく、この後に「難波太刀ヲ振テ御車ニ向ケリ」とあるように、基

房への狼藉にあったかのように読める。○心ウサノ余ニ「心うし」は、情けない、つらいの意だが、そこからさらに「いとわしい。面白くない。遺憾である」の意となる（〈日国大〉）。ここも高範の、あまりの狼藉に耐えかねて、という心境を表すのであろう。○スクヤカ者「すくやか」は、「すくよか」また「すこやか」で、強く元気な様子。『義経記』巻六「健者にてある間、左右の腕を挙げて、家を引上げつと出でて」（旧大系二四七頁）。「健やか者」としての用例は室町期を下るか。平安期には多く「すくよか」が用いられるが、その語義は「I 人との応接における言動に関して、内心の感情を押さえ、表向きの立場を分別して理性的に振舞うさまを、内心との対比において表す。また、常にそののできる人の性格をいう。II 人の身心の状態について、不安定・不健康であった経緯を踏まえて、それと対比的なある時点での安定した健全な動作・状態を表す。III 衣服・書状・絵に描く山容について用いられた少数例についても、それらの用い方・描き方が、公的・儀礼的・様式的であるさまを、私的・日常的なものとの対比において表している」（和田利政）。中古末には「すくやか」が多く用いられるようになるが、その語義は次第に気力・腕力・体力の強さを表すようになっていき、現代の「すこやか」につながっていく。○顛〈名義抄〉「カハチ」（仏下本二九）。天正本『和名類聚抄』巻三「和名加波知」（『古写本和名類聚抄集成』第三部、七四頁）。類骨の辺り。「かまち」とも。○郎等主ヲ助ントテ、高範ガ本ドリヲ取引上タリ　ここで郎等らが高範の髻を取って引き上げたのは、高範の髻を切り取るためではなく、高範を主の経遠から引き離すために髻を掴んだのである。経遠等の攻撃目標は、あくまでも基房にあったので

あり、故にこの後に、高範の髻を切る際も、「是ハ汝ヲスルニハ非ズ」と言ったとするのであろう。ちなみに、髻をつかむという行為について、広川二郎は、単に物理的に相手を捕まえるというにとどまらず、精神的な自由を奪うという「捕縛の象徴のような意味をもっていたのではないか」（七九頁）と指摘する。「中世には髻に対し禁忌の觀念があり、神聖視されて」（七七頁）おり、「合戦の場において首を切られるイメージ、刑罰の場において自由を奪われるイメージ、そして化物の登場のイメージ」など、「具体的身体感覚に基づいた認識」が、「髻に対する禁忌の觀念の背景に存在していた」（八二〜八三頁）という。○驛返テ「驛」三卷本『色葉子類抄』に「ハヌ 馬突也」（ハ辞字・上二九〇四）、〈名義抄〉に「ハネムマ」（僧中一〇七）、『書言字考節用集』に「ハネル」（言辞門、第九冊二一・二二）とあり、『邦訳日葡辞書』には「Famecyexi. su. citta. (略) 復讐などをしてやり返す、あるいは、反対に仕返しをする。また、下から上へひっくり返す、または、転回させる」（二〇四頁）とある。〈蓬・静〉のように「はねかへして」とよむのが妥当だろう。○手取足取セ、リ倒シテ 手を取り足を取り自由を奪って、「寄ってたかって倒して」（校注盛）1—七七頁の意。「せせる」は『邦訳日葡辞書』に「Fitoio xexeru. (人をせせる) 人をしっこくついたりつねたりなどして、その人が理解するようにする」（七五七頁）とある。○是ハ汝ヲスルニハ非ズ 〈延〉「是ハ汝ガ本鳥ヲ切ニハ非ズ、主ノ本鳥ヲ切ル也」（五七〇）。「四・屋」にはこの言葉は見られないが、他の諸本は〈延〉とほぼ同じ。〈盛〉は、「主ノ本鳥ヲ切ル也」を記さないため、やや言葉足らずである。なお、〈盛〉では難波経遠が高範に発した言葉であるが、他の諸

本では〈盛〉のように詳細には記されていないため（「安芸権守高範バカリゾ」：項参照）、これが誰の発言であるかは示されない。○

左近将監盛佐ハ馬ヲ馳テ逃ケルヲ、打落テ是ヲモ擲テケリ〈盛〉の独自異文。〈校注盛〉は〈尊卑〉二一五〇頁の藤原北家良世流、駿河守行佐の息、「八条院判官代／散位從五下改盛佐」とある藤原親佐を該当させる。前掲『弘安礼節』であげられる隨身のうちには「将監」は見られない。中原俊章は「近衛舎人の代表である隨身も同じ従者として侍と比較されてよいが、昇進は普通六位の将曹までで、五位・将監・受領になることはめったにない」（一五頁）とする。なお、〈盛〉は、「是ヲモ擲テケリ」とするのみで、髻を取ったとは記さない。事実関係は不明だが、この後、髻を取ったと読むのであろうか。○御隨身忠友、馬ヨリ下テ御車ノ前ニ進テ：以下の忠友の逸話は〈盛〉の独自異文。忠友については未詳だが、『玉葉』治承二年十月二十日条に「関白隨身下藤中臣忠友来云」とあり、関白基房の隨身として中臣忠友の名が見える。同治承四年五月四日条には「次召府近衛中臣忠友賜之」とあることから、近衛府に勤めていたのだろう（前掲『弘安礼節』「隨身」に「近衛八人」とある）。なお、〈校注盛〉は「藤原氏南家真作流、右馬助忠行の男。從五位下」として、〈尊卑〉二一四四〇頁の藤原忠友を該当させている。○武士以鎬矢忠友ヲ射 忠友を征矢ではなく鎬矢で射たのは、射殺するためではなく、忠友のま近くに射て鎬矢の放つ音で怯えさせようとしたためか。清盛の命を受けた経遠の、基房主従への狼藉振りを強調して描こうとするのであろう。○松ノ出納「出納」は、「藏人所に属して雑務を扱うもの」で、「転じて、大臣家や寺でも同様の役を持つものと呼んだ」という（〈角古大〉）。「松の

出納」は、雑務担当者でこの時松明を扱っていた者を指すか（〈校注盛〉一七七頁）。○難波・妹尾カク振舞テ帰又「難波・妹尾二下知シ給ケルハ」項で触れたように、この報復の場面では、〈盛〉のみが一貫して平家の侍の代表として両者を取り上げている。○高範モト、

リキラレナガラ：高範が基房を探し出し還御に伴ったとする記事は〈盛〉の独自異文。〈盛〉以外の〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉では、〈延〉「御車副ノ古老ノ者ニ、淀住人因幡ノ先使国久丸」（〈覚〉「因幡のさい使、鳥羽の国久丸」という者が、基房を探し出したところ、「殿下ハアヤシノ民ノ家ノ遺戸ノキハニ立隠レテ、御直衣モシホトシテ渡ラセ給ケリ」（〈延〉卷一五八ウ）という状態であったという話を載せる。○御出ノ花声ナリツル御有様ニ：〈盛〉の独自異文。出立時は「常ノ御出仕ヨリモ花ヤカニ、前駈御隨身殊ニ引繕セ」ていたのに、帰ってくる時は高範と「只御車副二人、松ノ出納一人」の下部ばかりであった落差を強調する。「花声」は、「はなやか」とよむ（校異70参照）。〈屋〉「折節件ノ女房ヲ花声ニ出テ立テ」（抜書一〇九三頁。〈屋〉には、他に四例の「花声」がある）。〈名義抄〉「声花 ハナヤカナリ」（僧上五）。『平家物語』で「声花」を「ハナヤカ」とよむ用例は、〈闘・延・盛・屋・覚〉等にある。○内裏ニハ、左大臣経宗、右大臣兼実、内大臣雅通、大宮大納言隆季、左大将師長、源中納言雅頼、五条中納言邦綱、藤中納言資長、平宰相親範、修理大夫成頼、左大弁実綱卿：以下「依触申各被退出ケリ」まで、報復の描写の一方で内裏の様子を描くのは、〈盛〉のみ。以下、〈補任〉〈尊卑〉をもとに、ここに挙げられる公卿を確認しておく。①左大臣藤原経宗。卷一「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出。本全釈六一六〇頁

「右大臣経宗」項参照。仁安元年（一一六五）に左大臣に任じられる。
 ②右大臣藤原兼実。巻一「平家一門繁昌」で兄弟左右大将の例として既出。忠通の三男。生没、久安五年（一一四九）〜承元元年（一一〇七）。永暦二年（一一六一）に権大納言兼右大将、長寛二年（一一六四）に内大臣、仁安元年（一一六八）に右大臣となった。平家滅亡後、摂政・氏長者に就任する。前掲「サレ共」に引用した『玉葉』二十一日条から分かるように、当日兼実は参内して今回の事件を耳にしている。
 ③内大臣源雅通。村上源氏、雅定の男。子に通親。元永元年（一一一八）生。〈盛〉では、この記事が初出。他に一箇所（巻十二え―二八三頁）。仁安三年（一一六八）に内大臣に任じられる。安元元年（一一七五）病により没。天台座主明雲は甥に当たる。④大宮大納言藤原隆季。巻二「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出。本全釈六一六〇頁「右大臣経宗」項参照。仁安三年（一一六八）に権大納言に任じられる。⑤大納言左大将藤原師長。官位の順からは③雅通の次。④隆季の前が良い。頼長の二男。生没、保延四年（一一三八）〜建久三年（一一九二）。保元の乱により土佐国に配流されるが後に帰京。仁安元年（一一六八）に大納言となり、同三年には左大将を兼任している。後に太政大臣に昇任するも、清盛による治承三年のクーデターで尾張国に配流される。平家物語では「大臣流罪」に詳しい（〈盛〉巻十二「師長熱田社琵琶」）。⑥源中納言雅頼。巻二「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出。本全釈六一六〇頁「右大臣経宗」項参照。前年嘉応元年（一一六九）に権中納言に任じられる。前掲「サレ共」に引用した『玉葉』二十一日条では、事件の当日、兼実が陽明門で雅頼に会い共に参内したことが記されている。「源中納言雅頼

来、会陽明門下、相共経花徳門・南殿御後等、参殿上方」。⑦五条中納言藤原邦綱。官位の順からは⑤師長の次、⑥雅頼の前が良い。北家良門流盛国の息。生没、保安三年（一一二二）〜治承五年（一一八〇）。仁安三年（一一六八）に権中納言に任じられる。後、権大納言に昇る。元木泰雄③によると、『玉葉』に「出」自卑賤」（治承五年閏二月二十三日条）とされるように低い家柄であったが、藤原忠通の側近として頭角を現し、和泉守在任中に院や朝廷に対する莫大な経済奉仕によって位階を上昇、清盛とも近い立場にあり、清盛に献策して基実の所領を清盛女盛子に継承させたことは知られており（本全釈五―三三頁「近衛殿下基通公」項参照）、「平氏と摂関家を結合させる立役者であった」（七頁）と見られる。娘はそれぞれ六条天皇・高倉天皇・安德天皇の乳母となるなど、天皇家とも繋がりを持った。平家諸本でいくつかエピソードが描かれるが、〈盛〉でもこの後頼出し、「十一月十一日ニハ、五條大納言邦綱卿、郷内裏造出テ主上行幸アリ。彼大納言ハ大福長者ニテ、世ノ人大事ニシケリ」（巻二十三「自巖島還御」3―四二九頁）と富み栄えていたことが記される他、巻二十六「邦綱卿薨去」では、「同廿三日ニ重衡ノ舅、五條大納言邦綱卿失給ニケリ。太政入道ト契深ク志浅カラザリシ人也」（4―二二〇）〜二二二頁）として、逸話と共にその人物像を描き、「太政入道ト後生マデノ契ヤ深ク御座ケン、同日ニ病付、同月ニ失給ナルコソ哀ナレ」（二二七頁）と評する。⑧中納言藤原資長。権中納言の任官順からすれば、⑥雅頼の上位に位置する。巻二「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者として既出。本全釈六一六〇頁「右大臣経宗」項参照。永万元年（一一六五）に権中納言に任じられる。前掲「サレ共」に引用した『玉

葉』二十一日条では、兼実が当日内裏を退出した後、基房を訪問すると、資長のみがいたことが記される。「余退出之次、参撰政御許〔閑院第〕」。資長卿之外敢無人」。資長は、関白忠通の政所別当であり、その子基実の家司を勤めているように（菊池紳一、六二頁）、撰関家との関わりから、この時資長は基房のもとにいたのであろう。⑨平宰相親範。卷二「新帝御即位崩御」で二条院の葬儀参列者に「平宰相親範」として既出。本全釈六一八〇頁「右大臣経宗……」項参照。⑩修理大夫藤原成頼。参議の任官順からすれば、⑨親範の上位に位置する。北家顕隆流（葉室流）顕頼の息。生没、保延二年（一一三六）（建仁二年（一一〇二））兄に、平治の乱の際に二条天皇の内裏からの脱出に関わった光頼・惟方がいる（惟方は〈盛〉卷二「二代后付則天皇后」に既出。本全釈六一二頁）。⑦の藤原邦綱の娘を妻としている（尊卑）二一五四頁。仁安元年（一一六六）に参議、同三年に修理大夫に任じられている。その後も参議であったが承安四年（一一七四）には兄光頼の一周忌に出家、後に高野に隠遁し高野宰相入道と称された。平家物語では出家後の成頼が、清盛により後白河法皇が幽閉された折にこれを嘆き（〈盛〉卷十二「主上鳥羽御籠居御歎」）、また源雅頼の青侍が見た夢の夢解きをする（〈盛〉卷十七「源中納言侍夢」など、平氏政権に対して批判的な人物として登場する。①左大弁藤原実綱卿。北家公季流公教の息。生没、大治三年（一一二八）？（治承四年（一一八〇））。仁安二年（一一六七）に参議兼右大弁、嘉応二年（一一七〇）正月に左大弁に任じられている。後に権中納言となるが、治承三年の清盛のクーデターにより解任、翌年没している。以上のように〈盛〉の示す十一名の官職は、記載順に若干の乱れがあるものの、いずれも嘉応二

年時点において正確なものである。何らかの記録に基づいた記述か。○前大相国ヨリ内舍人安遠ヲ御使トシテ「前大相国」は藤原忠雅。卷一「忠雅播磨米」で五節で人々に囃された人物として既出（本全釈三三五頁「花山院入道太政大臣忠雅」参照）。仁安三年（一一六八）より太政大臣にあったが、嘉応二年（一一七〇）六月六日に上表辞退しているため、事件のあった同年十月時点では太政大臣はいない。次節で「撰政殿ハ十二月九日、兼宣旨ヲ蒙ラセ給テ、十四日ニ太政大臣ニナラセ給フ」とあるように、十二月十四日に基房が太政大臣となる。内舍人安遠は未詳。内舍人は「中務省に属する文官」だが、ここでは「内舍人の隨身」のことで、「撰政や関白などの大臣が、隨身として天皇から与えられる内舍人」（日国大）であるが、前太政大臣忠雅にも内舍人がいたのだろう。○光雅今夜ノ定延引之由 藤原（葉室）光雅は北家顕隆流（葉室流）光頼の息。〈盛〉では卷二「新帝御即位崩御」で、二条院の葬送の場所を定めるのに名が見える（本全釈六一五六頁「同廿九日……」項参照）。〈補任〉一一五一五頁に、「同（嘉応）二七廿六右衛門権佐、蒙使宣旨」（年廿二）とあり、この時右衛門権佐。前掲「サレ共……」項に引用した『玉葉』二十一日条にも、「依撰政殿不_レ被_レ参、今日議定延引之由、光雅来示」として、光雅がこの日予定していた元服定が延引される由を伝えたことが記されている。○大織冠ノ御影破レ裂タリケリ「大織冠ノ御影」は、多武峰の藤原鎌足の木像。これが破裂したことを記すのは〈盛〉のみ。この前の「撰祿臣ノ係憂目ヲ御覧ズルモ、直事ニアラズ、子細アランカ」とも対応し、大織冠像が破裂したことを撰関家の危機として示し、この後の政変の予兆とする。諸本では「大織冠・淡海公の御事は、あ

て申に及ばず、忠仁公・昭宣公より以降、摂政・関白のかゝる御目にあはせ給ふ事、いまだ承及ばず。これこそ平家の悪行のはじめなれ」（寛）上―四二頁）とするのがこれに当たろう。摂政・関白に危害を加えるに及んだことが悪行の始まりとされる。ただし、諸本と異なり〈盛〉はここで「悪行のはじめ」とはせず、巻二で独自異文としてあった基盛の郎等が関白基実の隨身を打擲した事件を「乱行ノ初」とする（本全釈六一―八頁参照）。多武峰の大織冠像は古来より鳴動・破裂を繰り返していたことが知られている。社廟の鳴動を災害や混乱の予兆とする例は多く、その代表として東山將軍塚が知られる。〈盛〉巻十六「將軍塚鳴動」には「去バ天下ニ事出来兵革興ントテハ、兼テ告知シムル習アリ」（二―五三五頁）という。多武峰大織冠像は、鳴動に加えて破裂があることが特徴である。近世に編纂された『大織冠神像破裂記附録』（以下『破裂記』）によると、「高倉院御宇。嘉応二年（庚寅）閏四月十三日破裂。同月二十二日告文使日向守藤原定長（甘露寺権右中弁光房第四子）時宰摂政関白前左大臣基房公。寺検校慶深」（大日本仏教全書「寺誌叢書」二五―三頁）とあり、乗台事件のあった嘉応二年にも破裂があったことが記されているが、古記録等では確認されない。大織冠神像の破裂について精査した黒田智は、建久八年（二一九八）成立の『多武峰略記』と『破裂記』を比較し、「鳴動や破裂は、天皇・摂関家をはじめとする藤原氏人・多武峯や興福寺等の氏寺・民を原因として起り、政治・社会秩序の危機を示す予兆とされた」（三三頁）としながらも、両資料には差異があり、「鎌足木像の破裂が、その対象を藤原氏人・氏寺から、国王・民衆にまで拡大し、実質的に広義の秩序に関わるイデオロギーへと変質した」（四頁）とする。

そして鳴動・破裂に触れる資料を基に「破裂を受容する側の意識が、一二世紀前半まで未定着で」（六八頁）あり、「破裂のイデオロギーが一定程度の定着を見るのは、一二世紀末以降のことと考えられる」（七頁）とする。さらに、破裂の定着化の画期となった十二世紀後半は、『破裂集』によると破裂の多発期であるが、その大半を同時代史料で傍証することは不可能であり、むしろこの時期には鳴動や怪異が多く見出される。ここから、十二世紀後半は、後代になって多武峰の示威のあり方を鳴動から破裂に転換させたことによって作り出された、架空の破裂多発期であった（一四頁）と、黒田は指摘する。〈盛〉の記述についても、嘉応二年時点で大織冠像の破裂が認知されていた可能性は低く、後代に作り出された架空の破裂の記録を参照していた可能性はだろう。○秘本云：ここに記される、報復事件の首謀者が清盛ではなく、重盛であったことは、次の『愚管抄』巻五の記事により知られている。「コノ小松内府ハイミジク心ウルハシクテ、父入道ガ謀叛心アルトミテ、「トク死ナバヤ」ナド云ト聞ヘシニ、イカニシタリケルニカ、父入道ガ教ニハアラデ、不可思議ノ事ヲ一ツシタリシナリ。子ニテ資盛トテアリシヲバ、基家中納言増ニシテアリシ。サテ持明院ノ三位中将トゾ申シ。ソレガムゲニワカ、リシ時、松殿ノ撰録臣ニテ御出アリケルニ、忍ビタルアリキヲシテアシクイキアヒテ、ウタレテ車ノ簾切レナドシタル事ノアリシヲ、フカクネタク思テ、関白嘉応二年十月廿一日、高倉院御元服ノ定ニ参内スル道ニテ、武士等ヲマウケテ前駟ノ髻ヲ切テシナリ。コレニヨリテ御元服定ノビニキ。サル不思議アリシカド世ニ沙汰モナシ。次ノ日ヨリ又松殿モ出仕ウチシテアラレケリ。コノフシギ、コノ後ノチノ事ドモノ始ニテアリケルニコソ」（旧

大系二四六～二四七頁)。〈盛〉もこのような記事に拠ったかと考えられるが、この時清盛が福原で逆修を行っていたことは『愚管抄』には記されていない。清盛は仁安四年(一二六九)春頃福原に退隠していたとされているが(高橋昌明八四頁)、報復事件の際に福原で逆修を行っていたことは確認できない。なお、〈盛〉の一段下げの記事、いわゆる別記文については、異本・異説等をあげる記事も多く含まれ、異

本云などの形で引かれることが多い。〈盛諸本の別記文については、日比野和子・岡田三津子が精査しているが、それによれば、「異本云」「異説ニハ」「或説云」などとして書き出すものが多く、「秘本云」とするのはこのみ。本文の記述と異なる説を挙げるこの箇所においては、「或説云」でも問題ないはずだが、「秘本云」という極めて特殊な表現を用いていることは注目される。

【引用研究文献】

- * 犬井善壽「内裏への途―『平家物語』巻一「殿下乗合」の作中場所の本文流伝―」(文芸言語研究・文芸編一九、一九九一・三)
- * 生形貴重①「猶武勇の他に異なるか―殿下乗合事件の一視角―」(大谷女子短期大学紀要三四、一九九一・三)
- * 生形貴重②「殿下乗合」再考―延慶本『平家物語』の一面についての覚書―(軍記と語り物一九、一九九三・三)
- * 岡田三津子『源平盛衰記』一字下げ記事の検討(神女大國文二二、二〇〇一・三)、『源平盛衰記の基礎的研究』和泉書院二〇〇五・2再録
- * 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その二―」(学習院史学一五、一九七八・12)
- * 日下力「平治物語」における悲源太雷化説の作出と「保元物語」「平家物語」(国文学研究六七、一九七九・3)、『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)
- * 黒田智「大織冠像の破裂と肖像―中世における肖像と「名付け」―」(年報中世史研究三三、一九九八)
- * 下郡剛『後白河院政の研究』(吉川弘文館一九九九・8)
- * 高橋昌明『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)
- * 詫間直樹『皇居行幸年表』(続群書類従完成会一九九七・12)
- * 中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館一九八七・2)
- * 西村隆「平氏家人」表―平氏家人研究への基礎作業―(日本史論叢一〇、一九八三・5)
- * 日比野和子「源平盛衰記に関する一考察―別記文について―」(名古屋大学軍記物語研究会会報二、一九七四・2)、『日本文学研究大成 平家物語I』国書刊行会一九九〇・7再録)
- * 広川二郎「服飾と中世世界―武士と烏帽子―」(『絵巻に中世を読む』吉川弘文館一九九五・12)
- * 元木泰雄①『平清盛と後白河院』(角川学芸出版二〇二二・3)

*元木泰雄②「福原遷都と平氏政権」（古代文化五七―四、二〇〇五・4）

*元木泰雄③「和泉守藤原邦綱考」（泉佐野市史研究三、一九九七・3）

*山下宏明「平家物語評釈 十三 殿下乗合（四）」（国文学解釈と鑑賞一九六九・4）

*和田利政「すくよか」考」（国学院大学大学院紀要（文学研究科）一四、一九八三・3）

平大納言重盛聞^レ之、涙グミ給ヒ、大息^トツキテ、「噫呼^ア、家門^{カモ}ノ栄花既ニ尽ナン」ト、アナガチニ被^レ歎ケレドモ、入道ハ「サテ^ニ物コリシ給ヘ」トゾ悦ケル。殿下^ノ御伴也ケル^ハ、田多源三藏人ト云者ハ、^{モト}モトゾリキラレタリケルガ、^{モト}モトゾリ被^レ斬タリト云聞エアリ。浅間敷事共ニコソ^ニ侍レ。哀某^ノ弓矢引繕^ル、院御所ニ^ニ參テ申ケルハ、「実ヤ殿下^ノ御伴申タル人々、皆^{モト}モトゾリ被^レ斬タリト云聞エアリ。浅間敷事共ニコソ^ニ侍レ。哀某^ノ弓矢ノ芸^ニ携^テ、雁俣^ヲ逆ニハグト申共、^本本取ヲ切^ル、^程程ニテハ、^人人ヲ^{スル}スルマデコソナクトモ、^命命生テ人ニ面^ヲ合セテシヤ。所詮不肖ノ身ヲ以テ出仕^ヲスレバ、^{コソ}、^左左様ニ^憂憂名ヲモ流シ候ヘ」トテ、御暇^ヲ申テ、出家シテ引籠ケルコソ、賢キ様ニテオカシカリケレ。

廿二日^ノ朝、六波羅ノ門ノ前ニ、オカシキ事ヲ^造造物ニシテ置リ。^土土器ニ^蔓蔓菜ヲ高杯ニモリテ、折敷ニスヘ、^五五尺計ナル法師ノ^ハハギ高ニ^カカ、ゲタルガ、左右ノ肩ヲ脱^テ、^キキル物ヲ腰ニ^巻巻集、箸ヲ取テ、ニタル蕪ノ汁ヲ差貫テ、カワラケノ汁ヲニラマヘテ立タルヲ造テ^置置ケリ。上下万人^ノ見レドモ、何心ト云事ヲ不知。小松殿へ人^參參テ、「係ル癖物コソ候」ト申ケレバ、「ア、心憂事也。ハヤ京中ノ^威威ヲモ^振振ベキ事ナルニ、思モ^ヨヨラズ、^撰撰録ノ臣ニ^奉奉^レ向、カ、ルオコガマシキ事、仕出タレバ、造物ニモ^セセラレケリ」トゾ、^口口惜被^レ仰ケル。

撰政殿、角事ニ合セ給ケレバ、廿五日ニ院ノ殿上ニテ御元服ノ定^{アリ}アリ。サテ有ベキナラネバ、撰政殿ハ十二月^二九日、兼宣旨ヲ蒙ラセ給テ、十四日ニ^太太政大臣ニナラセ給フ。十七日ニハ^御御悦申アリ。此ハ^明明年御元服ノ加冠ノ料也。平家ノ一類^{以外}以外ニ^苦苦咲テゾ^見見エケル。

【校異】 1 〈蓬・静〉「つき」。2 〈静〉「物懲し給へとぞ」。3 〈蓬〉「御供成ける」、〈静〉「御共成ける」。4 〈近〉「たの源三くらうど」、〈蓬〉「多田源三藏人と」、〈静〉「多田源三藏人と」。5 〈蓬〉「もとゝりを」、〈静〉「髻を」。6 〈蓬〉「終夜」なし。7 〈近〉「むすびつき」、〈蓬〉「ゆひつき」、〈静〉「ゆひつき」。8 〈近〉「けんもんしやの」、〈蓬〉「絹物紗の」、〈静〉「絹物紗の」。9 〈近〉「院の御所に」、〈静〉「院御所に」。10 〈近〉「まいつて」、〈蓬〉「参りて」、〈静〉「まいりて」。11 〈蓬〉「御供」、〈静〉「御共」。12 〈蓬・静〉「もとゝりを」。13 〈蓬・静〉「侍めれ」。14 〈静〉「狩俣を」。15 〈蓬・静〉「髻を」。16 〈蓬・静〉「程ならは」。17 〈近〉「人を人」とし、後の「人」に見せ消ち。18 〈蓬・静〉「するまでの事こそ」。19 〈近〉「あはせしゆつてんや」とし、「しゆつ」に見せ消ち。20 〈近〉「こそ」なし。21 〈蓬〉「うきめをも」、〈静〉「うき目をも」。22 〈近〉「さまにて」、〈蓬〉「やうにて」。

23 〈底蓬〉は以下「被^レ仰ケル」まで二字下げ。〈近〉は以下「腰ニ」まで一字下げ。校異32参照。〈静〉は以下「軍ニ」まで一字下げ。校異39参照。24 〈近〉「あした」〈蓬〉「朝」〈静〉「朝」。25 〈蓬〉「つくり者に」。26 〈静〉「伽婆羅器に」。27 〈近〉「まんさうを」。28 〈蓬〉「五尺斗なる」〈静〉「五尺斗なる」。29 〈蓬・静〉「脰高ニ」。30 〈近〉「からげたるが」とし、「ら」字に見せ消ち。右に「か」と傍記。31 〈蓬・静〉「衣物を」。32 〈近〉以下「セラレケリトゾ」まで一字下げにせず。ここから頁が変わったための過誤であろう。33 〈近〉「おきけり」。34 〈蓬〉「是を」。〈静〉「是を」。35 〈近〉「みてども」とし、「て」字に見せ消ち有り、右に「れ」と傍記。36 〈近〉「まいつて」、〈蓬〉「まいりて」、〈静〉「返りて」。37 〈蓬〉「笑種に」。〈静〉「咲草に」とし、その後には補入符あり、右に「成て」と傍記。38 〈静〉「腰擲と」。39 〈静〉は「被^レ仰ケル」まで二字下げにせず。ここから頁が変わったための過誤であろう。なお、〈近〉「あふてこそ」、〈蓬・静〉「あひてこそ」。40 〈蓬〉「甲をも」、〈静〉「甲をも」。41 〈近〉「ふるふへき」、〈蓬〉「振ふるへき」、〈静〉「振へき」。42 〈蓬・静〉「よらぬ」。43 〈近〉「せつろくの」、〈蓬〉「撰録の」、〈静〉「撰録の」。44 〈近〉「むかひたてまつり」、〈蓬〉「むかひ奉りて」、〈静〉「むかひ奉て」。45 〈近〉「しいてたれば」とし、「て」字に見せ消ち、右に「だし」と傍記、〈蓬〉「し出したれば」、〈静〉「し出したれば」。46 〈近〉「せられけるとそ」。47 〈近〉は「被^レ仰ケル」までの一行のみ一字下げにする。なお、「口惜」は、〈近〉「くちおしう」、〈蓬〉「くち惜く」、〈静〉「口惜」。48 〈蓬〉「元服の」。49 〈蓬・静〉「ありて」。50 〈近〉「かねせんじお」とし、「お」を見せ消ちとして「を」と傍記、〈蓬・静〉「かねて宣旨」。51 〈近〉「大じやう大じむに」。52 〈近〉「御」なし。53 〈近〉「あけんとし」、〈蓬〉「明年」。54 〈蓬〉「以外に」。55 〈近〉「にがわらひてぞ」、〈蓬〉「苦わらひにてぞ」、〈静〉「苦咲てぞ」。56 〈近〉「みえけり」。

【注解】○平大納言重盛聞之… 清盛の報復を描いた後、〈鬨・延・長・南・屋・覚・中〉は、重盛の関係者に対する処分、資盛への諫言を記す。〈延〉「設ヒ入道イカナル不思議ヲ下知シタマフトモ、争カ重盛ニ夢ヲバミセザリケルゾ」トテ、行向タリケル侍共十余人、被勘当ケリ」（五八オ）、「越前守ヲモ諫メラレケルトカヤ」（五八ウ）。こうした重盛像が、この後の、多田行綱の白状により成親を拷問せよとの清盛の命に対して、侍たちが逡巡して手心を加えたとする記事に繋がることになろうし（生形貴重①一二三頁）、重盛の「念ギ物具シテ参ルベシ」（〈延〉巻一四八ウ）との突然の命に対して、兵が我先にと馳せ参つたとする「烽火沙汰」に見る重盛像にも繋がっていいこう。これに対して〈四・盛〉は、重盛が歎息する様子のみを描く。〈四〉「小松

の大^ニ大臣^大に歎^ト無^シ甲斐^ニ」（三三三左）。このように〈四・盛〉が、報復に関係した侍達の処分記事を欠くのは、報復を図る父清盛に対し、〈鬨・延・長・中〉では、重盛の父への教訓だけであるのに対して、〈四〉では、「努々僻事不^レ可^ニ仕出^ス從^テ加^シ様^ノ事^ニ出来^テ成^ル」（世乱^ニ誠^ニ家人共^ニ）（三二右）と、重盛は家人達を先に諫めているし、〈盛〉でも同様に、「儲、侍共ヲ召テ「少キ者相具シテ、加様ノ事仕出シケル条以外ノ狼藉也」ト仰ケレバ、供シタリケル者共モ、皆恐入テゾ有ケル」（一―三三五頁）と、平家の家人達を諫めていることと関わろう。重盛は家人達に事前に注意を促したにもかかわらず、報復が行われたとするのである。なお、〈南・覚〉でも、父への教訓の後、重盛は侍達を呼び寄せて諫めているが、その侍達とは、「事にあふたる侍ども」

〈覚〉上一四〇頁）、つまり乗台事件の折の侍達であり、報復に関係した侍達ではなかった。また、〈屋〉の「召シ具シタリケル侍共皆召シ寄せ給テ」（四九頁）も、重盛が引き連れていた侍達で、やはり報復に関係した侍達ではなかったと読むのであろう。○サテ物コリシ給へ 報復の成果を聞いた清盛の反応は、〈鬪・延・長・南〉「ユ、シクシタリト被感ケリ」（〈延〉五八〇）、〈屋・覚・中〉「神妙なりとぞのたまひける」（〈覚〉四一頁）、〈四〉ナシ。「物コリ」は、「もの懲り」。「もの」は接頭語で、「これで懲りなされよ」の意か。○田多源三藏人 「田多源三」は、〈蓬・静〉の「多田源三」が良いだろう。多田源三については未詳。多田源三の出家譚を描くのは〈四・盛〉のみ。この他では〈延・長〉が藏人高範の出家譚を描く。〈延・長〉は報復の場面でも、高範が本鳥を切られる場面があり、呼応している。〈盛〉は報復の場面で、高範の奮闘を細かく描写しながらも、その出家譚は取り上げていないことになる。一方で、多田源三の名前は報復の場面では一切現れていないため、この出家譚には唐突の感がある。高範譚の再構成の折に、多田源三の名を落とした可能性があろう。これに対して〈四〉は報復の場面で「前駈六人内、藏人高範、多田源三藏人、本鳥被^り切^り」（三二左）と、高範と並んで多田源三も髻を切られたとしており、対応している。〈盛〉の場合、高範は、車に乗った基房を最後まで守り、髻を取られた後も、残った車副等と共に基房を撰政亭まで送り届ける等の活躍をしている。このように、〈盛〉の高範は、〈延・長〉のような芝居があった弁明を必要のない人物として描かれていると言えよう。こうした事情も、〈盛〉が、〈四〉と同様に出家譚を多田源三の話として記す理由となっていよう。○結統 「結

統」の訓、校異7に見るように、〈近〉「むすびつき」〈蓬〉「ゆひつき」〈静〉「ゆひつき」。〈四〉は「竟夜本鳥結付^て」（三二右）とし、〈延〉は高範出家の場面で「被切タリケル本鳥ヲ、カヅラヲタラシテ一夜ノ中ニ結ビツガセテ」（六〇オ。傍線部）〈長〉「むすびつがせて」（六一頁）としているように、一晩で本鳥を頭に結びつけて体裁を整えたのである。ここは「むすびつき」「ゆひつき」両様のよみが可能だろう。○絹紋紗ノ狩衣著テ、殊ニ引繕 「絹紋紗」は「顕紋紗」が良い。本全釈七―四四頁「白キ見紋紗ノ水干小袴ニ、藍摺ノ帷著テ」項参照。顕紋紗の狩衣とは、「殊ニ引繕」（〈四〉も同様。「衣^キ顕物者。狩衣^ヌ殊引^ツ刷^テ」（三二右））とするように、改まった服装とする意識があろう。但し、『装束集成』の「顕文紗狩衣」の項には、「雅抄云、けんもんさは、わかき、おさなき、おとな、いろこそかはれ、つねにきるものなり」（改訂増補故実叢書二四―三〇七頁）とある。○院御所ニ参テ申ケルハ 〈四〉は「参^テ御所^ニ申^{ケル}ハ」（三二右）。「御所」なら撰政家の御所の可能性もあり得るか。また〈延・長〉では高範が「藏人所」に参上したとする。○実ヤ殿下ノ御伴申タル人々、皆モト^ッリ被斬タリト云聞エアリ 〈盛〉では、殿下の御供をした人々は、皆髻を切られたとの風聞があるが、の意となる。〈盛〉に近似する〈四〉には「昨日殿下の御友^ニ有^リ被^リ切^ル本鳥^云風聞^ト」（三二右）とあり、昨日私は殿下の御供をして髻を切られたという風聞があるが、の意となる。〈四〉では先に「前駈六人内、藏人高範、多田源三藏人、本鳥被^り切^り御隨身十人中、右先生武朝、同本鳥被^り切^り在^リ御友^ニ有^リ者共^ハ逃散^ス」（三二左―三二右）とあって、供にあって髻を切られたのは、前駈六人中の二人、御隨身十人中の一人、その他の者達は逃げたとする。多

田源三は、髻を切られた数名中の一人であったため、それを恥としたのである。これに対して、〈盛〉の場合、供の者達の総ての髻が切られたとは確認できないが（先に「御伴ノ者四方へ逃隠ニケレバ」とあるように、髻を切られることなく逃げた者達もいたのである）、〈四〉に較べればかなり多くの者達の髻が切られたとして描いていることは確かである。このような違いはあるものの、〈四・盛〉共に、多田源三自身は髻を結びつけ、自分の髻は切られていないように偽装しているため、伝聞（「聞エ」「風聞」）として語る点は変わらない。しかし、そのような噂が流れるのは「所詮不肖ノ身」であるからと言って、出家するのである。○雁侯ヲ逆ニハケ（四）「某携はりて弓箭カサシマ別カサシマ鉗ツケル逆ツケル」(卷一—三二右—三三左)。雁侯は、先が二またに開いた形をした鎌をつけた矢。「は（矧）ぐ」とは弓に矢をつがえること。〈新定盛〉は、「雁侯を逆さまに履くと申すとも」と校訂し、「これ（雁侯）を鼻緒に見立てた比喩。たとえ雁侯を鼻緒にして履いて足が切れようとも、の意」（1—15八頁）と解するが、「雁侯を逆にはぐ」つまり「雁侯を逆につがえる」の意であろう。とすれば、武士として役に立たないという、謙遜の表現とも、武士としてあり得ぬ失態のたとえとも解しえようか（〈四評釈〉二—二六頁）。同表現の用例は、幸若「夜討曾我」に、「秋の雁に雁股を逆にはむる習ひは候へど、弓矢取る身の心ざし、誠に優しき者かな」（新大系『舞の本』五—三三頁）とある。しかし脚注には、「秋に飛来してくる雁を憐れんで、雁股の矢をさかさまにつがえる習慣。実際にあつたものかは未詳」（五—二二頁）と解する。敵祐経をせっかく追い詰めながらも落馬して見失ってしまった曾我兄弟の、武士としての「誠に優しき」「心ざし」の譬えとして、「秋

の雁に雁股を逆にはむる習ひ」を引くのであって、〈四・盛〉の当該事例とは異なる用法と考えられる。○本取ヲ切ル、程ニテハ、人ヲスルマデコソナクトモ、命生テ人ニ面ヲ合セテンヤ（四）「被ツケける切本鳥を之程にては為ニテ人を無クとも生レキ命を合テ人に面を」（三—三三左）。〈四・盛〉共に解しづらい。〈延・長〉には、「身ニ装束ヲマトヒ爪切ホトノ小刀体ノ物ヲモ身ニシタガヘズ、人ニ手ヲカクルマデコソ無トモ、アタル所ノ口惜目ヲ見ヨリハ、自害ヲコソ仕ベカリシカドモ叶ハズ。剩ヘ本鳥被切タリト云不実サヘ云付ラレ」（〈延〉卷一—一八〇オ）とある。「襲撃を受けた際に」隨身装束で爪切ほどの小刀すら所持していなかったため、（たとえ反撃して）相手を討ち果たすことまでは出来なくとも、あのように口惜しい思いをするぐらいたらば、自害をすすべきと思つたのではあったが、（寸鉄すら身に帯びていなかったため）自害することすらできなかった」の意となる。これに続いて、「髻を切られた」との噂を立てられたことを憂い、それが事実無根であることを証明した上で出家をする、というのが高範の主張であった。これに対して〈四・盛〉では、「髻を切られるほどのことがあっては、他の人にそこまで求めることはなくとも、私としては生き長らえ、人に顔を合わすことができようか」の意となる。○御暇ヲ申テ、出家シテ引籠ケルコソ、賢キ様ニテオカシカケレ（延・長）の高範の藏人所での弁明では、前項引用箇所が続いて、「ましてや髻を切られたという嘘ごとさえ言いふらされているが、これも武士たる者が死ぬべき所で死ななかつたために生じたことでしょう。すぐにでも世を逃れ出家すべきでしょうが、即座に出家してしまえば、髻を切られたことはやはり本当だったのだと言われるだろうから、今一度皆様方にお会いしようと

思つて参つた」と言い、決意した事があると言うや髻を切つたと言うように、かなり詳細に記す。さらに最後も、〈延〉「賢カリケルシ態ナレ」（六〇ウ）、〈長〉「賢かりけれ」（一六二頁）と、好意的な批評で締め括られる。これに対し、〈四・盛〉の多田源三の場合、「実や殿下ノ御伴申タル人々、皆モトドリ被_レ斬タリト云聞エアリ」と、あたかも自分が当事者ではなかったように語り、もし自分が髻を切られたならば「命生テ人ニ面ヲ合セテンヤ」と他の隨身等を批判しつつ、「所詮不肖ノ身ヲ以テ出仕ヲスレバコソ、左様ニ憂名ヲモ流シ候へ（私が不肖の身で出仕をしているから、このような根も葉もない噂をたてるのであろう）」と出家を遂げたとする。我が身を事件とは無関係のところ置きながら、噂を理由に出家をとげたように取り繕う多田源三に対し、〈四〉「浅猿_ニ云愚_カ」（三三左）、〈盛〉「賢キ様ニテオカシカリケレ」と、ともに批判的な評を下している。ことに〈盛〉の場合、果敢に抵抗し、髻を切られながらも基房の還御に力を尽くした高範との対比意識があったのかもしれない。○廿二日ノ朝、六波羅ノ門ノ前ニ： 底本は前段で、報復のあった日付を誤脱していたため、これが何月のことか分からなくなっているが、〈蓬・静〉には「同十月廿一日ニ主上御元服ノ定アルベキニテ」とあったように、「廿二日」は報復事件の翌日、十月二十二日を指す。以下の作り物の逸話、他に〈延・長〉にあり。〈延〉「明ヌル日、西八条ノ門前ニ作物ヲゾシタリケル。法師ノ引コシガラミテ長刀ヲ以テ物ヲ切ントスル曇ヌヲ作タリ。又前ニ石鍋_ナニ毛立シタルモノヲ置タリ」（五九オ）。〈長〉もほぼ同様）。また、場所を〈盛〉は「六波羅」、〈延・長〉は「西八条」とする。出家後の清盛は福原に退隠して、六波羅は重盛が後継者として差配して

いた。その後清盛は、鹿ヶ谷事件や治承三年のクーデターの際など、上洛の際には六波羅ではなく西八条に入っている（高橋昌明四九五〇頁、高橋慎一郎七三頁）。もし作り物が置かれたのが史実であったならば、六波羅門前に置かれていた場合は、史実として報復を主導した重盛・平家一門を、西八条に置いたのなら清盛を揶揄したと理解されようか。ただし、『平家物語』諸本においては、高橋昌明・高橋慎一郎が指摘する六波羅・西八条住み分けの事実は全く意識されておらず、また、事件についても清盛を諫言する重盛との造形がなされている以上、どちらに置かれていたとしても、清盛・平家に対する批判という意味となろう。○土器ニ蔓菜ヲ高杯ニモリテ、折敷ニスヘ： 作り物について、〈盛〉と〈延・長〉の描写は異なるが、作り物の表すところは、いずれも「コシガラミ」した法師が熱した汁物・鍋（つまり「ムシ物」）を前にする様子である。すなわち、〈盛〉の「ハギ高ニカ、ゲタルガ、左右ノ肩ヲ脱テ、キル物ヲ腰ニ巻集」という「五尺計ナル法師」の風体に対して、〈延・長〉の「引コシガラミテ、長刀ヲ以テ物ヲ切ントスル」（五九オ）法師の風体。また、その法師が「箸ヲ取テ、ニタル蕪ノ汁ヲ差賈テ、カワラケノ汁ヲニラマヘテ立」つ〈盛〉に対して、法師の前に「石鍋ニ毛立シタルモノヲ置」く〈延・長〉とになっている。ただし〈盛〉がはじめにあげる、「土器ニ蔓菜ヲ高杯ニモリテ、折敷ニスヘ」は独自の説明。蔓菜はこの後の蕪のことを指すのであろう。伊勢本『和名類聚抄』卷十七・蔓「蕪菁（高杯）北人名之蔓菁（上音蛮、和名阿平奈）」（『古写本和名類聚抄集成』第三部、五八七頁）。「高杯」は「高坏_{（たかひ）}」、すなわち脚のついた皿。「折敷」は食膳用の盆。折敷の上に土器を置き、その上に高坏を置いて、蔓菜を盛っ

たということなのだろう。〈延・長〉が説明しない「石鍋ニ毛立シタルモノ」(〈延〉)、つまり「ムシ物」の中身を〈盛〉は具体的に記すのだが、その「土器」や「蔓菜」と、後の「カハラケ」や「蕪ノ汁」との関連が分かりやすい説明にはなっていない。○五尺計ナル法師ノハギ高ニカ、ゲタルガ、左右ノ肩ヲ脱テ、キル物ヲ腰ニ巻集 法師の「コシガラミ」した様子を以下具体的に記そうとするのだろう。その法師を、この後、「ムシ物ニアヒテ、腰ガラミ」と揶揄するわけだから、この「五尺計ナル法師」とは、清盛をイメージしていると考えられよう(生形貴重②七頁)。〈延・長〉の当該記事は、「法師ノ引コシガラミテ、長刀ヲ以テ物ヲ切ントスル景氣ヲ作タリ」(〈延〉五九オ)。なお、「ハギ高」は裾を脛の上まで引き上げた様。「キル物」は、〈蓬・静〉が「衣物」としているように、羽織っていた衣を脱いで腰に巻いているのか。〈延・長〉の「引コシガラミテ」がこれに当たろう。ただ、〈延・長〉の「長刀ヲ以テ物ヲ切ントスル」との対応を考えると「切る物」とも取れるが、そうすると文意が取れない。いずれにせよ、肌脱ぎになつて汁物に向かっている様子である。○箸ヲ取テ、ニタル蕪ノ汁ヲ差貫テ、カワラケノ汁ヲニラマヘテ 「煮た蕪の汁の中に箸を差し入れて、土器の汁を覗みつけて」の意か。〈延・長〉は、「石鍋ニ毛立シタルモノ」(〈延〉五九オ)とする。○小松殿ハ人參テ 〈延・長〉では「歳五十余計リナル老僧指寄テ、打見テ申ケルハ」(〈延〉五九オ)として、ある老僧が作り物の謎解きをしたとする。〈盛〉では、今回の清盛の報復を慨嘆する重盛に、作り物の謎解きをする役割を与えることで、平家一門にあつて批判的に事件を捉える重盛像を描いていると言えよう。当然、この後の重盛の言葉「ア、心憂事也。ハヤ京中ノ

咲ハレ草ニ成テ、作ラレケリく」も〈延・長〉の老僧の言葉には見られない。○癖物 怪しげなもの。〈盛〉では、「毛シユウ」(1—三九頁)や、頼政が射止めた「変化ノ物」(2—五一—八頁)を「癖物」とする他、討ち取ったものの名乗らなかつたため正体不明の武者(実は実盛。4—三三—三三頁)や、鬼神の振舞を見せる、女とも童とも見定めがたい巴(5—二二—二〇頁)を「癖物」とする。○ムシ物ニアヒテ、腰ガラミ 〈延〉「ムシ物ニアフテコシガラム」(五九ウ)、〈長〉「むし物にあふてこしがらみ」(六〇頁)。「腰がらみ」は衣を腰の辺りに巻くこと。作り物の「キル物ヲ腰ニ巻集」がそれに当たる。諺として知られていた表現のようであり、〈盛〉では他に三箇所に使用例がある。①巻四「白山神輿登山」。関白師通の命により、日吉の禰宜友実が矢で射られたことで大衆が八王子に集まる。そこで仲胤が次のように言う。「菜種ノ竹馬ノ昔ヨリ、生立タル友実ト知ナガラ、蒸物ニ合テ腰絡シ給殿ニ鎗矢一放給へ、大八王子権現」(1—二二—九頁)。②巻十八「仙洞管絃」。法皇の管絃の座に現れ勸進帳を読み上げ捕らえられた文覚が痛めつけられるのを見た人の言葉。「袈裟衣著タル者ヲ、清淨ノ上人ニテ有モノヲ。蒸物ニアヒテ腰擲ノ風情哉ト、哀ム人モ有ケリ」(3—二二—九頁)。③②のすぐ後、獄を出た文覚が人々に法皇の仕打ちを言いふらす。「コ、ノ闕タルハ院ノ所為ヨ、頭ノ腫タルハ法皇ノ所行ゾカシ。蒸物ニ合テ腰ガラミトテ、法住寺殿ノ御所ノ前ヲ、東西南北ニラミ廻リテ」(3—二二—二頁)。このうち①は〈延〉にもある。これらの用例からして、〈校注盛〉の②の補注「抵抗出来ない者に対して、尻ばしよりをし威嚇を加える意の諺か」(3—三二—七頁)とするのが妥当であろう。すなわち、抵抗できない基房の一行に対して、手加減

のない報復をおこなった平家を嘲笑したものと理解できる。ただし生形貴重②は、本箇所についてはその一方で、「法師」は、「清盛入道」をイメージさせるとともに、髻を切られた事への嘲笑でもあり、「こしがらみ」は、「戦さで弱兵がかえって邪魔になること。足手まといになること」の意味でもあり、「むし物」は「武士の者」を意味すること、この「作物」は、「武士の者に出会って髻も切られ、戦うどころか、足手まといになった腰抜け侍よ」といった、「基房の前駆・隨身を嘲弄した意味も、六波羅批判と同時に含まれていたのではないか」（七頁）と指摘する。もちろん作り物を平家批判と理解したとする〈盛〉では、このようには解釈できないだろう。○弓矢取身ハ、軍二合テコソ：重盛のこういった事件に対する批評も、前々項と同様、〈延・長〉には見られない。〈延・長〉では老僧の「ムシ物ニアフテコシガラム」の解釈に、「一同ニハト咲ケリ。イカナル跡ナシ者ノシワザナルラムト、ヨカシカリケル事共ナリ」（延・五九ウ）とあるのみである。この〈延・長〉の「イカナル跡ナシ者ノシワザナルラム」（延）との表現は、すでに清水寺回祿後の立て札の秀句に対する評として同様の表現があったように（本全釈七―五四頁参照）、〈延・長〉はこの作り物の一件を諧謔味をもって描いているが、〈盛〉では重盛の姿勢に重点が置かれた描写になっているといえよう。○廿五日ニ院ノ殿上ニテ御元服ノ定アリ 底本は前段で、報復のあった日付を誤脱していたため、これが何月のことか分からなくなっているが、〈蓬・静〉には「同十月廿一日ニ主上御元服ノ定アルベキニテ」とあったように、「廿五日」は十月二十五日を指す。二十五日に元服定のこと、諸本同。『玉葉』嘉応二年十月二十五日「此日、御元服僉議也。依寛

治例、去廿一日於撰政直廬、可_レ有_レ此定、而彼日延引（事趣見_二先日記_一）。今日於院殿上所_レ被_レ議定也」。もともと元服定は殿下の直廬で行われるべきものであったが、この日基房は議定にも参加しておらず、そこで院御所で議定が行われたのである（下郡剛七二頁）。さらに後白河上皇は、明日熊野から入洛する予定であったが、この日に議定を行うため、急いで帰洛したという（『玉葉』同日条）。○十二月九日、兼宣旨ヲ蒙ラセ給テ、十四日ニ太政大臣ニナラセ給フ 諸本も同記事を記すが、〈南・中〉は、兼宣旨・任太政大臣・拝賀をいずれも十一月のこととする。しかし十一月にする意味は見出せず単純な誤りだろう。〈屋〉は、「撰政殿サテ渡セ給フベキニアラネバ、同十一月十四日*、御参内有シカドモ」（五三頁。*部に「脱文」と傍書あり）と言うように、脱文によるためか本文に混乱が見られる。「兼宣旨」は、前もって大臣に任じられる日を知らされる宣旨（本全釈四―一五頁「兼宣旨并饗祿ナカリケレ共、忠義公ノ例トゾ聞エシ」参照）。『玉葉』嘉応二年十二月九日「此日、太政大臣兼宣旨也。勅使左衛門督美国卿云々」。十二月十四日に任太政大臣、撰政と兼任した。『玉葉』十二月十四日「此日、有_レ任太政大臣事」。○十七日ニハ御悦申アリ「御悦申」を、〈四・寛〉「御喜（慶）申」、〈闘〉「御賀」、〈延・長・南・中〉「御拝賀」。いずれも、昇任に際してその喜びの礼をする儀式。『玉葉』十二月十七日「此日、撰政任太政大臣之後、被_レ申慶於所々」。○此ハ明年御元服ノ加冠ノ料也 基房の太政大臣兼任が、高倉天皇の元服・加冠のためであったこと、〈屋・寛・中〉なし。天皇の加冠は太政大臣が務めることになっていたが、太政大臣忠雅は、この年の六月六日に辞任していた。したがってこの前に「サテ有_レベキナラネバ」

(そのままではいられなかった)とあるように、摂政基房が太政大臣を兼任することになった。○平家ノ一類以外ニ苦咲テゾ見ケル(四)「勇有^レ苦^テ」(三三右)、(闘)「如勇苦見」(二八オ)、(延)「ユ、シクニガリテゾ有ケル」(六一オ)、(長)「ゆゝしくにがりてぞありし」(六二頁)、(南)「ユ、シクニガリテゾ見ケル」(九〇頁)、(覚)「世中は猶にがくしうぞ見えし」(四三頁)、(中)「世中いとにがりてぞありける」(四四頁)。諸本、「苦々しく思った」とする点で共通する。〈覚〉の解釈を、〈集成〉は「しこりが残っているようであった」(上一八一頁)、〈全注釈〉は「何かぱっとしない様子であった」(上一五九頁)と解釈するが、「苦々し」には相応しないだろう。(四・闘・

【引用研究文献】

- * 生形貴重① 『延慶本『平家物語』鹿谷事件覚書』(同志社国文学四二二・一九九五・11)
- * 生形貴重② 「殿下乗合」再考―延慶本『平家物語』の一面についての覚書―(軍記と語り物一九、一九九三・3)
- * 下郡剛 『後白河院政の研究』(吉川弘文館一九九八・8)
- * 高橋慎一郎 『中世の都市と武士』(吉川弘文館一九九六・8)
- * 高橋昌明 「平氏の館について―六波羅・西八条・九条末―」(神戸大学史学年報一三、一九九八・5)
- * 中原俊章 「侍」考(ヒストリア八三、一九七九・6)

朝観ノ行幸

¹ 嘉応三年正月三日、主上御元服有テ、十三日ニ朝観ノ行幸ト聞エキ。法皇モ² 女院モ、旁御珍ク花ヤカニ待申サセ給ケリ。³ 初冠ノ御姿最⁴ 敵ク、翠ノ山ニ月ノ⁵ 出ガ如ク、籬ノ⁶ 内ニ梅ノ綻タルニ似サセ給ヘリ。⁷ 改ノ年ノ始ノ御事ナレバ、人々モ殊ニ御祝ノ事共申テ悦申給ヘリ。

⁸ 朝観行幸トハ、⁹ 漢高祖位ニツキテ後、五日ニ¹⁰ 一度、父ノ¹¹ 大公ガ家ニ朝観シテ、深ク父子ノ礼ヲナス。¹² 大公ガ¹³ 家司賢キ¹⁴ 者アリ。¹⁵ 大公¹⁶ 問云、「天ニ¹⁷ 日ナク、地ニ¹⁸ 主ナシ。高祖ハ子ナレ共、¹⁹ 人主ナリ。²⁰ 大公ハ父ナレ共、²¹ 人臣也。何ゾ²² 人主トシテ人臣ヲ可^レ拜哉。角ノミ²³ ナラバ、中々悪カリナン」ト云。其後、高祖²⁴ 朝観スルニ、太公問²⁵ 二下向ヘリ。高祖大ニ驚テ、「何事ニカ」ト問。太公答テ云、

延・長・南)などは、今回の事件により、このように変更を余儀なくされたことについて、基房が苦々しい様子であったとの意で、これに對して〈覚〉は主体を世間と理解したのである。〈盛〉は主体を平家と理解して、基房の太政大臣に昇任したことを、平家一門は苦笑いして見ていた、の意となるが、これは一門の血を引く高倉天皇の加冠のために、敵対する基房が太政大臣に昇任することを指しているのである。なお、『玉葉』十七日条では前々項の引用に続いて「前驅之中無殿上人、先例多殿上人相交勤前驅、今度纔一兩人、還可^レ見苦、仍停止了云々」とし、今度の事件の影響か、先例と異なって前驅の中に殿上人の姿がなく見苦しいものであったとする。

「家司申旨如²⁵此。其言誠ニモト覚ユ。争カ²⁷賤ガ身ニテ²⁸天下法ヲ乱ラント云道理也」ト云ケレバ、²⁹高祖³⁰太公ヲ拜スル事ヲ³¹止タリケレ共、サリトテ重恩ノ父ヲ拜セザルベキニアラネバ、太公ヲ³²貴シテ³³大上皇トセリ。サテ、又朝覲アリ。高祖、³⁴家司ガ³⁵言ヲ感ジテ、³⁶五百斤ノ³⁷金ヲ給³⁸。我朝ニモ帝王ノ父ヲ太上天皇トシテ朝覲スル事ハ此故也。

二四三三 今年四月廿一日改元アリテ、承安元年ト云。

【校異】 1 〈近〉右に「朝覲行幸事」と傍記。 2 〈近〉「にようゐんも」、〈蓬〉「女院も」、〈静〉「女院も」。 3 〈近〉「うめかうふりの」、〈蓬〉「初冠の」、〈静〉「初冠の」。 4 〈近・蓬〉「うつくしく」、〈静〉「厳しく」。 5 〈近〉「いづつるがごとく」、〈蓬〉「出たるかごとく」、〈静〉「出るかごとく」。 6 〈近〉「うちに」、〈蓬・静〉「中に」。 7 〈蓬〉「改ノ年ノ」から「悦申給へり」までを欠く。 8 〈近〉「てうぎんの」、〈蓬・静〉「朝覲」。なお、〈底・静〉は以下「此故也」まで一字下げ。〈近〉は以下「いへつかさ申むねかく」（〈近〉本文による）まで一字下げ。〈蓬〉は一字下げにせず。 9 〈蓬〉「漢高祖」。 10 〈近〉「一度」、〈蓬〉「一度」、〈静〉「たび」。 11 〈近〉「たいこうが」、〈蓬・静〉「太公か」。 12 〈近〉「たいこうか」、〈蓬〉「太公か」、〈静〉「太公か」。 13 〈近〉「いへつかさに」、〈蓬・静〉「家司に」。 14 〈近〉「物」。 15 〈近〉「たいこうに」、〈蓬・静〉「太公に」。 16 〈近〉「とつて」、〈蓬〉「問て」、〈静〉「問て」。 17 〈近〉「しゆ」、〈蓬〉「主」、〈静〉「主」。 18 〈近〉「人主也」、〈蓬〉「人主也」、〈静〉「人主也」。 19 〈近〉「たいこうは」、〈蓬〉「太公は」、〈静〉「太公は」。 20 〈蓬〉「人主として」。 21 〈近〉「はいすへきや」、〈蓬〉「拜すへきかな」。 22 〈近・蓬・静〉「あらは」。 23 〈近〉「てんぎんするに」とし、前の「ん」に見せ消ち、右に「う」と傍記。 24 〈近〉「いへつかさ」、〈蓬〉「家司か」、〈静〉「家司か」。 25 〈近〉は「かくのごとし」の「のごとし」から「此故也」まで一字下げにせず。ここから頁が変わったための過誤であろう。 26 〈近〉「こと」、〈蓬〉「ことは」、〈静〉「言」。 27 〈近〉「しづが身にて」、〈蓬・静〉「賤身にて」。 28 〈近〉「てんかの」、〈蓬〉「天下の」、〈静〉「天下の」。 29 〈近〉「かうそ」を補入。 30 〈近〉「たいたうを」とし、後の「た」に見せ消ち、右に「こ」を傍記。 31 〈近〉「やめたりけれども」、〈蓬〉「止たりけれども」、〈静〉「止たりけれども」。 32 〈近〉「たつとつして」、〈蓬・静〉「貴して」。 33 〈近〉「たい上かくわう」とし、「かくわう」を三重線で消し、右に「くはう」と傍記。〈蓬〉「太上皇と」、〈静〉「太上皇と」。 34 〈近〉「いへつかさが」、〈蓬〉「家司か」、〈静〉「家司か」。 35 〈近〉「ことを」、〈蓬〉「云を」、〈静〉「言を」。 36 〈近・蓬〉「五百斤の」、〈静〉「五百斤の」。 37 〈近〉「こかねを」、〈蓬〉「金を」。 38 〈底・静〉は二字下げ。〈近〉は「承安元年ト云フ」まで二字下げにせず。〈蓬〉は一字下げ。

【注解】 ○嘉応三年正月三日、主上御元服有テ 高倉天皇の元服と朝 観記事を〈四〉は欠くが、〈鬪・延・長・南・屋・覚・中〉は次の様に記す。〈盛〉のように、①前年の嘉応二年（一一七〇）末の主上元服の定め・兼旨旨・任太政大臣・拜賀記事に続けて、②嘉応三年正月の元服・朝覲記事へと続けるのが〈鬪・南・屋・覚・中〉。これに対して、①と②の間に、成親が八幡や賀茂に僧を籠めて左大将任官を祈誓させたとする記事を挟むのが〈延・長〉。しかし、妙音院師長が太政大臣任官のため左大将を辞任したのは、治承元年（一一七七）一月

二十四日のことで、〈延・長〉では、嘉応二年末の①の記事と、嘉応三年一月の②の記事との間に、治承元年の記事が割り込む形になっている。この時間的錯誤について、〈延〉では「其時」(六一〇)と囃化の一語を欠く〈長〉は、師長の辞任の理由として、「もとより出家の御心ざしありける上、入道相国、年をへ、日にしたがひて過分になりて、天下の事をわがまゝに執行し、重盛を大将になしたるうへ、次男宗盛を大将になさんと心にかけて其闕を伺ふよし、聞せ給ける。おりふし松殿、かく事にあひ給につけても、一定、大将はがれなんすとおぼしめして、急ぎ大将をじたひ申されけるを」(六一六二頁)と、殿下乗合事件記事と接続させ、編年上の瑕疵を糊塗しようとする。恐らくは、編集錯誤により生じた編年上の過誤と考えられる(佐伯真一、一九〇三三頁)。卷三「諒闇」の注解「安元二年七月二十八日、御歳十三ニテ隠サセ給キ」参照。なお、元服の件は、『玉葉』嘉応三年正月三日条に所見。「此日、有天皇御元服事」(御年十一)。加冠、摂政太政大臣。理髮、左大臣。能冠、内蔵頭親信朝臣(割書省略)。行事、蔵人右衛門権佐光雅、修理助高階仲基(蔵人上臈)。装束司、蔵人頭左中弁長方朝臣。『玉葉』同日条に詳細な記録があり、儀式は華麗に滞りなく行われた。『百練抄』同日条に「主上御元服(十一歳。内裏)」とある。〇十三日朝覲ノ行幸 朝覲の行幸は、天皇が父上皇や母の殿舎に行幸し、拝礼を行う儀式。朝覲行幸の濫觴は、大同四年(八〇九)八月三十日、四月に即位した嵯峨天皇が、平城上皇を朝覲したこととされているが、実際は、仁明天皇が、天長十年(八三三)八月十日、父嵯峨太上天皇と母太皇太后橘嘉智子を冷泉院に朝覲行幸し、翌年の承和一年(八三四)正月二日には仁明天皇が淳和上皇に、

四日には同天皇が父嵯峨上皇と母太皇太后を冷泉院に朝覲行幸したのが正月儀礼の実質的開始で、以後父母への正月行幸として年中行事化されていった。この朝覲行幸は、天皇の国政的権威が上皇の家父長的権威より下におかれるに至ったことであり、天皇家における家父長制的秩序の儀礼化であったとされる(服藤早苗五九〇六〇頁)。「玉葉」同十三日条に「此日、御元服之後、初朝覲行幸也」。〇翠ノ山二月ノ出ガ如ク、籬ノ内ニ梅ノ綻タルニ似サセ給ヘリ(盛)の独目異文。前半は卷十七「祇王祇女」で、仏の容姿の描写にも見られる。「楊貴妃ガ花ノ眼、李夫人ガ連ノ睫、夏野ノ荻ノ風ニ靡有様、翠ノ山三月ノ出ヨソヲヒナリ」(三一六頁)。このような描写は、『平家物語』において高倉天皇が理想的な賢帝として描かれることによる(次項参照)。〇朝覲ノ行幸トハ：以下の朝覲行幸の由来譚は、『平家物語』諸本では、〈盛〉にのみ見られる。同話は、『史記』(高祖本紀第八)新釈漢文大系『史記』(二本紀)一五六七〇五八八頁を原拠とし、『漢書』(高帝紀下)『和刻本正史漢書』(影印本)(一)四三三頁)の他、『世俗諺文』(天無二日)。続群書三〇下―五八頁)、『蒙求和歌』(漢祖龍顔)『附音増広古注蒙求 蒙求和歌』一五八頁)、『唐鏡』(第三)漢高祖ヨリ景帝ニイタル。古典文庫『唐鏡 彰考館本』一〇一頁)に見られる。同話を検証した牛尾久美子によれば、〈盛〉に一番一致するのは『唐鏡』だが、〈盛〉にある「金五百斤」が『唐鏡』にないことから、〈盛〉は、この記事を『唐鏡』に拠って記しながら、「金五百斤」を『史記』で補ったとする(三五〇三六頁)。以下検証していく。〇漢高祖位ニツキテ後、五日ニ一度、父ノ大公ガ家ニ朝覲シテ、深ク父子ノ礼ヲナス 当該記事を①とする。『史記』「六年、高祖五日一朝太公、如

家人父子礼」。『漢書』「五曰一朝太公」と略述。『世俗諺文』「史記云。高祖五日一朝太公。如家人父子礼」。『蒙求和歌』は当該記事を欠く。『唐鏡』は、「御位ノ後、六年ト云シニ、高祖五日ニ一度、太公ニ朝覲シ玉フ事、家人父子ノ礼ノ如ナリシヲ」と「朝覲」の表現が一致。○大公方家司賢者アリ。大公問云 当該記事を②とする。『史記』「太公家令説太公曰。『漢書』『世俗諺文』『史記』に同じ。『蒙求和歌』は当該記事を欠く。『唐鏡』「太公ノ家司、太公ニ申シテ云。『家令』を「家司」とする点、『唐鏡』が一番近似。○天ニ二ノ日ナク、地ニ二ノ主ナシ 当該記事を③とする。『史記』「天無二日、土無二王」。『漢書』も同じ。これに対して、『蒙求和歌』と『唐鏡』は、「地…主」として、『盛』に一致。『世俗諺文』は、「地…主」として「主」に「王イ」の異本注記。「主」と「王」は誤写される可能性が高いだろう。なお、「天無二日、土無二王」の句は『礼記』に典拠があり、『玉函秘抄』や『明文抄』にも引用されている（遠藤光正）。○高祖ハ子ナレ共、人主ナリ。太公ハ父ナレ共、人臣也。何ゾ人主トシテ人臣ヲ可拝哉 当該記事を④とする。『史記』「今高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何令人主拜人臣」。『漢書』は、「高祖」を「皇帝」とし、『世俗諺文』は、「奈何」の下に「太公」を記す（衍字か）以外は『史記』に同じ。『唐鏡』は『史記』に同じ。『蒙求和歌』は、「太公ハ雖為父人臣也。高祖ハ子ナリト云トモ人主也。人主ヲシテ人臣ヲ可拝ニアラザルユエ」と順序が入れ替わっている。○角ノミニナラバ、中々悪カリナン」ト云 当該記事を⑤とする。『史記』「如此則威重不行」。『漢書』『世俗諺文』は『史記』に同じ。『蒙求和歌』は、当該記事を欠くが、以降『史記』の記事からは大きく離れていく。『唐鏡』

は、「如此セバ、威重ヲコナハレジト申セリ」と、『史記』から若干離れる。○其後、高祖朝覲スルニ、太公門ニ下向ヘリ 当該記事を⑥とする。『史記』後高祖朝。太公擁篲迎門却行。『世俗諺文』は『史記』に同じ。『漢書』は『史記』の「高祖」を「上」とする他は『史記』に同じ。『蒙求和歌』は、「大公ミヅカラヲリテ、高祖ヲ令拜」と『史記』とは大きく異なるが、傍線部が〈盛〉にやや近似する。『唐鏡』は、「其後、高祖行幸成テ、朝覲シ玉フニ、太公尊取テ、門へ迎奉テ、退キ行玉フ」と、傍線部が『史記』とやや離れる。なお、『史記』では、「皇帝が伺候されると、太公は竹帚を持って道路を払い、門に迎え、後じさりして敬意を表わした」（五八八頁）の意だが、〈盛〉では、太公は門まで下りて行って皇帝を迎えたの意となる。○高祖大ニ驚テ、何事ニカ」ト問 当該記事を⑦とする。『史記』高祖大驚、下扶太公。高祖は大層驚き、車から降りて太公を支えたとする点は、『漢書』『唐鏡』は同じ。『世俗諺文』は「太公」を欠く。次の文も「太公…」とあるため目移りによる脱字か。『蒙求和歌』は当該記事を欠く。〈盛〉では、後半の記事が異なる。○太公答テ云、「家司申旨如此。其言誠ニモト覚ユ。争力賤ガ身ニテ天下法ヲ乱ラント云道理也」ト云ケレバ 当該記事を⑧とする。『史記』「太公曰、「帝人主也。奈何以我乱天下法」。『漢書』『世俗諺文』は『史記』に同じ。『蒙求和歌』は、当該記事を欠く。『唐鏡』も、「其時、太公ノ玉ハク、帝ハ人主也。イカゞ我故ニ、天下ノ法ヲ乱リ給ベキト、ノ玉フニ」と『史記』に近似する。〈盛〉の記事は、後半の記事が『史記』等に近似する。○高祖太公ヲ拜スル事ヲ止タリケレ共、サリトテ重恩ノ父ヲ拜セザルベキニアラネバ 当該記事を⑨とする。〈盛〉の独自本文で、『史記』等に

類似記事は見られない。○太公ヲ貴シテ大上皇トセリ 当該記事
 ⑩とする。『史記』「於是高祖乃尊太公為太上皇」。『漢書』「於是
 上」として、後は欠く。『世俗諺文』は『史記』に同じ。『唐鏡』も『史
 記』に近似する。『蒙求和歌』は、「父大公ヲバ太上皇帝トス」とする
 が、この説話の冒頭に置く。○サテ、又朝覲アリ 当該記事を⑩と
 する。〈盛〉の独自本文で、『史記』等に類似記事は見られない。

○高祖家司ガ言ヲ感ジテ、五百斤ノ金ヲ給 当該記事を⑩とする。『史
 記』「心善家令言、賜金五百斤」。『漢書』『世俗諺文』は『史記』
 に同じ。『蒙求和歌』『唐鏡』は、当該記事を欠く。以上、①～⑫に分
 けた記事における、〈盛〉と、『史記』『漢書』『世俗諺文』『蒙求和歌』
 『唐鏡』との近似度を表にすると、次のようになる。〈盛〉との近似度
 を、◎（近似度が強い）↓○↓△（類似記事はあるが、近似度が弱い）
 と判別した。

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
『史記』	○	○	○	◎	△	△	△	△	△	×	○	×	○
『漢書』	△	○	○	○	△	△	△	△	△	×	×	×	○
『世俗諺文』	○	○	◎	◎	△	△	△	△	△	×	○	×	○
『蒙求和歌』	×	×	◎	△	×	×	○	×	×	×	×	×	×
『唐鏡』	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	×	○	×	×

〈盛〉に一番近い本文を見せるのが『唐鏡』であることは確かである。
 しかし、それは、①～④までの前半部分に集中している。その『唐

鏡』が、⑩を欠く点について、牛尾久美子は、「史記で補った」（三六
 頁）可能性を指摘するが、『世俗諺文』等の可能性もある。『唐鏡』と
 近似する箇所にも相違点があり、現在確認できるこれらの資料をもっ
 て直接の典拠とするには慎重であるべきだろう。〈盛〉が高倉天皇の
 朝覲行幸の記事に続け、さらにその由来譚まで記すのは、〈盛〉を含
 めた『平家物語』が、高倉天皇を理想的な賢帝として描くことと関わ
 るとみられる。高倉天皇は『平家物語』において、「天子ニハ無父母」
 など不孝の態度を批判される二条天皇と、しばしば対照的に扱われて
 いる（本全釈六一二～三三頁参照）。その孝子の人物像は、「法皇と
 の父子の情愛による結びつき」「理想的賢帝としての造型」（二五頁）
 と指摘される（櫻井陽子。他に早川厚一、三〇～三三頁）。例えば、法
 皇の鳥羽殿幽閉の場面では、諸本ともに父の幽閉を歎く高倉天皇を描
 く一方で、不孝の天皇として二条天皇を取り上げる。すなわち、〈盛〉
 では巻十二「主上鳥羽籠居御歎」において、「明テモ暮テモ法皇ノ御
 事ヲノミ歎思食」（二二七四頁）高倉天皇を描き、「百行ノ中ニハ孝
 行ヲ先トシ、万行ノ間ニハ孝養勝タリ」（二七五頁）とする一方で、「二
 条院モ賢王ニテ御座ケレ共、天子ニ父母ナシトテ常ニ法皇ノ背仰申サ
 セ給ケル故ニヤ、継体ノ君マデモ御座サズ先立セ給」（同）と二条院
 の不孝を批判している。〈盛〉の朝覲行幸の独自記事も、高倉天皇の
 孝養を示すという文脈で捉えられよう。○今年四月廿一日改元アリ
 テ、承安元年ト云 承安改元を記すのは、他に〈鬮〉。「同四月有改元○
 号承安元年」（巻一上二八才）。『玉葉』承安元年四月二十一日条「今
 日改元定可参之由、外記来催、申所勞之由了」。

【引用研究文献】

* 牛尾久美子 「源平盛衰記」の中国故事説話について（国文自白二〇、一九七一・3）

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）（東洋研究七七、一九八六・1）

* 櫻井陽子 「平家物語」における高倉院の造型」（軍記と語り物二三、一九八七・3）

* 早川厚一 「平家物語」の成立―鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について―（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）二四―1、一九八七・6）

* 服藤早苗 「王権の父母子秩序の成立―朝覲・朝拝を中心に―」（十世紀研究会『中世成立期の政治文化』東京堂出版一九九〇・5）

補記 脱稿後、源健一郎「源平盛衰記と寺門派修験―熊野関係記事依拠資料の検討を通じて―」（『軍記物語の窓 第四集』私泉書院二〇二二・12）が出された。『新羅明神記』との問題など、今回の注解と重なる部分も大きい。参照されたい。

付記 本研究の一部は平成三三～二四年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援）「中世イロハ引き日本語辞書の漢字字体認識及び注記構造に関する研究」（研究代表者村井宏栄、課題番号…二三八二〇〇六三）による研究成果である。